

(平成22年12月22日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	158 件
国民年金関係	39 件
厚生年金関係	119 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	146 件
国民年金関係	101 件
厚生年金関係	45 件

東京国民年金 事案 9411 (事案 2094 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年3月から41年3月まで

私は、現在所持する年金手帳のほかに、加入手続直後に送付された手帳を持っている。その手帳には「強制」のスタンプが押されており、国民年金保険料を納付したときに判子を押してもらったことを覚えている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

本件申立については、「申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人が説明する色の手帳は申立期間当時には使われておらず、さらに申立人は加入手続等に関する記憶が曖昧である上、申立期間の保険料の出張検認については区職員が行っていたことが確認でき、申立人が説明する集金人や当時の納付状況と異なるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。加えて、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和40年12月時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。」として、既に当委員会の決定に基づく平成20年12月10日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、申立期間のうち昭和40年4月から41年3月までの期間については、申立人は、今回の再申立てにおいて、現在所持する41年7月14日発行の国民年金手帳のほかに、加入手続直後に送付された手帳を所持していたこと、その手帳には強制のスタンプが押され、検認印が押されていたことを強く主張しており、申立人の国民年金手帳の記号番号は40年12月に払い出されていること、及び申立人の所持する手帳の検認記録欄には「再交付」の判が押されていることから、上記払出時に手帳を受領していた

と考えられること、当時の手帳の態様や集金人による収納に関して申立人の記憶に曖昧な点があるものの、手帳記号番号払出時点で、当該期間の保険料は現年度保険料として区の集金人が各戸を訪問して徴収していたと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

一方、申立期間のうち昭和38年3月から40年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、38年3月に他区から現住所地へ転入した直後に国民年金の加入手続きをしたはずと説明しているが、上記のとおり、申立人の手帳記号番号は当該転入時から約2年半経過した40年12月に払い出されていること、当該払出時点では申立期間の一部は時効により保険料を納付することはできないこと、集金人に保険料を納付していたと説明しているが、手帳記号番号払出時点では当該期間の保険料は過年度保険料となり、集金人に保険料を納付することができないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年8月から50年3月まで
私は、夫が会社を設立した昭和47年8月から夫婦二人分の国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和48年12月から50年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、51年3月に夫婦連番で払い出されており、申立人は、50年4月以降、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付していること、申立人が保険料と一緒に納付していたとする夫は、当該期間のうち48年12月から49年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、記録確認申立てがなされたその後の昭和49年度分の保険料も過年度納付していたものと認められることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和47年8月から48年11月までの期間の保険料については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記手帳記号番号払出時点では当該期間の保険料は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年12月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年8月から48年11月まで
② 昭和49年4月から50年3月まで

私は、昭和47年8月の会社設立後から、51年9月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料を妻に納付してもらっていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和51年3月に夫婦連番で払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、申立人は、当該期間直前の昭和48年12月から49年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記手帳記号番号払出時点では、当該期間の保険料は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成2年5月及び4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から同年9月まで
② 平成2年5月
③ 平成4年1月

私が学生であった平成3年に、母が市役所で国民年金の加入手続をし、元年4月に遡って国民年金保険料の納付書が送られてきたので、遡って納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②及び③については、申立人は、平成元年10月以降、当該期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、当該期間はそれぞれ1か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の母親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年6月頃に払い出されており、当該払出時点では、当該期間のうち元年4月の保険料は時効により保険料を納付することができないこと、申立人は元年9月の保険料を3年11月に納付しているが、時効期間経過後納付のため、当該納付済保険料は元年11月の保険料に充当処理されていることが確認でき、当該納付時点では当該期間の保険料は時効により納付できないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成2年5月及び4年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月及び同年 5 月
私の母は、私が昭和 46 年 3 月に大学を卒業した頃に、私の国民年金の加入手続きをし、国民年金保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 2 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 45 年 6 月頃に払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人の国民年金被保険者資格取得年月日は、手帳記号番号払出簿では 20 歳時の 43 年*月*日とされているが、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録では 46 年 4 月 1 日とされており、これについては、大学卒業後から国民年金に加入する旨を、大学在学時に申し出たことによるものと考えられ、申立人の母親は、申立人の大学卒業当時に納付意欲があったものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年10月から同年12月までの期間、55年10月から同年12月までの期間、63年11月、同年12月及び平成2年5月から3年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和51年10月から同年12月まで
② 昭和55年10月から同年12月まで
③ 昭和59年4月から同年8月まで
④ 昭和63年4月から平成元年3月まで
⑤ 平成元年4月から3年3月まで
⑥ 平成5年4月から6年7月まで

私は、国民年金に加入後、母子家庭で苦しい生活の中、一生懸命に国民年金保険料を納付してきた。生活保護を受けた時期もあるが、家計簿に国民健康保険料と国民年金保険料の支払が記載されている時期があり、この期間は保険料を納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、3か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和53年11月時点で、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である。また、特殊台帳により、当該期間直前の51年7月から同年9月までの保険料は過年度納付されていることが確認できることから、当該過年度納付をした時点で、申立期間①に係る過年度納付書も発行されていたものと考えられる。

申立期間②については、3か月と短期間であり、昭和53年4月から当該期間直前の55年9月までの保険料は納付済みである上、申立人の所持する家計簿（支出メモ）には、当該期間の保険料額とおおむね一致する保険料額の記載がある。また、当該家計簿（支出メモ）には、当該期間直後の56年1月から免除期間^{しんびようせい}となる旨の記載もあり、当該記載内容はオンライン記録とも合致していることから、信憑性がある

ものと考えられる。

申立期間④のうち、昭和 63 年 11 月及び同年 12 月については、申立人の家計簿（支出メモ）に記載されている保険料の金額が、当該期間の保険料額と一致している。

申立期間⑤のうち、平成 2 年 5 月から 3 年 3 月までの期間については、申立人の家計簿（支出メモ）に記載されている保険料の金額が、当該期間の保険料額とおおむね一致している。また、申立人はほぼ毎月保険料額を記載していること、2 年 11 月及び 3 年 1 月にはそれぞれ翌月分と合わせて 2 か月分の保険料額の記載があり、記載されている金額は、当時の 2 か月分の保険料額とおおむね一致していることなど、記載内容に不自然さは見られず、当該期間当時、申立人が居住していた市役所が保管する国民年金収滞納一覧表によると、当該期間直前の平成元年度は申請免除期間であった旨の記載を確認できるものの、当該期間が申請免除期間であった旨の記載は確認できない。

以上のことから、申立期間①、申立期間②、申立期間④のうち昭和 63 年 11 月及び同年 12 月並びに申立期間⑤のうち平成 2 年 5 月から 3 年 3 月までの期間については、申立内容に不自然さは見られない。

2 しかしながら、申立期間③については、申請免除期間であり、オンライン記録によると、直後の昭和 59 年 9 月から 63 年 3 月までの保険料が追納された平成 6 年 10 月及び同年 12 月の時点では、追納可能な 10 年間の期間を超えているため、当該期間は、保険料を追納することができない期間である。

申立期間④のうち昭和 63 年 4 月から同年 10 月までの期間及び平成元年 1 月から同年 3 月までの期間、申立期間⑤のうち同年 4 月から 2 年 4 月までの期間並びに申立期間⑥については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間に係る保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間④のうち、昭和 63 年 4 月から同年 9 月までの期間及び平成元年 1 月から同年 3 月までの期間については、法定免除期間であり、昭和 63 年 10 月は厚生年金保険加入期間であるため、本来、保険料を納付することができない期間である。申立期間⑤のうち、平成元年 4 月から 2 年 4 月までの期間については、オンライン記録によると、申立人は元年 5 月及び 2 年 5 月に当該期間の保険料免除申請をしていることが確認でき、申立人が当時居住していた市が保管する国民年金収滞納一覧表には、平成元年度は申請免除期間であったことが記載されており、申立人の家計簿（支出メモ）にも納付金額の記載は無い。

さらに、申立期間⑥については、オンライン記録により、申立人は、平成 5 年 4 月 23 日に当該期間の免除申請を行い、同年 10 月 29 日にオンライン入力処理が行われていることが確認でき、申立人の家計簿（支出メモ）にも納付金額の記載は無いなど、申立人が申立期間③、申立期間④のうち昭和 63 年 4 月から同年 10 月までの期間及び平成元年 1 月から同年 3 月までの期間、申立期間⑤のうち同年 4 月から 2 年 4 月までの期間並びに申立期間⑥の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当

たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 10 月から同年 12 月までの期間、55 年 10 月から同年 12 月までの期間、63 年 11 月、同年 12 月及び平成 2 年 5 月から 3 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 59 年 6 月まで

私は、昭和 61 年 2 月に、区役所出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際、出張所職員から 20 歳から 1 年分の国民年金保険料の未納があることを指摘され、遡って保険料を納付するように言われた。父親に相談したところ、納付しなさいと言われ、お金を実家から送金してもらい保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 6 月までの期間については、申立人は、申立期間の後の厚生年金保険から国民年金への切替手続を適切に行い、以降の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 61 年 2 月時点で、当該期間の保険料は過年度納付することが可能である。

また、申立人は、区役所出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った際、出張所職員から未納分の保険料を遡って納付するように言われたこと、及び申立人の父親に保険料の納付について相談し、資金援助を銀行口座への振り込みにより 1 回のみ受けたことについて具体的に説明しており、申立人の母親も、その父親から申立人に保険料納付のための資金を金融機関から送金したことを聞かされたと述べている。

さらに、父親が国民年金に係る手続を行い、保険料を納付したとする母親は、昭和 57 年 12 月に国民年金に任意加入してから 61 年 4 月に第 3 号被保険者に切り替わるまでの保険料、第 3 号被保険者から第 1 号被保険者に切り替わった平成 3 年 3 月から 60 歳に達するまでの保険料及び 4 年から 65 歳に達するまでの任意加入期間の保険料が全て納付済みとなっていることから、父親は、納付意識が高かったものと認められ

ることなど、申立内容に不自然さは見られない。

- 2 しかしながら、申立期間のうち、昭和 58 年 7 月から同年 12 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の手帳記号番号が払い出された 61 年 2 月時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、現在所持している年金手帳以外の年金手帳を所持したことはないと説明しているなど、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 4 月から 54 年 9 月までの期間、57 年 1 月から同年 6 月までの期間、58 年 1 月から同年 3 月までの期間、59 年 7 月から同年 12 月までの期間及び 60 年 10 月から 62 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 4 月から 54 年 9 月まで
② 昭和 57 年 1 月から同年 6 月まで
③ 昭和 58 年 1 月から同年 3 月まで
④ 昭和 59 年 7 月から同年 12 月まで
⑤ 昭和 60 年 10 月から 62 年 3 月まで

私は、申立期間の国民年金保険料は付加保険料を含めて納付していた。昭和 60 年分を除き申立期間の確定申告書を所持しており、国民年金保険料も申告している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和 60 年分を除き申立期間に係る確定申告書（控）を所持しており、申立期間①、②及び⑤のうち 61 年については、申立人の 53 年、54 年、57 年及び 61 年の確定申告書に記載されている社会保険料控除額により計算される国民年金保険料相当額が、各年の付加保険料を含む保険料額と一致、又はおおむね一致している上、申立人の確定申告書を作成していた税理士は、申立人の領収証書等に基づいて作成していたと説明している。

また、申立期間③及び④については、3 か月及び 6 か月と短期間であり、前後の期間は納付済みである上、昭和 58 年及び 59 年の確定申告書（控）には、それぞれ当該年の付加保険料を含む保険料額に相当する金額が記載されている。

さらに、申立期間⑤のうち、昭和 61 年を除く、60 年 10 月から同年 12 月までの期間及び 62 年 1 月から同年 3 月までの期間については、それぞれ 3 か月と短期間であり、申立期間前後を通じて、申立人の住所に変更は無く、確定申告書に記載されている収入

額からも、生活状況や収入には特に変化が無かったことが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を付加保険料を含めて納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年9月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から5年3月まで

私は、両親から学生でも国民年金に入らないといけなと言われて、平成3年4月に国民年金の加入手続を行った。しかし、申立期間の国民年金保険料を納付していなかったため、5年4月の就職時か、6年10月の婚姻を契機に、未納分のうち、納付可能な期間の保険料をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成4年9月から5年3月までの期間については、申立人は、当該期間の国民年金保険料を納付した時期に関する記憶が曖昧であるものの、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成3年5月に払い出されていることが確認でき、申立人は婚姻後の7年4月に退職して以降、現在まで国民年金第3号被保険者となっているため、保険料を納付する期間としては申立期間以外に無い上、申立人の夫は、「妻から学生時代に国民年金に加入はしていたが、保険料は未納だったという話があり、保険料納付の督促状が来たというので納付を勧めたところ、後で妻から納付したと聞いた。」と説明している。

また、当該期間は、申立人が婚姻した平成6年10月時点で、保険料を過年度納付することが可能な期間であり、申立人が説明する納付金額は、当該期間の保険料を納付した場合の金額に近いなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、平成3年4月から4年8月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期及び納付場所に関する記憶が曖昧である上、申立人が説明する納付金額は、当該期間を含む申立期間の保険料を納付した場合の金額と大きく相違しているなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺

事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年9月から5年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 8 月から 45 年 3 月まで
② 昭和 51 年 1 月から同年 3 月まで

私は、区役所から国民年金保険料の納付書が送られてきたので、申立期間①の保険料を分割して夫の保険料と一緒に遡って納付していた。また、申立期間②は、区役所から送られてきた納付書で納付していた。申立期間①のうち昭和 41 年 3 月が国民年金に未加入で、申立期間全ての保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は3か月と短期間であり、当該期間を除き昭和 45 年 4 月から平成 3 年 4 月に厚生年金保険に加入するまでの国民年金保険料を全て納付している上、当該期間前後を通じて申立人の住所に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付開始時期、納付期間及び納付額等に関する記憶が曖昧である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 46 年 4 月頃は、第 1 回特例納付実施期間中であるが、申立人は、特例納付という言葉聞いたことはあるが、役所で特例納付の相談等をした記憶は無いと説明するなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年7月から同年11月まで

私は、60歳以降も国民年金に加入し、国民年金保険料を市役所で納付していた。平成6年及び7年の確定申告書には1年分の保険料額が記載されている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に作成した平成6年及び7年の確定申告書（控）を所持しており、その「社会保険料控除」欄には「国民年金」として申立期間当時の一人分の国民年金保険料額とおおむね一致する金額が記載されている。

また、申立人は、申立期間以前から現在まで子を「専従者」として雇用し、店を経営しており、子の所得税源泉徴収を行っていたことが、申立人の所持する「所得税源泉徴収簿」で確認できる。申立人から提出された確定申告書（控）に記載されている一人分の保険料額が申立人のものか子のものかについては、子の平成6年及び7年の「給与所得者の保険料控除申告書」の「社会保険料控除」欄には、社会保険の種類として「国民年金」と記載され、支払った保険料として記載されている金額は、1年分の定額保険料額と一致するほか、申立人の確定申告書（控）には記載のない国民年金基金の保険料額と思われる金額も記載されていることから、子の国民年金保険料は上記源泉徴収時に処理されているなど、申立人から提出された確定申告書（控）に記載されている保険料は、申立人自身の保険料であると考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月、同年3月、44年10月から45年3月までの期間及び46年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月及び同年3月
② 昭和44年10月から45年3月まで
③ 昭和46年4月から同年12月まで

私は、未納期間の国民年金保険料を特例納付で全て納付した。現在未納となっている記録の部分の領収証書を所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和42年4月から44年3月までの期間及び44年10月から46年12月までの期間の国民年金保険料を、第2回特例納付の実施期間中の49年4月から12月にかけて5回に分けて納付したことを示す領収証書を所持している。

また、申立期間①については、当該期間を含む納付期間が「昭和43年1月から44年3月までの1年間」と記載された領収証書があり、納付期間は15か月であるのに対しその金額が12か月分の保険料を特例納付した場合の額に相当するため、行政庁は納付済みの期間を15か月ではなく12か月と処理しているが、領収証書は特例納付の申出に基づき行政庁が当時作成したものと認められ、前述の特例納付の複数の領収証書から、当時、申立人が申立期間を含む未納保険料を全て納付する意思を有していたことは明らかであるほか、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付したものと考えるのが相当である。

さらに、申立人は、国民年金に加入した昭和41年4月以降、申立期間を除く国民年金加入期間の保険料を全て納付しているなど、申立期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年4月から同年12月まで

私は、昭和49年12月から50年3月まで出産のため実家にいた。その間に、夫が私の国民年金の加入手続をしてくれ、私の国民年金保険料を納付してくれたのだと思う。また、私は、時期ははっきりしないが加入した当初にまとめて保険料を納付した覚えがある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立期間は9か月と短期間であり、申立期間の保険料を納付したとする申立人の夫は、国民年金加入期間の保険料をおおむね納付している。

また、申立期間直後の昭和50年1月から同年3月までの保険料を同年2月12日に、同年4月から同年6月までの保険料を同年4月18日に納付していることが、申立人及びその夫が居住していた市の「国民年金保険料納付記録」で確認でき、それぞれの納付時点では申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立人がまとめて納付したと説明する保険料額は、申立期間の保険料額と一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から14年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年4月から14年3月まで
私の父は、私の国民年金の加入手続をし、毎年、国民年金の定額保険料と付加保険料を1年分前納で納付してくれていた。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年5月の国民年金付加保険料の申出以降、申立期間の付加保険料を除き、国民年金加入期間の定額保険料及び付加保険料を全て納付しており、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親の平成13年確定申告書(控)の社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料の金額は、申立人の平成13年度1年分の定額保険料及び付加保険料を前納した金額と一致しており、同年度の定額保険料は平成13年4月10日に前納されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立期間の付加保険料が未納とされていることは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月

私は、昭和 58 年 3 月末に退職後、同年 4 月に結婚し転居先の市役所で国民年金の再加入手続をした。申立期間の国民年金保険料が還付決定され、国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人が所持する領収証書により、申立期間の納付書が申立期間直後の昭和58年 5 月及び同年 6 月の納付書と共に発行され、申立期間の保険料が同年 6 月に納付されていることが確認できる。

申立期間の保険料については、申立人が婚姻後の昭和58年 5 月18日に国民年金の任意加入手続及び付加保険料の申出を行ったことが申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録で確認でき、申立期間は任意加入手続前の未加入期間とされていることから、申立期間の保険料は納付できないとして平成22年 6 月に還付決議がされているが、申立人の共済年金の資格喪失日である同年 4 月 1 日から婚姻日である同年 4 月 * 日までの期間は申立人は強制加入被保険者期間であり、当該期間を未加入期間として保険料が納付された27年後に保険料を還付することは不適切な事務処理であると考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 9 月から 58 年 3 月まで
② 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで

私は、申立期間①については、会社退職後実家に戻り、当時は収入が無かったので生活費を父に頼っており、父が国民年金保険料も納付してくれていたはずである。申立期間②については、私が遡って保険料を金融機関から納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3か月と短期間であり、申立人は、昭和58年4月以降、当該期間を除き国民年金保険料を全て納付済みである。また、申立人は、当該期間の保険料を遡って順次納付したと説明しており、当該期間の前後の期間の保険料は60年7月から61年7月にかけて過年度納付されていることがオンライン記録により確認でき、当該期間に係る過年度納付書も受け取っていたと考えられることなど、当該期間の保険料を納付していたとする申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和58年6月に払い出されており、当該払出時点では、当該期間の大半は時効により保険料を納付できない期間であり、申立人は父親から国民年金手帳を受け取った記憶も無いとしており、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から50年3月まで

私は、昭和50年10月に結婚したとき、国民年金に未加入であったため、私の妻が同年の11月か12月に区役所出張所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和49年7月から50年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、51年10月頃に払い出されていることが確認でき、申立人の妻が遡って納付したとする金額は、当該払出し時点で現年度納付及び過年度納付することができる期間の保険料を納付した場合の金額とおおむね一致している。また、申立人が当時居住していた区は、妻が保険料を納付したとする出張所では、51年10月当時、窓口には白紙の過年度納付書を備え付けていたと説明していることから、現年度納付書及び過年度納付書の交付を受けることが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和44年6月から49年6月までの期間については、妻が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続を行ったとする妻は、加入手続に関する記憶が曖昧である。また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点は、特例納付の実施期間では無く、当該時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の妻が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は現在所持している年金手帳以外の年金手帳を所持したことがないと

説明するなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 7 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 7 月から 59 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月から 59 年 12 月まで

私は、婚姻後の昭和 55 年頃、村役場の職員が社会保険事務所(当時)の職員を家に連れて来て国民年金への加入を勧めたので、夫と一緒に加入手続を行い、その後は夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付してきた。申立期間の保険料が夫は納付済みとなっているのに、私の分だけ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 55 年 4 月以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。当該期間は、18 か月と比較的短期間であり、申立人が国民年金の加入手続を一緒に行い、保険料を一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間を含め 55 年 4 月以降の保険料が全て納付済みである上、オンライン記録により保険料の納付日が確認できる 60 年 4 月以降の保険料は、夫婦とも同月に現年度納付していることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和62年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年4月から44年3月まで
② 昭和45年7月から51年9月まで
③ 昭和62年4月から同年12月まで

私たち夫婦は、夫が昭和42年4月に会社を設立するとともに一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付し続けてきた。集金人が来れば必ず納付し、納付書が届けばその保険料額を納めたはずであり、保険料を納付しなかった覚えはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、9か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、夫婦及び夫の両親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、一緒に保険料を納付していたとする夫も当該期間の保険料が未納である。

また、申立期間①については、申立人の最初の国民年金手帳の記号番号は、夫と連番で、昭和42年1月に国民年金事務組合の事業団から払い出されているが、申立人は、当該手帳記号番号の払出しに係る加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする夫の両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、申立人は当該期間当時の国民年金手帳を見た記憶が無いと説明している上、夫婦の年度別納付状況リストによると、納付記録が無く、「フザイ」と記載されていることから、当該手帳記号番号が払い出された後、記録上は、不在者として取り扱われていたものと推察される。

さらに、申立人には二つ目の手帳記号番号が昭和 44 年 3 月に払い出されているものの、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 42 年度及び 43 年度の検認記録ページには検認印が無いことから、当該年度の保険料は現年度納付されていなかったものと考えられる。

加えて、申立期間②については、申立人は当該期間当時の保険料の納付方法、納付頻度及び保険料額等の記憶が曖昧であり、昭和 62 年又は 63 年に保険料納付を口座振替にするまで集金人に納付していたとするが、申立人が居住する区では、当該期間のうち昭和 46 年 4 月以降は集金人による保険料徴収を廃止していたと説明しているなど、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 4 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 4 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 45 年 7 月から 51 年 9 月まで
③ 昭和 61 年 4 月及び同年 5 月

私たち夫婦は、私が昭和 42 年 4 月に会社を設立するとともに一緒に国民年金に加入し、夫婦二人分の国民年金保険料を納付し続けてきた。集金人が来れば必ず納付し、納付書が届けばその保険料額を納めたはずであり、保険料を納付しなかった覚えはない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、2か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、一緒に保険料を納付していたとする申立人の妻は、当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び②については、夫婦及び申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、一緒に保険料を納付していたとする妻も当該期間の保険料が未納である。

また、申立期間①については、申立人の最初の国民年金手帳の記号番号は、妻と連番で、昭和 42 年 1 月に国民年金事務組合の事業団から払い出されているが、申立人は、当該手帳記号番号の払出しに係る加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、申立人は当該期間当時の国民年金手帳を見た記憶が無いと説明している上、夫婦の年度別納付状況リストによると、納付記録が無く、「フザイ」と記載されていることから、当該手帳記号番号が払い出された後、記録上は、不在者として取り扱われていたものと考えられる。

さらに、申立人には二つ目の手帳記号番号が昭和 44 年 3 月に払い出されているもの

の、申立人が所持する国民年金手帳の昭和 42 年及び 43 年度の検認記録ページには検認印が無いことから、当該年度の保険料は現年度納付されていなかったものと推察される。

加えて、申立期間②については、申立人は当該期間当時の保険料の納付方法、納付頻度及び保険料額等の記憶が曖昧であり、保険料を納付していたとする妻は、昭和 62 年又は 63 年に保険料納付を口座振替にするまで集金人に納付していたとするが、申立人が居住する区では、当該期間のうち昭和 46 年 4 月以降は集金人による保険料徴収を廃止していたと説明しているなど、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 61 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年5月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年5月から9年3月まで
② 平成12年10月から13年4月まで
③ 平成14年12月から15年4月まで
④ 平成15年11月及び同年12月

私は、申立期間①については、母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をまとめて納付してくれたと聞いている。また、申立期間②、③及び④については、私が加入手続をして、そのうち申立期間②の保険料は自分で納付し、申立期間③及び④の保険料は妻が納付してくれていた。申立期間①、②の保険料が未納で、申立期間③、④が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間当初の平成8年5月に払い出されていることが確認でき、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、「それまでも納付書が来ていたが、息子が勤めだしてから10数万円かの金額が印字された納付書が1枚送られてきたので、社会保険事務所（当時）に出向いてまとめて支払った。その納付書は払い遅れた分を一括で支払うためのものだったと思う。」と説明しており、納付書に関する説明、納付金額及び納付方法等に関する説明内容は、当該期間の保険料を過年度納付する場合の納付方法等と合致しており、納付額は当該期間の保険料金額とおおむね一致しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間②、③及び④については、申立人及びその妻が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間②については、申立人は平成12年10月の退職後、すぐに市役所で加入手続を行い、その日に1か月分の保険料を納付したと説明するものの、オンライン記録によると、申立人が

当該退職によって厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより、申立人に対する加入勧奨が12年12月に行われていることが確認でき、申立人は12年11月から13年3月まで海外に行き、帰国後は保険料を納付していないと説明している上、14年4月に当該期間の保険料に係るものとみられる過年度納付書が作成されていることから、当該時点まで当該期間の保険料は納付されていなかったものと推察される。

また、申立期間③については、申立人は、平成15年3月に転居したときに国民健康保険と一緒に国民年金の加入手続きを行ったと思うと説明しているが、オンライン記録によると、申立人が申立期間直前の平成14年12月27日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより、申立人に対する加入勧奨が15年2月に行われ、16年8月まで厚生年金保険から国民年金への切替手続きが行われていなかったことが確認できる上、申立人は、転居前の14年12月から15年2月までの期間については、保険料を納付していないと説明している。

さらに、申立期間④についても、オンライン記録によると、申立人が申立期間直前の平成15年11月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより、申立人及びその妻に対して加入勧奨が行われ、17年8月23日まで切替手続きが行われていなかったことが確認できる上、申立人が夫婦二人の加入手続きを行ったとする区の施設では、当時国民年金に関する事務事務を行っていなかったことなど、申立人が申立期間②、③及び④の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成8年5月から9年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 2 月から 51 年 9 月まで

私は、昭和 51 年 10 月に国民年金の加入手続を行い、それまでの国民年金加入期間の国民年金保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 9 月までの期間については、申立人は、当該期間後の 52 年 7 月から 60 歳到達時までの国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された 51 年 10 月時点で、当該期間は保険料を現年度納付することが可能な期間である。

また、申立人は、加入手続を行った後に送付されてきた納付書で保険料を納付したとしているところ、申立人が申立期間当時に居住していた区では、年度途中に加入手続を行った被保険者に対しては、当該年度の 4 月からの納付書を発行していたと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち昭和 49 年 2 月から 51 年 3 月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、遡って納付した保険料の納付時期、納付場所、納付金額等に関する記憶が曖昧である。また、申立人の手帳記号番号が払い出された時点は、特例納付の実施期間では無い上、当該払出時点では、当該期間の一部は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの期間、53年1月から同年3月までの期間、58年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び平成8年4月から9年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年10月から同年12月まで
② 昭和53年1月から同年3月まで
③ 昭和58年1月から同年3月まで
④ 昭和58年7月から同年9月まで
⑤ 平成6年4月から9年2月まで

私の元夫は、結婚したときに夫婦二人の国民年金の加入手続きを行い、平成5年度まで夫婦二人分の国民年金保険料をきちんと納付してくれていた。また、私は、離婚した後には保険料の未納分の納付を督促されたので、長女に同行してもらい、市の出張所窓口で過去の保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、申立期間①、②、③及び④については、それぞれ3か月間と短期間であり、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、申立人の元夫が保険料を納付していたとする昭和46年7月から平成6年3月までの保険料は、当該期間及び免除期間を除いて納付済みであるなど、申立内容に不自然さはみられない。
- 2 申立期間⑤のうち、平成8年4月から9年2月までの期間については、申立人及びその長女は、申立人の未納保険料を納付するよう督促を受けたため、当時居住していた市の出張所に長女が同行して出向き、保険料を納付したと具体的に説明していること、また、申立人は、当該期間直後の9年3月分からの免除申請も同出張所で行ったと説明しており、オンライン記録によると、申立人は、9年3月から10年3月までの保険料の免除申請を9年4月23日に行っていることが確認でき、当該免除申請時

点で、申立期間⑤のうち、平成8年4月から9年2月までの保険料を当該出張所で現年度納付することが可能であることなど、申立内容に不自然さは見られない。

- 3 しかしながら、申立期間⑤のうち平成6年4月から8年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその長女は、遡って納付した保険料の納付金額に関する記憶が曖昧である上、市出張所では過年度保険料の収納は行っていないなど、申立人が、当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの期間、53年1月から同年3月までの期間、58年1月から同年3月までの期間、同年7月から同年9月までの期間及び平成8年4月から9年2月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和 61 年 4 月の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 6 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月から 45 年 4 月まで
② 昭和 61 年 4 月

私は、A 区に転居した際、同区の B 出張所で国民年金の加入手続を行い、独身時代の国民年金保険料は、母が同出張所で納付し、昭和 43 年に結婚した後は、私か母が郵便局で保険料を納付した。以降、保険料は継続して納付してきた。申立期間の①の保険料が未納又は国民年金に未加入で保険料が未納とされていることや、申立期間の②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の②については、1 か月と短期間である上、前後の期間の保険料が現年度納付されていることがオンライン記録により確認でき、また、昭和 52 年以降については転居に伴う国民年金の住所変更の手続が適切に行われていることから、申立期間の②の申立内容に不自然な点は見受けられない。

2 一方、申立期間の①については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立期間の①のうち、昭和 39 年 3 月から申立人が婚姻したとする昭和 43 年 5 月までの期間については、申立人は保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする母は既に死亡しており、当該期間の納付状況を確認することができない上、申立人は納付金額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 43 年 5 月の婚姻後の 45 年 5 月 4 日に任意加入被保険者として払い出されていることが確認でき、当該払出の時点で、申立期間のうち、婚姻前の大半の期間は、時効により納付することができない期間であり、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、C 区の氏名索引簿によると、申立人の国民年金の被保険者の記録は、昭和

56年7月2日付けで、当初、45年5月4日の資格取得日であったものが、国民年金制度が開始された35年10月1日訂正され、また、56年7月2日付けで、婚姻に伴い43年5月*日に資格を喪失し、夫の厚生年金保険の得喪記録に合わせて、44年9月16日に再取得し、同年10月1日に資格を喪失し、45年1月17日に再取得し、同年2月26日に資格を喪失し、46年3月4日に任意加入から強制加入への種別変更を行った記録がそれぞれ追加されている。このことから、申立人が、申立期間当時、数度にわたる資格の得喪手続に関する手続を行っていないものと推認できる。

このほか、申立人が申立期間の①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和61年4月の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、昭和55年10月から56年4月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年11月から52年6月まで
② 昭和55年10月から56年4月まで

私の父は、私が昭和47年に会社を退職した時、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれた。その後、私は、昭和50年にA市に転居し、同年6月から自分で保険料を納付してきた。申立期間の①のうちの昭和47年11月から50年5月までについては国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに、申立期間の①のうちの昭和50年6月から52年6月までの期間及び申立期間の②の55年10月から56年4月までの期間については保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の②については、A市の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和51年7月10日に払い出されており、当該払出しの時点で、当該期間の現年度納付が可能な期間である上、申立人は、「A市を転出する時に、年度末までの国民年金保険料をまとめて払ったと思います。また、B区では3か月ごとに保険料を払っていると思いますので、年度初めの1か月分だけ未納というのはおかしいと思います。」と述べており、納付方法の記憶は具体的であり、申立期間当時のB区における納付方法と一致しており、申立内容に不自然さは見受けられない。

また、申立期間の②は、7か月と短期間である上、オンライン記録によると、前後の期間の保険料は現年度納付されていることが確認できる。

2 一方、申立期間の①のうちの昭和47年11月から50年5月までの期間については、未加入期間とされている上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付したとする父は既に死亡していることから、

当該期間の保険料の納付状況等を確認することができない。

また、申立期間のうち昭和50年6月から52年6月までの期間については、申立人が自身の保険料と一緒に納付したとする夫の保険料も未納である。

さらに、申立人の手帳記号番号は、前述のとおり、昭和51年7月10日に払い出されており、申立人は申立期間当時、申立人の加入手続を行ったとする父から年金手帳を受け取った記憶が無く、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立期間の①については、申立人が保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和55年10月から56年4月までの期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から48年12月まで

私は、収入が安定した昭和46年頃から国民年金保険料を納付していた。申立期間の一部の領収証書及び申立期間の確定申告書も所持している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和48年10月から同年12月までの期間については、申立人が所持する領収証書及び附則18条納付者リストにより、申立人は、50年12月に第2回特例納付で24か月の国民年金保険料を納付していることが確認でき、当該納付時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であり、また、過年度保険料は特例納付保険料よりも低額であったことから、当該期間の過年度保険料を納付しなかったと考えるのは不自然である。

しかしながら、昭和46年3月から48年9月までの期間については、申立人は、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であり、申立人が所持する46年の確定申告書の社会保険料控除欄に保険料額の記載が無いこと、47年及び48年の確定申告書の社会保険料控除欄に記載されている金額は、当時の国民年金保険料額及び国民健康保険料額を合わせた金額に大きく不足することなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から同年9月までの期間及び45年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月から38年9月まで
② 昭和42年4月
③ 昭和43年7月から同年10月まで
④ 昭和43年12月から45年12月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。保険料を納付していなかった期間が一部あったが、昭和47年か48年頃の過去の未納保険料全てを納付することができる時期に、遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和38年7月から同年9月までの期間については、申立人が所持する国民年金手帳の印紙検認記録欄及び特殊台帳から、申立人は、当該期間直後の同年10月から同年12月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認でき、特殊台帳の当該期間の納付記録欄に同様に保険料を過年度納付したとも読み取り得る記載が認められるなど、申立内容に不自然さは見られない。

申立期間④のうち、昭和45年7月から同年10月までの期間については、特殊台帳から、申立人は、昭和47年3月から同年6月までの厚生年金保険加入期間について国民年金保険料を納付したため、同年8月18日に還付決議が行われたことが確認できるが、還付金が発生した場合は、未納の保険料があるときは、還付に代えて還付金をその保険料に充当することとされており、申立人には、当該還付決議時点で、時効期間が経過していない45年7月以降の未納保険料があったことから、還付金は本来この未納保険料に充当されるべきであり、先に経過した、還付金額に相応する当該期間の保険料については、還付金の充当により納付されていたものと考えらるべきである。

しかしながら、申立期間①のうち昭和37年6月から38年6月までの期間、申立期間②、申立期間③及び申立期間④のうち上記45年7月から同年10月までの期間を除く期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、当該期間後にも未納期間が散見されるなど、申立人の母親が、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から同年9月までの期間及び45年7月から同年10月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 7 月から同年 9 月まで
私は、昭和 48 年頃に、国民年金の加入勧奨通知書が届いたので、区役所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は自分で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、20 歳時から 60 歳到達時まで申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 48 年 1 月頃に払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付することが可能である。

さらに、申立期間の前後を通じて申立人の住所や職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められず、保険料の納付をすることが困難な状況にあったと確認される事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から50年11月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月から50年11月まで
私は、起業してから国民年金の加入手続きをし、妻が夫婦二人分の付加保険料を含む国民年金保険料を納付してきたはずである。申立期間の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和46年10月に払い出され、申立人は同年4月から国民年金保険料の納付を開始し、同年10月から申立期間直前までの期間及び申立期間直後から平成10年5月までの期間（60歳到達後の任意加入期間を含む）について、付加保険料を含む保険料を納付し、申立期間については、定額保険料は納付済みである。

また、国民年金被保険者名簿から、申立期間の定額保険料は現年度納付されていることが確認できること、申立人が申立期間当時居住していた市では、定額保険料と付加保険料を合算した金額の納付書を年度当初に発行していたことが、申立人の所持する申立期間直近の領収証書から確認できることなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年1月から同年3月までの期間及び57年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年8月から46年3月まで
② 昭和48年7月から52年9月まで
③ 昭和56年1月から同年3月まで
④ 昭和57年7月から同年9月まで
⑤ 昭和58年1月から同年7月まで
⑥ 昭和58年8月から61年3月まで

私は、20歳になった頃、国民年金に加入し、結婚後は夫が家業を営んでいた間は夫が国民年金保険料を納付し、それ以外の期間は自身で保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納及び国民年金に未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、当該期間はそれぞれ3か月と短期間であり、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①、②、⑤及び⑥については、申立人及びその夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫の保険料の納付時期及び納付金額などの記憶が曖昧であり、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は当該期間後の昭和46年9月に払い出されており、当該払出時点で当該期間保険料は過年度保険料となるが、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無く、また、申立人が納付したとする区役所窓口では過年度保険料を収納していなかったこと、申立期間②については、申立人の手帳記号番号払出簿には、48年5月31日に申立人が当時に実際は居住していなかった区に転出した旨の記載があり、当該転出先の区の転入者整理台帳には、49年不在との記載があり、54年5月にな

って申立人が実際に居住していた区での居住が確認できたことが記載されており、当該期間当時、申立人は不在者として扱われていたと考えられること、申立期間⑤については、申立人の保険料の納付時期及び金額の記憶は曖昧であり、当該期間直後の 58 年 8 月に任意加入被保険者資格の喪失手続を行っていることが申立人が所持する年金手帳から確認できること、申立期間⑥については、上記のとおり申立人は 58 年 8 月に任意加入被保険者資格を喪失しており、当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人及びその夫がこれらの期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 57 年 7 月から同年 9 月までの期間の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの期間、平成14年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年1月から同年3月まで
② 平成14年4月及び同年5月

私は、区から送付された納付書により、区役所や郵便局で国民年金保険料を納付してきた。また、私が海外渡航中の保険料は帰国後に納付しており、ときには私の母や姉が納付してくれたこともあった。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を60歳到達時まで全て納付しており、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っている上、申立期間は、3か月及び2か月とそれぞれ短期間である。

2 申立期間①については、申立人は、当該期間直後の昭和48年4月に区内転居をしているものの、当該期間の納付書は転居前に既に交付されていたものと推察され、当該期間の保険料を納付することは可能であったものと考えられる。

3 申立期間②については、オンライン記録によると、申立人は当該期間直前の平成14年1月から同年3月までの保険料を15年12月に過年度納付しており、当該納付時点において、申立期間の保険料を過年度納付することは可能であるとともに、申立期間②を含む14年度の過年度納付書も申立人に交付されていたものと考えられる。

また、申立人は、海外にいる間も、同居していた申立人の妹が申立人宛ての郵便物の管理を行っており、申立人の姉からは、申立人が海外渡航中に申立人の自宅を訪問した際、保険料の納付勧奨に訪れた社会保険事務所（当時）職員から、申立人はこれまでも保険料を納付してきており、継続して納付した方がよいと勧められたので、申立人に代わって保険料を遡って納付したと聞かされたと説明しており、オンライン記

録によると、当該期間直後の平成14年6月から15年2月までの保険料は、申立人が海外渡航中の時期に過年度納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、姉からは時効により払えなかった保険料があったとの報告は受けていないと説明しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。また、同年 7 月及び同年 8 月の保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月及び同年 5 月
② 昭和 49 年 11 月
③ 昭和 50 年 6 月から 51 年 7 月まで
④ 昭和 52 年 2 月及び同年 3 月
⑤ 昭和 52 年 8 月
⑥ 昭和 53 年 5 月及び同年 6 月
⑦ 昭和 53 年 7 月から同年 10 月まで
⑧ 昭和 56 年 7 月から 57 年 2 月まで
⑨ 昭和 59 年 7 月から同年 9 月まで

私は、時期は定かではないが、会社退職後に国民年金の加入手続を行った記憶があり、国民年金保険料を未納無く納付し続けてきた。申立期間⑥以外の申立期間の保険料が未納とされ、また、申立期間⑥の保険料が還付済みとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑥並びに⑦のうち昭和 53 年 7 月及び同年 8 月については、申立人が当時居住していた市が保管する国民年金被保険者名簿により、当該期間の国民年金保険料を納付していたことが確認できる上、申立人は当該保険料の還付を受けた記憶は無いと説明している。

また、当該被保険者名簿及び特殊台帳によると、申立人は昭和 53 年 5 月 1 日に資格喪失していることが確認でき、特殊台帳の昭和 52 年度の摘要欄には「カンブ通知」と記載があるものの、当該還付金の支払いを記録した還付整理簿は保存されてお

らず、還付金を支払ったことが確認できない上、前記の被保険者名簿及び特殊台帳には、還付期間、還付金額等の記載が無いため、還付手続が行われた事実は認められない。

さらに、昭和 53 年 7 月及び同年 8 月については、厚生年金保険被保険者資格を 53 年 6 月に喪失していることから、本来は強制加入期間であり、既に平成 12 年 3 月 6 日に未加入から未納に記録が訂正されていることから、当該期間の保険料を還付すべき理由は無いと考えられる。

加えて、オンライン記録によると、当該期間直前の昭和 53 年 4 月分は平成 12 年 3 月 6 日に未加入から未納に記録が訂正され、その後、21 年 9 月 2 日に誤還付であったとして、未納期間から納付済期間に記録訂正が行われており、申立人に係る記録管理が適切に行われていなかった状況も見られるなど、申立人は 53 年 5 月及び同年 6 月の保険料を還付されておらず、同年 7 月及び同年 8 月の保険料を納付していたものと推認される。

- 2 しかしながら、申立期間①、②、③、④、⑤、⑦のうち昭和 53 年 9 月及び同年 10 月、⑧及び⑨については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、当該期間の加入手続の場所、厚生年金保険から国民年金への切替手続、保険料の納付時期及び納付額についての記憶が曖昧である上、申立人の特殊台帳、前記の被保険者名簿によると、申立人の資格取得日は申立期間⑤直後の 52 年 9 月であり、資格喪失日が 53 年 5 月と記載されていることから、平成 12 年 3 月 6 日に現在の資格記録に訂正されるまで、当該期間は全て未加入期間であったものと考えられる。

また、申立人が昭和 59 年当時居住していた村が保管する被保険者名簿によると、申立期間⑨直後の同年 10 月から同年 12 月までの保険料は 62 年 2 月に過年度納付されていることが確認でき、当該納付時点では、申立期間①、②、③、④、⑤、⑦のうち 53 年 9 月及び同年 10 月、⑧及び⑨は、時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 53 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料を還付されておらず、同年 7 月及び同年 8 月の保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から同年 12 月まで
② 昭和 60 年 7 月から同年 9 月まで

私は、妻の知人の税理士から、将来、国民年金を受給するためには受給資格期間を満たさなければならないと聞き、昭和 60 年 11 月から 61 年 2 月の間に、国民年金の加入手続きを行い、遡って 2 年分の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和 60 年 1 月以降、当該期間を除き、厚生年金保険から国民年金への 3 回の種別変更手続きを適切に行って、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、当該期間は 3 か月と短期間である。

また、申立人は、国民年金の加入手続きを行った後、遡って保険料を納付したと説明しており、オンライン記録によると、申立期間②直前の昭和 60 年 1 月から同年 6 月までの保険料を過年度納付していることが確認できる上、当該納付時点において、申立期間②の保険料を過年度納付することが可能であるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及び保険料を用意したとする申立人の妻は、国民年金の加入手続き、保険料の納付回数及び納付額等に関する記憶が曖昧である上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 12 月又は 62 年 1 月の時点で、申立期間①の過半は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 60 年

7月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年9月から58年12月まで

私は、26歳又は27歳のときに、義兄から住宅ローンの借入れには国民年金の加入が必要と勧められ、父親と区役所に行き加入手続を行った。その際、職員から「未納分の国民年金保険料も支払いが可能です。」と言われ、父親が未納の保険料を全額納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和58年1月から同年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は60年2月頃払い出されており、その払出時点では、当該期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であり、申立人は当該期間直後の期間の保険料を過年度納付している。また、申立人はマンション購入のため年金融資を申し込んだと説明しており、当該融資の条件には「申込直近時に2年以上の納付実績」が含まれていることが確認できるほか、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は、妻とともに国民年金制度発足の当初から60歳になるまで自身の保険料を完納しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和53年9月から57年12月までの期間については、申立人の父親が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は、申立人の保険料の納付状況に関する記憶が曖昧であるほか、上記の手帳記号番号が払い出された時点では、当該期間は時効により保険料を納付することができず、申立人に対して当該期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が無いなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から10年3月まで
私の申立期間の2年分の国民年金保険料の納付書が督促状とともに一度に自宅に届き、私の母が、私の申立期間の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の被保険者資格を取得した平成7年4月以降、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は、申立期間前の平成7年12月頃に払い出されており、申立期間の保険料を現年度納付又は過年度納付することが可能であり、申立人の母親が一度にまとめて納付したとする保険料額は、申立期間の保険料額とおおむね一致しているほか、申立人と同様に母親が保険料を納付していたとする妹も、20歳当初から厚生年金保険加入までの保険料を全て納付しているなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで
私は、昭和 48 年に国民年金に任意加入し、56 年 8 月に転居するまで同一市内に居住し、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 3 か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立期間前後の期間の保険料を納付しているなど、申立内容に不自然さは無く、申立期間当時に納付を行うことが困難な状況にあったとする事情も見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年5月から62年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年5月から62年6月まで
私は、昭和58年4月に婚姻し、夫の分と一緒に国民年金保険料を納付していた。夫の申立期間の保険料は納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間前後の昭和53年4月から58年4月までの期間及び62年7月から平成2年11月までの期間の国民年金保険料を納付しており、申立人が自身の保険料と一緒に納付していたとする夫は、婚姻後の申立期間を含め昭和52年4月から平成2年11月までの保険料を納付している。

また、申立人が説明する保険料の納付方法及び納付場所は申立人が当時居住していた区の状況と合致しているほか、申立人が所持する年金手帳には、申立期間当初の昭和58年5月及び同年7月に転居したことが記載されており、適切に住所変更手続を行っていることが確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から11年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月から11年2月まで

私は、しばらく国外に滞在することになったことから、区役所で国民年金保険料の納付を中止する手続をしたつもりでいた。しかし、私の出国後、自宅に国民年金保険料の納付書が届いたことから、母が保険料を納付してくれており、その後も母は国民年金をやめる手続はしていない。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、平成11年分の確定申告書(控)を所持しており、当該申告書の社会保険料控除欄に「国民年金」として記載されている金額は、申立人が所持する領収証書及びオンライン記録から11年に納付されたことが確認できる保険料額に申立期間の保険料額を加えた金額におおむね一致すること、オンライン記録から、申立人は出国した10年1月に国民年金に任意加入しており、出国後は申立期間直前までの期間の保険料は納付済みであることが確認でき、母親が継続して申立人の保険料を納付したとする申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年9月から48年3月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料も納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人と同様に母親が国民年金保険料を納付していたとする姉と連番で48年2月に払い出されており、姉は、当該払出時点で現年度保険料となる当該期間の保険料が納付済みとなっているなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和44年9月から47年3月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付をしていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、手帳記号番号払出時点で当該期間のうち45年12月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、手帳記号番号が連番で払い出されている姉も、当該期間の保険料が未納であることなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、〈申立期間〉(別添一覧表参照)は〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間〉(別添一覧表参照)

申立期間の賞与から、厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細票から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細票の厚生年金保険料控除額から、〈申立期間〉(別添一覧表参照)は〈標準賞与額〉(別添一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に対し提出していなかったこと、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 44 件 (別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
13598	女		昭和32年生		平成18年12月20日	3万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13599	女		昭和50年生		平成16年12月6日	3万円
					平成18年12月20日	3万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13600	女		昭和51年生		平成16年12月6日	2万円
					平成18年12月20日	2万円
13601	女		昭和52年生		平成18年12月20日	2万円
13602	女		昭和54年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円
13603	女		昭和45年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
13604	女		昭和58年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円
13605	女		昭和46年生		平成19年12月20日	2万円
13606	女		昭和41年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
13607	女		昭和48年生		平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円
13608	女		昭和55年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13609	女		昭和55年生		平成19年12月20日	2万円
13610	女		昭和23年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	3万円
13611	女		昭和38年生		平成19年12月20日	2万円
13612	女		昭和51年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	3万円
13613	男		昭和16年生		平成18年12月20日	2万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
13614	女		昭和54年生		平成18年12月20日	3万円
					平成19年6月20日	3万円
13615	女		昭和50年生		平成16年12月6日	2万円
					平成18年12月20日	3万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13616	女		昭和39年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円
13617	女		昭和13年生		平成16年12月6日	3万円
					平成18年12月20日	3万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13618	女		昭和48年生		平成16年12月6日	3万円
					平成18年12月20日	3万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13619	女		昭和48年生		平成16年12月6日	3万円
					平成18年12月20日	3万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13620	女		昭和52年生		平成16年12月6日	3万円
					平成18年12月20日	3万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13621	女		昭和46年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円
13622	女		昭和31年生		平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円
13623	女		昭和44年生		平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円
13624	女		昭和40年生		平成16年12月6日	2万円
					平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
13625	女		昭和40年生		平成16年12月6日	2万円
					平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13626	女		昭和47年生		平成19年12月20日	2万円
13627	女		昭和39年生		平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円
13628	女		昭和41年生		平成16年12月6日	3万円
					平成18年12月20日	3万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13629	女		昭和40年生		平成18年12月20日	3万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13630	女		昭和39年生		平成16年12月6日	3万円
					平成18年12月20日	3万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13631	女		昭和44年生		平成16年12月6日	2万円
					平成18年12月20日	3万円
					平成19年6月20日	3万円
					平成19年12月20日	3万円
13632	女		昭和44年生		平成18年12月20日	2万円
13633	女		昭和49年生		平成19年6月20日	3万円
					平成18年12月20日	2万円
					平成19年12月20日	3万円
13634	女		昭和51年生		平成19年12月20日	3万円
13635	女		昭和54年生		平成19年12月20日	2万円
13636	女		昭和47年生		平成19年6月20日	2万円
13637	女		昭和40年生		平成16年12月6日	2万円
					平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	3万円
13638	女		昭和45年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
13639	女		昭和41年生		平成16年12月6日	3万円
					平成18年12月20日	3万円
					平成19年6月20日	3万円
13640	女		昭和36年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
13641	女		昭和45年生		平成18年12月20日	2万円
					平成19年6月20日	2万円
					平成19年12月20日	2万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月20日及び同年11月26日は150万円、18年6月23日は90万円、同年12月5日は87万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年6月20日
② 平成15年11月26日
③ 平成18年6月23日
④ 平成18年12月5日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された所得税源泉徴収簿及び給与明細書により、申立人は、申立期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿及び給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年

6月20日及び同年11月26日は150万円、18年6月23日は90万円、同年12月5日は87万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における申立期間の標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年3月29日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、標準賞与額を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金基金加入員台帳及び健康保険組合適用台帳において、3万円と記録されていることが確認できる。

また、A社及び当該厚生年金基金は、賞与の届出書は複写式であった旨供述しており、当該厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届には、申立人の賞与額が記載されている上、申立人の前後の被保険者については、オンライン記録、厚生年金基金及び健康保険組合の記録において標準賞与額が確認でき、申立人の標準賞与額に係る届出のみが行われなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が主張する標準賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日、同年12月16日及び16年7月23日は20万円、同年12月24日及び17年7月25日は19万4,000円、同年12月22日及び18年7月25日は19万円、同年12月20日は18万5,000円、19年7月20日は20万円、同年12月21日は29万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月16日
③ 平成16年7月23日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年7月25日
⑥ 平成17年12月22日
⑦ 平成18年7月25日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年7月20日
⑩ 平成19年12月21日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月18日、同年12月16日及び16年7月23日は20万円、同年12月24日及び17年7月25日は19万4,000円、同年12月22日及び18年7月25日は19万円、同年12月20日は18万5,000円、19年7月20日は20万円、同年12月21日は29万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日、同年12月16日及び16年7月23日は20万円、同年12月24日及び17年7月25日は19万4,000円、同年12月22日は19万円、18年7月25日は28万5,000円、同年12月20日は27万8,000円、19年7月20日は30万円、同年12月21日は29万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月16日
③ 平成16年7月23日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年7月25日
⑥ 平成17年12月22日
⑦ 平成18年7月25日
⑧ 平成18年12月20日
⑨ 平成19年7月20日
⑩ 平成19年12月21日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月18日、同年12月16日及び16年7月23日は20万円、同年12月24日及び17年7月25日は19万4,000円、同年12月22日は19万円、18年7月25日は28万5,000円、同年12月20日は27万8,000円、19年7月20日は30万円、同年12月21日は29万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日、同年12月16日及び16年7月23日は20万円、同年12月24日は2万9,000円、17年12月22日は4万7,000円、18年7月25日は9万5,000円、同年12月20日は18万5,000円、19年7月20日は20万円、同年12月21日は24万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月16日
③ 平成16年7月23日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年12月22日
⑥ 平成18年7月25日
⑦ 平成18年12月20日
⑧ 平成19年7月20日
⑨ 平成19年12月21日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月18日、同年12月16日及び16年7月23日は20万円、同年12月24日は2万9,000円、17年12月22日は4万7,000円、18年7月25日は9万5,000円、同年12月20日は18万5,000円、19年7月20日は20万円、同年12月21日は24万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日、同年12月16日及び16年7月23日は20万円、同年12月24日は2万9,000円、17年12月22日は4万7,000円、18年7月25日は19万円、同年12月20日は18万5,000円、19年7月20日は20万円、同年12月21日は24万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月16日
③ 平成16年7月23日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年12月22日
⑥ 平成18年7月25日
⑦ 平成18年12月20日
⑧ 平成19年7月20日
⑨ 平成19年12月21日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月18日、同年12月16日及び16年7月23日は20万円、同年12月24日は2万9,000円、17年12月22日は4万7,000円、18年7月25日は19万円、同年12月20日は18万5,000円、19年7月20日は20万円、同年12月21日は24万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月18日、同年12月16日及び16年7月23日は5万円、同年12月24日は2万9,000円、17年12月22日は4万7,000円、18年7月25日は19万円、同年12月20日は22万9,000円、19年7月20日は20万円、同年12月21日は24万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月18日
② 平成15年12月16日
③ 平成16年7月23日
④ 平成16年12月24日
⑤ 平成17年12月22日
⑥ 平成18年7月25日
⑦ 平成18年12月20日
⑧ 平成19年7月20日
⑨ 平成19年12月21日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細書及び所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与明細書及び所得税源泉徴収簿において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成15年7月18日、同年12月16日及び16年7月23日は5万円、同年12月24日は2万9,000円、17年12月22日は4万7,000円、18年7月25日は19万円、同年12月20日は22万9,000円、19年7月20日は20万円、同年12月21日は24万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の届出誤りにより訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないと認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和40年12月25日から41年1月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和25年3月25日から同年4月1日まで
② 昭和40年12月25日から41年1月1日まで

C社（現在は、D社）に勤務した期間のうち申立期間①及び同社からA社に出向した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、D社から提出された従業員名簿から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和41年1月1日にA社からC社に異動）、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事

業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 2 申立期間①について、D社から提出された従業員名簿から、申立人が申立期間①にC社に勤務していたことが認められる。

しかし、D社は、申立期間①当時の厚生年金保険の加入について関係書類が保存されておらず不明であると回答している。

また、C社の当時の担当者は、「当時は、正式採用が4月で、厚生年金保険には同月から加入させていた。」と供述しているところ、申立人と同時に入社した従業員は、「申立人と同日の昭和25年3月25日から仕事をしたが、3月中は月足らずで厚生年金保険に加入しておらず、給料からの保険料控除も無かった。厚生年金保険の加入は、正式採用日の同年4月1日からだった。」と供述し、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人と同時に入社した従業員3人の厚生年金保険の加入は、申立人と同日の昭和25年4月1日である記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B店における資格喪失日に係る記録を昭和62年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月31日から同年6月1日まで

A社B店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。国民年金第3号特例納付の手続を行っているが、退職日が確認できる退職証明書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び退職証明書から判断すると、申立人がA社B店に昭和62年5月31日まで勤務していたことが認められる。

また、A社B店は、「当時の保険料控除方法は不明だが、控除方法を変えた記録も残っていないので、現在と同じ方法であれば、申立人の昭和62年5月度の給与から同月の厚生年金保険料を控除している。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B店における昭和62年4月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、届出誤りから保険料は納付していないと認めており、社会保険事務所は、申立人に係る昭和62年5月の保険料について納入の告知を行っておら

ず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成4年6月13日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年6月13日まで

A社に勤務した一部期間の厚生年金保険の加入記録が無く、また、標準報酬月額は、実際には50万円であったにもかかわらず44万円と記録されているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間において同社の取締役であることが確認できることから、申立人は、申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、当初、平成4年6月13日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成4年9月30日）の後の同年10月7日付けで、同年4月30日に遡って訂正され、さらに、同年10月23日付けで、同年3月31日に遡って訂正されたことが確認できる。

また、申立人のA社における平成3年10月から4年2月までの標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、同年12月24日付けで、44万円に遡って減額訂正されていることが確認できる。

さらに、上記商業登記簿謄本により、申立人は申立期間及び当該訂正処理日においてA社の取締役であることが確認できるが、複数の従業員は、申立人は社会保険の手続に関与していなかったと回答しており、また、オンライ

ン記録により、当該訂正処理日には別の事業所に勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、当初記録されていた申立人の資格喪失日を訂正し、また、申立人に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的理由は見当たらず、当該処理に係る記録が有効なものとは認められず、申立人のA社に係る資格喪失日は、事業主が当初届け出た平成4年6月13日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が当初届け出た50万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成3年11月1日であると認められることから、申立期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、53万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月31日から同年11月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に平成3年10月31日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人がA社に平成3年10月31日まで勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人のA社における資格喪失日は、当初、平成3年11月1日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月1日より後の4年5月8日付けで、当初記録されていた3年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消され、同年8月31日に遡って訂正されたことが確認できる。

一方、申立人は商業登記簿謄本により、申立期間においてA社の取締役であることが確認できるが、従業員は、申立人は営業担当であり、社会保険の手続きは親会社が行っていたと回答していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人の定時決定の記録を取り消し、資格喪失日を訂正する合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人のA社における資格喪失日は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た平成3年11月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人のA社における当該訂正処理前のオンライン記録から、53万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は1万9,000円、同年12月10日は25万円、16年7月10日は27万円、同年12月10日は24万3,000円、17年12月10日は24万7,000円、18年12月10日は25万9,000円、19年7月10日は25万円、同年12月10日は29万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月10日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年12月10日
⑥ 平成18年12月10日
⑦ 平成19年7月10日
⑧ 平成19年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、申立期間に同社から

賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「給料台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成 15 年 7 月 10 日は 1 万 9,000 円、同年 12 月 10 日は 25 万円、16 年 7 月 10 日は 27 万円、同年 12 月 10 日は 24 万 3,000 円、17 年 12 月 10 日は 24 万 7,000 円、18 年 12 月 10 日は 25 万 9,000 円、19 年 7 月 10 日は 25 万円、同年 12 月 10 日は 29 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は1万9,000円、同年12月10日は25万円、16年7月10日は26万円、同年12月10日は24万3,000円、17年12月10日は24万7,000円、18年12月10日は25万9,000円、19年7月10日は25万円、同年12月10日は27万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月10日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年12月10日
⑥ 平成18年12月10日
⑦ 平成19年7月10日
⑧ 平成19年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、申立期間に同社から

賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「給料台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成 15 年 7 月 10 日は 1 万 9,000 円、同年 12 月 10 日は 25 万円、16 年 7 月 10 日は 26 万円、同年 12 月 10 日は 24 万 3,000 円、17 年 12 月 10 日は 24 万 7,000 円、18 年 12 月 10 日は 25 万 9,000 円、19 年 7 月 10 日は 25 万円、同年 12 月 10 日は 27 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は1万5,000円、同年12月10日は21万円、16年7月10日は21万円、同年12月10日は20万4,000円、17年12月10日は20万9,000円、18年12月10日は23万1,000円、19年7月10日は21万円、同年12月10日は24万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月10日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年12月10日
⑥ 平成18年12月10日
⑦ 平成19年7月10日
⑧ 平成19年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、申立期間に同社から

賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「給料台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成 15 年 7 月 10 日は 1 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 21 万円、16 年 7 月 10 日は 21 万円、同年 12 月 10 日は 20 万 4,000 円、17 年 12 月 10 日は 20 万 9,000 円、18 年 12 月 10 日は 23 万 1,000 円、19 年 7 月 10 日は 21 万円、同年 12 月 10 日は 24 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は2万5,000円、同年12月10日は32万円、16年7月10日は35万円、同年12月10日は31万1,000円、17年12月10日は31万3,000円、18年12月10日は31万5,000円、19年7月10日は32万円、同年12月10日は33万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月10日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年12月10日
⑥ 平成18年12月10日
⑦ 平成19年7月10日
⑧ 平成19年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、申立期間に同社から

賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「給料台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成 15 年 7 月 10 日は 2 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 32 万円、16 年 7 月 10 日は 35 万円、同年 12 月 10 日は 31 万 1,000 円、17 年 12 月 10 日は 31 万 3,000 円、18 年 12 月 10 日は 31 万 5,000 円、19 年 7 月 10 日は 32 万円、同年 12 月 10 日は 33 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は2万円、同年12月10日は27万円、16年7月10日は28万円、同年12月10日は26万3,000円、17年12月10日は28万5,000円、18年12月10日は33万3,000円、19年7月10日は35万円、同年12月10日は35万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月10日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年12月10日
⑥ 平成18年12月10日
⑦ 平成19年7月10日
⑧ 平成19年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、申立期間に同社から

賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「給料台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成 15 年 7 月 10 日は 2 万円、同年 12 月 10 日は 27 万円、16 年 7 月 10 日は 28 万円、同年 12 月 10 日は 26 万 3,000 円、17 年 12 月 10 日は 28 万 5,000 円、18 年 12 月 10 日は 33 万 3,000 円、19 年 7 月 10 日は 35 万円、同年 12 月 10 日は 35 万 1,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月10日は1万5,000円、同年12月10日は21万円、16年7月10日は21万円、同年12月10日は20万4,000円、17年12月10日は23万7,000円、18年12月10日は25万円、19年7月10日は24万円、同年12月10日は27万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年7月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年7月10日
④ 平成16年12月10日
⑤ 平成17年12月10日
⑥ 平成18年12月10日
⑦ 平成19年7月10日
⑧ 平成19年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、申立期間に同社から

賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「給料台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成 15 年 7 月 10 日は 1 万 5,000 円、同年 12 月 10 日は 21 万円、16 年 7 月 10 日は 21 万円、同年 12 月 10 日は 20 万 4,000 円、17 年 12 月 10 日は 23 万 7,000 円、18 年 12 月 10 日は 25 万円、19 年 7 月 10 日は 24 万円、同年 12 月 10 日は 27 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月10日は24万1,000円、19年7月10日は25万円、同年12月10日は27万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月10日
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「給料台帳」において確認

できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成 18 年 12 月 10 日は 24 万 1,000 円、19 年 7 月 10 日は 25 万円、同年 12 月 10 日は 27 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年12月10日は23万1,000円、19年7月10日は20万円、同年12月10日は24万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月10日
② 平成19年7月10日
③ 平成19年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「給料台帳」において確認

できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成 18 年 12 月 10 日は 23 万 1,000 円、19 年 7 月 10 日は 20 万円、同年 12 月 10 日は 24 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成19年7月10日は25万円、同年12月10日は27万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成19年7月10日
② 平成19年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「給料台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、平成19年7月10日は25万円、同

年12月10日は27万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の平成19年12月10日の標準賞与額に係る記録を27万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月10日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、届出を行っていなかった。同社は、訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「給料台帳」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、「給料台帳」において確認できる保険料控除額及び賞与支給額から、27万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出していなかったこと、また、当該賞与に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和43年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月31日から同年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。給料支払明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された昭和43年8月分の給料支払明細書に記載された出勤日数から判断すると、申立人がA社に同年7月31日まで勤務していたことが認められる。

また、申立人がA社において厚生年金保険の被保険者となった昭和40年6月の厚生年金保険料は、同年6月分の給与から控除されていることが給料支払明細書から確認できることから、43年7月分の給料支払明細書において控除されている厚生年金保険料は、同年7月のものであることが推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和43年6月の社会保険事務所（当時）の記録及び申立人から提出された同年7月分の給料支払明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は所在が不明であることから供述を得ることができないが、事業主が資格喪失日を昭和 43 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同年 7 月 31 日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の保険料について、納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年5月1日から同年10月1日までの期間について、申立人のA社における資格取得日は同年5月1日、資格喪失日は同年10月1日であると認められることから、申立人の同社における資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年3月20日から同年10月1日まで

A社で勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当時、戦災により疎開し、親戚の紹介で兄と共に同社に入社した。入社日の翌日には戦災で負傷した母親の訃報を受けたと記憶している。会社では航空機の部品の製造を担当し、終戦後の昭和20年8月17日には事業主の訓示があり、それから1か月程度、部品の廃棄作業を行い、同年9月30日に退職したと記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA社に入社した日の翌日に母親の訃報を受けたとしており、戸籍謄本において申立人の母親の死亡日が昭和20年*月*日であることが確認できるなど、申立人の主張は、具体的で信憑性^{びよう}が高いことがうかがわれる。また、B年金事務所から同社の被保険者名簿は23年の火災により焼失し復元されていないと回答があったが、厚生年金保険記号番号払出簿には申立人と申立人の兄の氏名が記録されていることから、申立人が申立期間に同社で勤務していたことが推認できる。

申立期間のうち昭和20年5月1日から同年10月1日までの期間については、厚生年金保険記号番号払出簿には、申立人の資格取得日は同年5月1日と記録されている上、当該払出簿に申立人以外に氏名の記載がある者のうち

オンライン記録において確認できた3人の資格取得日は、当該払出簿の資格取得日と一致していることから、A社が申立人の資格取得日を同年5月1日として届出を行ったことがうかがえる。

さらに、A社の後継企業と思われる事業所の事業所索引簿にはA社の適用期間について昭和17年1月1日から20年10月1日までとの記載があり、申立人の主張する同年10月1日の資格喪失日と一致する。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和20年5月1日、喪失日は同年10月1日であると認められる。

なお、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち昭和20年3月20日から同年5月1日までの期間については、A社の事業主及び従業員に照会することができず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について、資料や証言を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録及びB社（現在は、A社）における資格取得日に係る記録を昭和52年8月1日に訂正し、同年7月の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月16日から同年8月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の異動の辞令及び昭和52年8月分及び同年9月分の給与明細書から判断すると、申立人が同社及びB社に継続して勤務し（同年8月1日にA社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出したA社の給与明細書から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格取得日に係る記録を昭和50年2月20日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年2月20日から同年3月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された申立人に係る在籍証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（同社B鉱業所から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、申立人が転籍したC社の人事関連文書及びA社の回答から判断して、昭和50年2月20日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和50年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、誤って昭和50年3月1日を資格取得日として届け、同年2月の厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成15年11月18日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年10月18日から同年11月18日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給与支給明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び申立人から提出された給与支給明細書により、申立人が平成15年2月24日から同年11月18日までの期間について、A社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所に該当しなくなっており、当時の役員からも回

答が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、A社C支店）における資格取得日に係る記録を昭和50年9月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年9月21日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社C支店から提出された申立人に係る社員カード及び在籍証明書から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和50年9月21日に同社D事業所から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和50年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月1日から10年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、保険料控除額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給与明細書を提出するので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初26万円と記録されていたところ、平成9年3月28日付けで遡って8年1月から9年3月までは15万円に、また、10年5月7日付けで遡って9年4月から10年3月までは10万4,000円に減額訂正されている上、同社では、申立人のほか33人の標準報酬月額が申立人とほぼ同様に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社の事業主は、「当時、社会保険料の滞納が1,250万円あり、社会保険事務所の担当課長に相談したところ、支払計画書を提出すれば延滞金を免除する旨のたくさんの書類に押印し、基本納付額は小切手で支払うよう促されたが、給与額を下げる等の指導や減額訂正の説明も無かったし、普通に給与を払っていた。」と回答している。

また、申立人が提出した給与明細書により、申立人は、申立期間のうち平成9年1月から10年3月までの期間において事業主により減額訂正前の標準報酬月額26万円に相当する厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、平成8年1月から同年12月までの給与明細書を保有していないが、A社の社会保険関係の事務処理を委託されて

いた社会保険労務士が保管する被保険者台帳では、申立人の7年10月、8年10月及び9年10月の定時決定の記録は、いずれも26万円とされていることが確認できる。

加えて、A社の商業登記簿謄本には申立人の氏名は見当たらず、また、申立人は「同社で調査報告書作成業務を行っていた。」と回答しているところ、元事業主も「申立人は一般従業員で事務であった。」と回答していることから、申立人は、標準報酬月額の当該減額訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を遡って訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額 of 当該減額訂正処理は事実即した有効な記録訂正とは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た26万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から8年8月までは56万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から8年9月30日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の報酬月額より大幅に低くなっているため、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、平成5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から8年8月までは56万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった同年9月30日より後の同年10月28日付けで、5年10月1日に遡って11万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社の商業登記簿謄本では、申立人は、申立期間当時、同社の取締役役に就任しているが、雇用保険の記録では、離職日が平成8年9月20日、待期満了日が同年10月29日と記録されていることから、当該訂正処理日には、申立人は同社を退職していることが確認できる。

さらに、申立人は、「A社では設計担当として勤務し、社会保険の届出事務に関与していなかった。」と供述しており、同社の複数の従業員も「申立人は社会保険事務に関与していなかった。」と供述していることから、申立人は、標準報酬月額の当該減額訂正処理に関与していなかったと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の標準報酬月額を当該訂正処理を遡って行う合理的な理由はなく、申立期間の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に

係る標準報酬月額を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成5年10月から6年10月までは53万円、同年11月から8年8月までは56万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月4日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月27日から同年4月4日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社本社の回答並びに同社本社から提出された申立人に関する人事関係書類から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和47年4月4日にA社B工場から同社C工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和47年2月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては、不明としており、このほかに確認できる関係資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を37万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から提出された賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、37万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から提出された賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、10万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から提出された賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、21万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を22万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から提出された賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、22万1,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から提出された賃金台帳から申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、10万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から提出された賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から提出された賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、3万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を48万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年9月30日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から提出された賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、48万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、申立期間①及び②に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月10日は83万2,000円、同年12月10日は82万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、申立期間③に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、78万4,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である11万9,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を78万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月10日
 ② 平成15年12月10日
 ③ 平成16年6月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が誤っていることが分かった。同社は事後訂正の届出を行っ

たが、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び②について、申立人は、A社から提出された賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年6月10日は83万2,000円、同年12月10日は82万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間③について、申立人は、A社から提出された賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、78万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、申立期間①ないし⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年6月10日は84万8,000円、同年12月10日は85万1,000円、16年6月10日は83万円、同年12月10日は98万6,000円、17年6月10日は83万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、申立期間⑥に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、56万3,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である40万8,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を56万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年6月10日
② 平成15年12月10日
③ 平成16年6月10日

- ④ 平成 16 年 12 月 10 日
- ⑤ 平成 17 年 6 月 10 日
- ⑥ 平成 17 年 12 月 9 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が誤っていることが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①ないし⑤について、申立人は、A 社から提出された賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 6 月 10 日は 84 万 8,000 円、同年 12 月 10 日は 85 万 1,000 円、16 年 6 月 10 日は 83 万円、同年 12 月 10 日は 98 万 6,000 円、17 年 6 月 10 日は 83 万 7,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

2 申立期間⑥について、申立人は、A 社から提出された賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、56 万 3,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、申立期間①に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、102万7,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である35万7,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を102万7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、申立期間②及び③に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を平成16年6月10日は77万1,000円、同年12月10日は91万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年6月10日
③ 平成16年12月10日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が誤っていることが分かった。同社は事後訂正の届出を行っ

たが、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、A社から提出された賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、102万7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②及び③について、申立人は、A社から提出された賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成16年6月10日は77万1,000円、同年12月10日は91万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、申立期間①及び⑦に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、平成16年6月10日は35万1,000円、19年6月8日は75万5,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である16年6月10日は23万8,000円、19年6月8日は16万1,000円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16年6月10日は35万1,000円、19年6月8日は75万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、申立期間②ないし⑥に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月10日は78万円、17年6月10日は68万1,000円、同年12月9日は74万6,000円、18年6月9日は68万1,000円、同年12月8日は77万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年6月10日
② 平成16年12月10日

- ③ 平成 17 年 6 月 10 日
- ④ 平成 17 年 12 月 9 日
- ⑤ 平成 18 年 6 月 9 日
- ⑥ 平成 18 年 12 月 8 日
- ⑦ 平成 19 年 6 月 8 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が誤っていることが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①及び⑦について、申立人は、A 社から提出された賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 6 月 10 日は 35 万 1,000 円、19 年 6 月 8 日は 75 万 4,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②ないし⑥について、申立人は、A 社から提出された賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 16 年 12 月 10 日は 78 万円、17 年 6 月 10 日は 68 万 1,000 円、同年 12 月 9 日は 74 万 6,000 円、18 年 6 月 9 日は 68 万 1,000 円、同年 12 月 8 日は 77 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、

申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、申立期間①に係る標準賞与額の記録は、事後訂正の結果、46万6,000円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の記録である14万円とされているが、申立人は、当該期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を46万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち申立期間②ないし⑤に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成18年6月9日は62万6,000円、同年12月8日は71万4,000円、19年6月8日は62万6,000円、同年12月10日は74万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月9日
② 平成18年6月9日
③ 平成18年12月8日
④ 平成19年6月8日

⑤ 平成 19 年 12 月 10 日

A 社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が誤っていることが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、A 社から提出された賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、46 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して誤って提出し、また、当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

- 2 申立期間②ないし⑤について、申立人は、A 社から提出された賃金台帳から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、特例法に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賃金台帳において確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成 18 年 6 月 9 日は 62 万 6,000 円、同年 12 月 8 日は 71 万 4,000 円、19 年 6 月 8 日は 62 万 6,000 円、同年 12 月 10 日は 74 万 6,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月22日、18年12月25日及び19年12月25日はそれぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月22日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年12月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、各申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から提出された期末賞与明細書から、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、期末賞与明細書における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年12月22日、18年12月25日及び19年12月25日はそれぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月22日、18年12月25日及び19年12月25日はそれぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月22日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年12月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、各申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から提出された期末賞与明細書から、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、期末賞与明細書における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年12月22日、18年12月25日及び19年12月25日はそれぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月22日、18年12月25日及び19年12月25日はそれぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成17年12月22日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年12月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、各申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から提出された期末賞与明細書から、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、期末賞与明細書における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年12月22日、18年12月25日及び19年12月25日はそれぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成17年12月22日、18年12月25日及び19年12月25日はそれぞれ150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月22日
② 平成18年12月25日
③ 平成19年12月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、各申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、各申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から提出された期末賞与明細書から、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、期末賞与明細書における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、平成17年12月22日、18年12月25日及び19年12月25日はそれぞれ150万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につい

ては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間同時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を100万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月25日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は事後訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社から提出された期末賞与明細書から、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、期末賞与明細書における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、100万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っており、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における資格喪失日に係る記録を平成3年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年7月31日から同年8月1日まで

A事務所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。退職時の給料支払明細書で2か月分の厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人がA事務所に平成7年7月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支払明細書における報酬月額及び保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A事務所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主も死亡していることから不明であるが、事業主が資格喪失日を平成3年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C事業所における資格取得日に係る記録を昭和22年6月1日、資格喪失日に係る記録を24年6月21日とし、申立期間の標準報酬月額を22年6月から23年6月までは400円、同年7月を600円、同年8月及び同年9月を3,000円、同年10月から24年4月までを3,600円、同年5月を3,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から24年6月21日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の加入記録が無い。保管していた同社の辞令には「願に依り解職する、昭和24年6月20日」と記載されており、同日まで同社に勤務していたことが確認できるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する辞令並びにB社が提出した申立人に係る職員台帳及び「厚生年金保険被保険者資格喪失届」から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和22年6月1日に同社本社から同社C事業所に異動）、24年6月20日に同社を退職していることが確認できる。

また、B社の担当者は、「A社C事業所において申立人を厚生年金保険に加入させない理由は見当たらないので、申立期間当時、保険料控除を行っていたはずである。」旨供述しており、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭

和22年5月の社会保険事務所（当時）の記録及びB社が提出した申立人に係る職員台帳に記載されている月俸額から、同年6月から23年6月までは400円、同年7月は600円、同年8月及び同年9月は3,000円、同年10月から24年4月までは3,600円、同年5月は3,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かは不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月31日から同年6月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同社には、申立期間も継続して勤務し、給与支払明細書では厚生年金保険料が控除されているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書及び源泉徴収票から判断すると、申立人がA社に昭和55年5月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の報酬額及び保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は平成11年9月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主とは連絡が取れず不明であるが、事業主が資格喪失日を昭和55年6月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年5月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和43年5月1日、資格喪失日が45年5月1日とされ、当該期間のうち、同年4月30日から同年5月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を同年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月30日から同年5月1日まで

A事業所に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の記録が無いことが分かり、同事業所に相談した。同事業所は、事後訂正の届出を行ったが申立期間は年金額の計算の基礎とならない期間とされているので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳及び同事業所の「申立人の厚生年金保険の資格喪失日を退職日と誤って記載した。」旨の供述等から判断すると、申立人が、同事業所に昭和45年4月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が申立てに係る事務手続を誤ったとして、当該保険料を徴収す

る権利が時効により消滅した後の平成22年7月5日に資格喪失日に係る訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る昭和45年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日は昭和60年2月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年2月1日から同年2月11日まで

ねんきん特別便を検証した結果、申立期間の被保険者記録が抜けていた。在職証明書でも明らかなどおり、A社には申立期間を含み継続して勤務していたので、厚生年金保険に空白期間があるのはおかしい。訂正することにより受給中の年金額に変わりがないのは承知しているが、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が提出した在職証明書等から判断して、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、B社が提出した在職証明書によると、申立人について、A社D支店から同社C支店への異動日は昭和60年2月1日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和60年2月1日であると認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る被保険者記録は、申立期間①以降においては資格取得日が平成14年4月1日、資格喪失日が19年3月6日とされ、当該期間のうち14年4月1日から15年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立人の同社における資格取得日を14年4月1日とし、申立期間①の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から⑥までに係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年7月30日は18万円、同年12月19日は20万円、16年7月28日は18万円、同年12月17日は20万円、17年7月15日は18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月1日から15年10月1日まで
② 平成15年7月30日
③ 平成15年12月19日
④ 平成16年7月28日
⑤ 平成16年12月17日

⑥ 平成 17 年 7 月 15 日

A社で勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録及び申立期間②から⑥までの標準賞与額の記録が無い。

しかし、法律の改正により 70 歳まで厚生年金保険に加入できるようになったため、平成 14 年 4 月 1 日から厚生年金保険に再加入することになり、給与から厚生年金保険料は控除されていた。各申立期間はA社の事後訂正の届出により記録訂正されたが、年金額の給付に反映されない記録となっている。給与明細書を提出するので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、雇用保険の加入記録、給与明細書及びA社から提出のあった賃金台帳により、申立人が同社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①に係る標準報酬月額、給与明細書において確認できる保険料控除額から、24 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間①当時に届出を行っておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成 14 年 4 月から 15 年 9 月までの期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②から⑥までについては、上記賃金台帳により、申立人は当該期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額は、賃金台帳において確認できる保険料控除額から、平成 15 年 7 月 30 日は 18 万円、同年 12 月 19 日は 20 万円、16 年 7 月 28 日は 18 万円、同年 12 月 17 日は 20 万円、17 年 7 月 15 日は 18 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該期間に届出を行っておらず、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に訂正の届出を行っており、申立人に係る申立期間②から⑥までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成5年4月7日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の平成3年6月から5年3月までの標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間のうち平成5年4月7日から同年5月31日までの期間について、申立人は当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における上記訂正後の被保険者資格喪失日（平成5年4月7日）を同年5月31日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から5年5月31日まで

A社にデザイナーとして勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。また、平成5年4月分までは保険料が控除されている。給料明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち平成3年6月1日から5年4月7日までの期間について、同僚の供述及び雇用保険の加入記録により、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年3月31日）の後の平成5年4月7日付けで、申立人

を含む6人について、厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年3月31日と記録され、また、申立人の3年6月から5年2月までの標準報酬月額は、当初53万円と記録されていたものが遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は上記適用事業所でなくなった日以降においても法人事業所であることが確認できる上、常時従業員が勤務していたことが認められ、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、上記商業登記簿謄本により、申立人は、平成4年8月18日までA社の取締役であったことが確認できるが、上記同僚は、「申立人は広告制作のデザイナーであり、社会保険の届出事務に関与していなかった。」と供述していることから、申立人は当該資格喪失処理及び標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人が平成5年3月31日に資格を喪失した旨の処理及び申立人の標準報酬月額を遡って減額訂正する処理を行う合理的な理由は無く、当該資格喪失処理及び標準報酬月額の訂正処理に係る記録は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理日である同年4月7日であると認められる。また、3年6月から5年3月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

2 次に、申立期間のうち平成5年4月7日から同年5月31日までの期間については、雇用保険の記録から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

そして、申立人から提出のあった給料明細書により、A社では、厚生年金保険料の給与からの控除は翌月控除方式であり、平成5年5月分の給料明細書において同年4月の厚生年金保険料が控除されていることが確認できることから、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成5年4月の標準報酬月額については、給料明細書において確認できる保険料控除額から、53万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、当該期間に遡って被保険者資格の訂正や取消しが行われた形跡は見られず、社会保険事務所の手続に不合理な点は見当たらない。また、A社は当該期間において適用事業所としての記録は無いが、商業登記簿謄本から法人事業所であることが確認できる上、常時従業員が勤務していたと認められることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る当該期間の保険料の納付義務の履行については、A

社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主も所在不明であることから確認することはできないが、事業主は、当該期間において適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和20年11月12日、資格喪失日に係る記録を22年8月21日とし、申立期間の標準報酬月額を、20年11月から21年3月までは120円、同年4月から22年5月までは210円、同年6月及び同年7月は600円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月12日から22年8月21日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に係る在社証明書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された在社証明書、A社から提出された役職員名簿及び同社の回答から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和20年11月12日に同社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社B支店における申立人の資格喪失日については、上記在社証明書には、退職日は年月しか記載されておらず日付が不明であるが、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、昭和22年8月に資格を喪失している従業員16名のうち、11名の資格喪失日が同年8月21日と記録されていることから、同年8月21日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人と同年代であった従業

員の標準報酬月額記録から、昭和20年11月から21年3月までは120円、同年4月から22年5月までは210円、同年6月及び同年7月は600円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立期間において上記被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和20年11月から22年7月までの期間の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月18日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年決算賞与計算表及び同年9月分給与計算表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与計算表及び給与計算表における厚生年金保険料控除額から、20万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月18日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年決算賞与計算表及び同年9月分給与計算表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与計算表及び給与計算表における厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を21万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月18日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年決算賞与計算表及び同年9月分給与計算表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与計算表及び給与計算表における厚生年金保険料控除額から、21万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を13万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月18日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年決算賞与計算表及び同年9月分給与計算表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与計算表及び給与計算表における厚生年金保険料控除額から、13万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月18日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年決算賞与計算表及び同年9月分給与計算表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与計算表及び給与計算表における厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を12万5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月18日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年決算賞与計算表及び同年9月分給与計算表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与計算表及び給与計算表における厚生年金保険料控除額から、12万5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月18日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年決算賞与計算表及び同年9月分給与計算表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与計算表及び給与計算表における厚生年金保険料控除額から、20万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を19万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月18日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年決算賞与計算表及び同年9月分給与計算表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与計算表及び給与計算表における厚生年金保険料控除額から、19万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 58 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 18 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年決算賞与計算表及び同年9月分給与計算表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与計算表及び給与計算表における厚生年金保険料控除額から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を3万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年9月18日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、記録訂正の届出を行ったが、申立期間の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成19年決算賞与計算表及び同年9月分給与計算表により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記賞与計算表及び給与計算表における厚生年金保険料控除額から、3万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対して提出しておらず、また、当該賞与に係る保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA協会B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和42年2月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月27日から同年2月27日まで

A協会に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、社内異動はあったが同協会には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA協会から提出のあった人事記録から判断すると、申立人は、同協会に継続して勤務し（昭和42年2月27日に同協会B事業所から同協会C事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA協会B事業所における昭和41年12月のオンライン記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成13年11月16日、資格喪失日が19年5月16日とされ、当該期間のうち、18年12月16日から19年5月16日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、同社本社における資格喪失日を同年5月16日とし、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月16日から19年5月16日まで

A社本社及び同社のグループ会社であるA社B事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社本社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社本社に係る被保険者記録は、資格取得日が平成13年11月16日、資格喪失日が19年5月16日とされ、当該期間のうち、18年12月16日から19年5月16日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、A社本社から提出のあった賃金台帳、人事記録及び雇用保

険の加入記録から、申立人は同社に継続して勤務し（平成 19 年 5 月 16 日に同社の本社から A 社 B 事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社本社における平成 19 年 1 月から同年 5 月までの賃金台帳の保険料控除額から、34 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料を納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、平成18年12月8日、19年6月27日、同年12月11日及び20年6月27日はそれぞれ20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月8日
② 平成19年6月27日
③ 平成19年12月11日
④ 平成20年6月27日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、平成18年12月8日、19年6月27日、同年12月11日及び20年6月27日に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成18年12月8日、19年6月27日、

同年12月11日及び20年6月27日はそれぞれ20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間に係る標準賞与額を、平成18年12月8日、19年6月27日及び同年12月11日はそれぞれ15万円、20年6月27日は20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年12月8日
② 平成19年6月27日
③ 平成19年12月11日
④ 平成20年6月27日

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は給付に反映されていないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった賞与支給台帳及び厚生年金保険被保険者賞与支払届により、申立人は、平成18年12月8日、19年6月27日、同年12月11日及び20年6月27日に、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給台帳における当該賞与額に係る厚生年金保険料控除額から、平成18年12月8日、19年6月27日

及び同年 12 月 11 日はそれぞれ 15 万円、20 年 6 月 27 日は 20 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月6日は2万円、18年12月20日、19年6月20日及び同年12月20日はそれぞれ3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和53年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月6日
② 平成18年12月20日
③ 平成19年6月20日
④ 平成19年12月20日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細票から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細票の厚生年金保険料控除額から、申立期間①は2万円、申立期間②、③及び④はそれぞれ3万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、及び当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成16年12月6日及び18年12月20日はそれぞれ2万円、19年6月20日は3万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和49年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成16年12月6日
② 平成18年12月20日
③ 平成19年6月20日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細票から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細票の厚生年金保険料控除額から、申立期間①及び②はそれぞれ2万円、申立期間③は3万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、及び当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 6 月 20 日及び同年 12 月 20 日はそれぞれ 2 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 6 月 20 日
② 平成 19 年 12 月 20 日

申立期間の賞与から厚生年金保険料が控除されていたが、A社が当該賞与について、誤って届出を行っていなかった。同社は既に訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与明細票から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与明細票の厚生年金保険料控除額から、それぞれ 2 万円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出していなかったこと、及び当該標準賞与額に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年9月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和9年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年9月16日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された「人事個人票」及び「社員名簿」、申立人から提出された辞令並びに国民健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和38年9月16日にA社B支店から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和38年10月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る保険料についても納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格取得日は昭和44年3月13日、資格喪失日は45年2月5日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年3月から同年12月までは2万4,000円、45年1月は2万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月13日から45年2月5日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険の資格喪失日の記録が無い。退職日は不明であるが、約1年間同社に勤務していたので、資格喪失日を調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和44年3月13日から45年2月4日までA社に継続して勤務していたことが確認できる。

一方、申立人のA社に係る事業所別被保険者名簿において、昭和44年3月13日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している記録があると同時に、45年1月の随時改定の記録もあるが、被保険者資格を喪失している記録が無く、当該記録は、申立人の基礎年金番号に未統合であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和44年3月13日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められ、かつ、雇用保険の加入記録から45年2月5日を資格喪失日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、A社に係る事業所別被保険者名簿の記録から、昭和44年3月から同年12月までは2万4,000円、45年1月は2万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から平成元年 1 月までの期間、元年 7 月から 6 年 4 月までの期間及び 6 年 8 月から 7 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 9 月から平成元年 1 月まで
② 平成元年 7 月から 6 年 4 月まで
③ 平成 6 年 8 月から 7 年 7 月まで

申立期間①については、当時、私の支払いに関することは全て父がしてくれていた
ので、国民年金保険料も納付してくれていたと思う。申立期間②については、会社退
職後に国民年金の加入手続をし、ずっと自分で保険料を納付していた。申立期間③に
ついては、私の夫が自身の保険料と一緒に納付しており、夫は納付済みとなっている。
申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたこ
とを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及
び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料納付をしてくれていたとする父
親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。ま
た、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間後の平成元年 10 月に払い出されて
おり、申立人が所持する当該時期に発行された年金手帳及び第 3 号被保険者の届出をし
た 7 年 12 月に再発行された年金手帳には、最初の被保険者資格取得日は元年 7 月 21 日
と記載されており、当該期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期
間であること、申立人は、上記年金手帳 2 冊と厚生年金保険の記号番号のみが記載され
ている年金手帳 1 冊のほかに年金手帳を所持していたことはないと説明しており、当該
期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当た
らないことなど、申立人の父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる
周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人が当時居住していた区では、特に申出がない場合には集金人による保険料徴収を実施しており、当該区の国民年金被保険者名簿から、申立人は、当該期間の途中の平成3年12月からの納付書納付の申出を行っていることが推測され、それまでは集金人による納付方法であったが、申立人は、集金人に保険料を納付したことはないとしていること、当該被保険者名簿には、申立人が転出する6年3月までの保険料の納付状況等が記載されているが、同月まで保険料収納印は押されていないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人は、当該期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付をしていたとする夫から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、申立人は、夫が当該期間の保険料を夫の分と一緒に納付してくれたと主張しているが、申立人の夫は当該期間の自身の保険料を平成7年11月24日に過年度納付していることが確認でき、申立人は、第3号被保険者の届出をした7年12月13日に、併せて婚姻による氏名変更及び住所変更の手続を行ったことが上記の7年12月に再発行された年金手帳等から推測できることから、夫が過年度納付した時点では、申立人の納付書は発行されておらず、当該期間の夫婦二人分の保険料を納付することができないなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から同年5月までの期間及び同年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年3月から同年5月まで
② 平成元年10月

私は平成元年3月に会社を退職し、収入が無くなったため国民年金保険料の免除申請を行い、再就職後の2年又は3年頃に免除期間の保険料を納付できることを知り、保険料を追納した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請し、追納していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、オンライン記録から、申立期間に係る被保険者資格の得喪記録は、平成10年5月25日に追加されたことが確認でき、当該記録追加時点までは申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳と9年1月に当該厚生年金保険記号番号が基礎年金番号として付番された年金手帳の2冊を所持し、当該2冊の手帳以外の年金手帳は所持したことがないとしており、申立人に、基礎年金番号付番前に国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を免除申請し、追納していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から平成3年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月から平成3年5月まで

私は、昭和56年11月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。59年8月からは金融機関の外交担当者に保険料の納付を依頼し、61年4月以後は夫婦二人分の保険料の納付を依頼した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成5年7月頃に払い出されており、当該払出時点で、納付可能であった3年6月から5年3月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できるものの、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、申立人は、現在所持する年金手帳のほかに年金手帳を所持したことはないと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 38 年 9 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 9 月から 49 年 12 月まで

私の父は、私が 20 歳になった昭和 38 年*月に私の国民年金の加入手続をしてくれ、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和 51 年 11 月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人の保険料を納付していたとする父親も申立期間のうち 45 年 4 月以降に未納期間があること、申立人と同じく父親が保険料を納付していたとする弟妹も 20 歳当時は国民年金に未加入又は保険料未納となっていることなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 3 年 5 月から 4 年 3 月まで
② 平成 5 年 1 月から同年 4 月まで
③ 平成 6 年 12 月から 7 年 3 月まで

私の母は、私が 20 歳になった頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の①、②及び③は、オンライン記録によれば、平成 12 年 2 月に行われた厚生年金保険の資格記録の追加変更により、国民年金の加入期間として整備された期間であることが確認でき、当該追加変更前までは、国民年金に加入していなかった期間であり、申立期間の①、②及び③の時点では、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号は、平成 9 年 1 月に付番されていることが確認でき、この付番以前は国民年金の手帳記号番号が払い出された記録を確認することができない。

加えて、申立人の母が申立期間の①、②及び③の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人の加入手続を行い当該期間の保険料を納付したとする申立人の母は、加入手続並びに保険料の納付時期及び納付場所等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 1 月から同年 3 月まで
② 平成 12 年 4 月から同年 12 月まで

私の母は、私が 20 歳になった頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母は、私が 20 歳になった頃に私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれていたはずである。」と主張しているが、申立人の母が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母は、加入手続並びに保険料の納付金額及び納付方法等の記憶が曖昧である。

なお、オンライン記録によれば、平成 13 年 1 月の金保険料は、15 年 2 月 21 日に、その時点で過年度納付することが可能な期限の直前で納付していることが確認できる。その上、申立期間の①及び②当時に申立人と同居し、申立人と同様に母が国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料の納付をしてきていたとする申立人の兄も、オンライン記録によれば、申立人と同一期間の保険料が未納である。

このほか、申立人が申立期間の①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 1 月から 9 年 7 月まで

私は、平成 9 年 9 月 2 日に自社の厚生年金保険新規適用届を社会保険事務所（当時）に提出した際、国民年金の加入手続を行い、私と妻の二人分の 8 年 1 月から 9 年 7 月までの期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間の国民年金保険料を納付する目的で 20 万円から 30 万円を用意し、妻と一緒に社会保険事務所へ行き、申立期間の保険料として妻の分と合わせて納付した。」と述べているが、オンライン記録によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない上、申立人の申立期間を含む平成 6 年 4 月から 9 年 7 月までの期間は国民年金に加入していなかった期間となっているため、制度上、保険料を納付することはできない。

また、オンライン記録によれば、申立人の妻の平成 6 年 4 月から 9 年 7 月までの期間は、12 年 5 月 8 日に国民年金第 3 号被保険者非該当の期間として追加されたことにより、未納期間として整備されたものであり、申立人が申立期間の保険料を納付したとする 9 年 9 月 2 日時点では、妻も国民年金に加入していなかった期間である。

さらに、申立人は、「申立期間の保険料として妻の分とあわせて 20 万円から 30 万円を納付した。」と述べているが、申立人が納付したとする保険料の金額は、申立人とその妻の保険料額とかなり相違している。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 59 年 12 月まで
私は、専門学校を卒業した昭和 57 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、過去 2 年分の国民年金保険料の未納分を一括納付し、その後は自宅に届いた納付書により保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 57 年 4 月に国民年金の加入手続を行い、過去 2 年分の国民年金保険料の未納分を一括納付した。」と主張しているが、国民年金の手帳記号番号払出簿によれば、申立人が所持する国民年金手帳の記号番号は、62 年 3 月頃に払い出されていることが確認できる。このことから、申立期間の保険料は、手帳記号番号の払出しの 62 年 3 月の時点において、時効により納付することができない。なお、オンライン記録によれば、申立期間直後の昭和 60 年 1 月から 61 年 3 月までの期間の保険料が、62 年 4 月 15 日に、遡って納付されていることが確認できる。

さらに、申立人は、「現在所持する年金手帳以外の手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見受けられない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無い上、申立人は、一括納付したとする納付額及び納付方法並びにその後の納付書により納付したとする保険料額等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 7 月から 57 年 9 月まで
② 昭和 58 年 4 月から 59 年 6 月まで

私の申立期間の国民年金保険料は、母が納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料が納付されていた証拠として、父が経営する表具店における昭和 54 年 12 月から平成 6 年 2 月までの期間の出入金記録が記載されている金銭出納帳を提出している。

しかしながら、当該出納帳に記載されている国民年金保険料納付に関する記載項目とその金額は、申立人及びその母の保険料納付済期間であるオンライン記録の納付記録と全て一致している。

なお、申立人は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付してくれていたとする母から申立期間当時の状況を聴取することが諸事情によりできないため、申立人の国民年金保険料の納付の状況について確認することができない。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年5月から平成2年3月まで
私の国民年金の加入手続は、私が大学生だった昭和62年5月に私の父が行い、申立期間の国民年金保険料を父が納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入であり、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、申立人は大学生であり、申立期間は学生の強制加入制度が実施される平成3年4月より前の期間であることから、当時の制度において、申立人は、任意加入手続を行うことにより国民年金に加入することができる。しかし、申立人は任意加入手続を行っていなかったことから、申立期間は、オンライン記録によれば、未加入期間となっており、また、申立人及びその父は、「申立期間において、別の年金手帳を見た記憶は無い。」としており、申立期間において申立人の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の父が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び申立期間の保険料を納付していたとする父の申立人に係る国民年金の加入手続の記憶は曖昧である。

このほか、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 47 年 3 月まで

私が昭和 46 年 7 月に嫁いだ店では、会社を通して家族や従業員が国民年金に加入して国民年金保険料を納付していたが、私は、国民年金に加入していなかったため、義母が私の国民年金の加入手続きを行い、その際、「保険料を 5 年遡って納付した。」と義母から聞いた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私が昭和 46 年 7 月に嫁いだ店では、会社を通して家族や従業員が国民年金に加入して国民年金保険料を納付していたが、私は、国民年金に加入していなかったため、義母が私の国民年金の加入手続きを行い、その際、『保険料を 5 年遡って納付した』と義母から聞いた。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によれば、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 47 年 2 月から 4 月頃に申立人の夫と連番で払い出されており、申立人の夫も申立期間を含む 20 歳からの保険料は未納となっていることが確認できる。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号が払い出された昭和 47 年 2 月から同年 4 月頃は、第 1 回特例納付の実施期間であり、申立期間のうち 42 年 4 月から 45 年 6 月までの期間の保険料は特例納付で納付できる期間であり、さらに、申立期間のうち同年 7 月から 47 年 3 月まで期間の保険料は、過年度納付及び現年度納付をすることが可能である。しかし、A 事業団による国民年金被保険者台帳によれば、申立人は、昭和 47 年 2 月に国民年金保険料の納付を委託し、同年 4 月から同事業団を通して保険料を納付していることが確認でき、同事業団では、特例納付及び過年度納付の保険料の徴収を行っていなかったことから、「義母が加入手続きをした際、5 年間遡って保険料を納付した。」とする申立人の主張に整合性がみられない。

加えて、申立人の義母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、

確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間の保険料を納付したとする申立人の義母は既に死亡しているため、当時の納付等の状況について確認することができない。

このほか、申立人の義母が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 4 月から 56 年 3 月まで
私の父は、私が 20 歳になった昭和 52 年*月頃に私の国民年金の加入手続を行い、52 年*月からの国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入であり、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号の払出しは確認できない上、申立人は、申立期間当時は大学生であり、申立期間は学生の強制加入制度が実施される平成 3 年 4 月より前の任意加入期間となり、オンライン記録では未加入期間となっていることから、申立期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、申立人は、申立期間以降、共済組合に加入しており、「年金手帳を見たことも、父から渡された記憶も無い。」と述べている。

また、申立人の父が申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付してくれたとする父は死亡しているため、申立人の国民年金の加入状況及び納付状況を確認することができない。

このほか、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 1 月

私は、転職した昭和 60 年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の国民年金の手帳記号番号は、申立期間後の昭和 60 年 11 月頃に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では申立期間は国民年金に未加入期間となっており、申立期間は、制度上、保険料を納付できない期間である。

また、申立人が所持する年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄には、昭和 59 年 12 月 29 日と記載されており、申立人には、現在所持している年金手帳のほかに年金手帳を所持していた記憶が無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、「申立期間の保険料は、昭和 59 年 12 月の保険料と一緒に納付した。」と述べているが、オンライン記録によると、59 年 12 月の保険料は 60 年 11 月 29 日付けで納付されたことが確認でき、仮に、申立期間が国民年金に加入していたとしても、当該時点では、申立期間は時効により遡って保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したこと示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めること

はできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 4 月から 18 年 3 月まで

私は、日本に定住するために国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を金融機関で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 14 年 4 月から 18 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、当該期間中に送付されてきた納付書により納付した。」と述べている。

しかしながら、申立人に基礎年金番号が付与されたのは、18 年 3 月 30 日であり、申立人は、「年金手帳はこの時交付された手帳以外は所持したことがない。」と述べていることから、当該基礎年金番号が付与されるまでは申立期間は国民年金に加入していない期間であったものと推認できる。また、申立人の申立期間に係る国民年金の記録は、当該基礎年金番号が付与されたことにより、国民年金に加入していない期間から未納期間へ整備されたものである。これらのことから、申立期間当時は、保険料の納付書が申立人に送付されることはなく、申立人が申立期間において保険料を納付することはできない期間である。

さらに、オンライン記録によれば、申立人には平成 19 年 8 月 10 日に未納期間に係る保険料の納付書が作成されていることが確認できることから、同納付書の作成時点において 17 年 7 月以降に保険料の未納期間があったことが推認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 5 月から 14 年 4 月まで
私は、お金に余裕ができた平成 14 年 5 月頃に、社会保険事務所（当時）において申立期間の国民年金保険料として約 45 万円を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 14 年 5 月頃に、社会保険事務所において申立期間の国民年金保険料を納付した。」と述べているが、14 年 5 月時点で、制度上、遡って保険料を納付することができる期間は、申立期間のうち 12 年 4 月から 14 年 4 月までの期間であり、申立期間の保険料を全て納付することはできない上、仮に、納付したとしても 12 年 4 月から 14 年 4 月までの期間の保険料は約 33 万円であり、申立人が納付したとする 45 万円の金額と合致しない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、過年度納付に係る納付場所等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見受けられない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から同年 9 月まで

私は会社を退職後、区役所に行き国民年金保険料の免除申請をしたが、免除却下されたため、その後、申立期間の保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料を納付した時期、納付場所、納付回数及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和 60 年 10 月の保険料は、約 2 年後の時効成立直前である 62 年 11 月 28 日に遡って納付されていることが確認できるものの、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、当委員会における口頭意見陳述においても、申立期間の保険料が納付されていたと推認できるまでの具体的な事情は聴取できなかったことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年11月から42年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、55年11月から56年1月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月から42年10月まで
② 昭和55年11月から56年1月まで

私は、義姉の勧めもあり、結婚をした昭和41年に申立期間①の1年分の国民年金保険料を納付した。また、申立期間②の保険料は、56年に還付したものとされているが、還付された記憶は無い。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が還付済みとされ、国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続時期、加入手続場所、保険料の納付額及び納付場所の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、当該期間よりも後の昭和52年2月に任意加入したことにより払い出されていることが確認できるものの、当該期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていた記録は無いこと、申立人に国民年金への加入を勧めたとする申立人の義姉は、当該期間より後の47年12月に国民年金に任意加入しており、当該期間は未加入であること、及び申立人の当該期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、当該期間当時、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

2 申立期間②については、申立人が主張するとおり当該期間の保険料を納付していた

ことは確認できるものの、入国管理局の出入国記録によると、申立人は当該期間当初の昭和 55 年 11 月 15 日に出国していることが確認でき、当該期間は海外居住期間であり、国民年金の適用除外期間であるため、当該期間の保険料が還付されることについて不自然さは見られない上、当該期間に係る還付整理簿及び還付・充当・死亡一時金等リストに記載されている申立人の氏名、住所及び手帳記号番号並びに還付期間、還付決議日、支払年月日及び還付額に不合理な点は見当たらないなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 41 年 11 月から 42 年 10 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、55 年 11 月から 56 年 1 月までの国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年9月、同年10月及び16年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和56年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成15年9月及び同年10月
② 平成16年4月から同年8月まで

私は、平成16年3月末に婚姻して転居し、会社を退職した後に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、申立期間②直後の保険料と同様に申立期間②の保険料を毎月納付していた。また、その頃に、申立期間①の納付書も送られてきたので遡って保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間①の保険料の納付時期に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、平成18年6月12日に納付書が作成されていることが確認でき、申立期間②直後の16年9月から18年1月までの保険料は既に同年2月18日までに全て納付されていることから、当該納付書は申立期間②のうち時効が完成していない16年5月以降の未納分の保険料に係る過年度納付書であると考えられるため、上記納付書作成時点まで、同年5月から同年8月までの期間において未納期間があったと推察される。

さらに、平成14年4月には、保険料収納事務が市区町村から国に一元化されるとともに、年金記録の納付データは金融機関等からの電磁的データをもって収録している等記録管理の強化が図られているため、金融機関等及び社会保険事務所（当時）が2か所にわたり事務処理を誤ったとは考え難いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から9年3月まで
私の母は、平成3年4月から学生も国民年金に加入する義務が生じたので、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取できないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無く、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年2月まで

私は、就職が決まった昭和52年2月又は3月頃、区の出張所で国民年金の加入手続をした際、過去23か月分の国民年金保険料を遡って納付できると聞いたが、その場では払えなかったため、その後、母に相談してお金を出してもらい、申立期間の保険料として3万円くらいを同出張所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間の保険料を区の出張所で納付したと説明しているが、申立人が納付したとする時点では、申立期間のうち昭和50年度の保険料は過年度となるため、区の出張所では、当該年度の保険料を収納することができなかった。

さらに、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が加入手続をしたとする時期よりも後の昭和56年6月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人及びその母親の記憶する保険料額は、当該払出時点で過年度納付となる55年7月から56年3月までの納付済み期間の保険料額とおおむね一致するなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は現在所持する年金手帳以外の年金手帳を所持していた記憶が無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から44年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月から44年1月まで

私は、昭和40年5月頃、当時居住していたアパートの大家の親戚から勧められて、国民年金の加入手続を行った。その際、役所窓口で半年分の国民年金保険料をまとめて納付するように言われたため一括で納付し、以後は、送付される納付書により役所窓口で保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、納付金額に関する記憶が曖昧である上、申立人は、当該期間の保険料を納付書により納付していたと説明しているものの、申立人が居住していた区では、当時は印紙検認による保険料の収納が行われており、当時の納付方法と異なっている。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間直後の昭和44年2月26日に任意加入したことにより払い出されていることが確認でき、申立期間は未加入期間であるため、制度上、遡って保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月から 56 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月から 56 年 12 月まで

私は、会社を退職した昭和 62 年 6 月頃、区役所出張所で厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行った。その際、出張所職員から「国民年金保険料を遡って納付すれば、55 年 4 月から加入することができる。」と言われたため、窓口で 55 年 4 月から 56 年 12 月までの期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付金額についての記憶が曖昧である。また、申立人が、当該期間の保険料を、遡って納付したとする区役所出張所は、過年度保険料の収納事務を行っていないこと、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 62 年 8 月時点では、当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、昭和 57 年 1 月に厚生年金保険に加入する前に国民年金の加入手続きを行ったことはないと説明しているなど、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年4月から17年3月までの国民年金保険料については、学生納付特例により免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月から17年3月まで

私は、大学生だった平成12年4月から14年3月までの国民年金保険料について学生納付特例の申請を行ったのと同様に、専門学校生だった15年4月から17年3月までの保険料も学生納付特例の申請をした。申立期間の保険料が学生納付特例とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、申立期間に係る学生納付特例の申請手続きを行った場所についての記憶及び承認通知書を受け取った記憶が曖昧である。

また、申立人は大学生だった平成12年4月から14年3月までの保険料と同様に、専門学校生だった15年4月から17年3月までの保険料も学生納付特例の申請を行ったと主張するが、オンライン記録によると、平成12年度及び13年度の学生納付特例の申請記録は確認できるものの、申立期間に係る申請記録は確認することができない。

さらに、平成18年6月9日に申立人に対して納付書が作成されていることがオンライン記録で確認できることから、当該納付書作成時点で、申立期間のうち時効が完成していない16年5月から17年3月までの保険料に係る過年度納付書が作成されたものと推察されるなど、申立人が申立期間の保険料を学生納付特例により免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 3 月から 56 年 4 月までの期間及び平成元年 7 月から 2 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 55 年 3 月から 56 年 4 月まで
② 平成元年 7 月から 2 年 5 月まで

私は、昭和 55 年 4 月頃に、区役所出張所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を口座振替で納付したはずである。また、平成元年 6 月から 2 年 6 月まで海外に居住していたが、帰国後の 2 年 6 月頃に、区役所出張所で国民年金の加入手続を行い、同出張所で申立期間②の保険料を一括で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、保険料を口座振替していた銀行名、支店名及び保険料の納付金額に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間②については、申立人が現在所持する年金手帳によると、平成元年 6 月 30 日に第 1 号被保険者の資格を取得し、2 年 7 月 1 日に当該資格を喪失している旨の記載はあるものの、申立人は、帰国後に遡って納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧である。

さらに、オンライン記録によると、平成 2 年 8 月時点で、当該期間は既に未加入期間とされていたことが確認でき、申立人は当該期間は海外居住期間であったと説明していることから、申立期間②は本来は任意加入適用期間であり、当該期間当初に任意加入手続が行われていなかったため、未加入期間となっているものと推察され、申立人が当該期間の保険料を納付したとする 2 年 6 月時点では、制度上、保険料を遡って納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から41年7月まで
私は、昭和36年頃、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続場所、保険料の納付時期及び納付額等の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が記載されている国民年金受付処理簿により、申立人の最初の資格取得日は、申立期間直後の昭和41年8月1日であることが確認できるため、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、申立人と手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の夫も最初の資格取得日は申立人と同一日であり、それ以前は国民年金に未加入となっているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年7月及び同年8月、9年1月、11年1月から同年3月までの期間、12年4月から14年9月までの期間及び14年11月から15年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年7月及び同年8月
② 平成9年1月
③ 平成11年1月から同年3月まで
④ 平成12年4月から14年9月まで
⑤ 平成14年11月から15年6月まで

私は、申立期間①及び②の国民年金保険料は納付書が届いていたとすれば支払っていたと思う。また、申立期間③、④及び⑤の保険料は納付書に現金を添えて納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続、納付額、納付時期及び納付場所に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人の最初の資格取得日は、申立期間②当初の平成9年1月1日とされているため、申立期間①は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②及び③の間の厚生年金保険加入に伴う国民年金被保険者資格の平成9年2月の資格喪失及び11年1月の資格取得の記録は、11年9月8日に記録追加されていることが確認できることから、申立人は、当該記録追加時点まで、当該資格取得及び資格喪失の手続を行っていなかったものと推察される上、当該記録追加時点では、申立期間②は時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間④及び⑤については、保険料収納業務が市区町村から国に一元化された平成14年4月以降の期間が含まれており、年金記録の納付データは金融機関等か

らの電磁的データをもって収録している等記録管理の強化が図られているため、記録漏れや記録誤りがあったとは考え難いなど、申立人が申立期間①から⑤までの保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9447

第1 委員会の結論

申立人の平成 11 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月

私は、未納であった国民年金保険料の督促状が頻繁に役所から送られてきたので、平成 11 年 1 月から同年 5 月までの保険料を金融機関で現金で一括納付した。同年 2 月から同年 5 月までの保険料は納付済みとなっているのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、オンライン記録によると、申立期間直後の平成 11 年 2 月から同年 5 月までの保険料は、同年 2 月分を遡って納付することが可能な時効成立直前の 13 年 3 月 29 日に一括で過年度納付されていることが確認できるものの、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 19 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 49 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 1 月

私は、平成 19 年 2 月の中旬か下旬に、申立期間の国民年金保険料に係る納付書が自宅に届いたが、厚生年金保険から次の厚生年金保険への資格喪失及び資格取得の手続が隙間なく行われているものと思い、当該納付書は廃棄した。しかし、同年 8 月頃に再度、納付書が届いたため、社会保険事務所（当時）に問い合わせたところ、1 か月分の保険料を納付する必要があることを確認したので、コンビニエンスストアで同年 8 月か同年 9 月頃に申立期間の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料として預金通帳及び家計簿の写しを提出しており、当該預金通帳には平成 19 年 8 月 24 日に 16 万円を引出している旨の記載が、当該家計簿には 8 月 25 日に「車検代、預金、家、年金、他」として 9 万 5,000 円を支払った旨の記載があるものの、内訳が不明であるため、国民年金に係る保険料の支出であること、及びその納付額を特定することができない。

また、申立人は、申立期間の保険料をコンビニエンスストア 2 社のうち、いずれかの会社の店舗で納付したと説明するが、当該コンビニエンスストア 2 社では、申立人が保険料を納付したとする各店舗において、申立期間の保険料が収納された事実はないと回答している。

さらに、当該コンビニエンスストア 2 社の各店舗は、保険料の収納に伴い、電算処理によりそのデータがコンビニエンスストア本部に送信され、コンビニエンスストア本部からは日本年金機構本部に速報データ及び確定データとして送信されるが、同機構本部でも、当該データの中に申立人の申立期間の保険料納付に該当するデータは無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見

当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 1 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 1 月から 57 年 8 月まで
② 昭和 57 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 56 年 1 月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。その後、57 年 3 月に就職した会社が、厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、61 年 4 月に会社が厚生年金保険の適用事業所になるまで引き続き保険料を納付していた。申立期間①の保険料が未納で、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は、昭和 56 年 1 月の厚生年金保険から国民年金への切替手続、保険料の納付金額、納付方法及び国民年金手帳の受領に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する 1 冊目の年金手帳は、昭和 48 年 4 月 1 日の厚生年金保険被保険者の資格取得に伴って払い出された厚生年金保険の記号番号のみが記載されており、国民年金手帳の記号番号の記載が無い上、2 冊目の年金手帳には、国民年金の手帳記号番号が記載されてはいるものの、当該手帳記号番号は、63 年 7 月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②については、申立人は、当該期間当初の昭和 57 年 9 月に婚姻した後の国民年金の氏名及び住所の変更手続及び強制加入から任意加入への切替手続に関する記憶が曖昧である上、当該期間の保険料は未加入期間であるため、制度上、納付することができないなど、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、現在所持している2冊の年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、申立人が当時居住していた市、現在居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時に申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 10 月から 54 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 10 月から 54 年 1 月まで
② 昭和 54 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 53 年 10 月に出向した関連会社が厚生年金保険適用事業所ではなかったため、国民年金事務組合の事業団を通じて国民年金に加入し、国民年金保険料は給与から控除されていた。また、私の年金手帳には資格取得日が 53 年 10 月 21 日と記載されており、同僚は申立期間の保険料が納付済みとなっているのに、私は申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に勤務していた会社が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、給与から控除されていた保険料額の記憶が曖昧である。

また、申立期間①については、申立人が所持する年金手帳には、国民年金の資格取得日として、厚生年金保険被保険者の資格喪失日である昭和 53 年 10 月 21 日の記載があるものの、申立人は当該時点ではまだ 20 歳に達しておらず、当該期間は 20 歳より前の期間であるため、制度上、国民年金の被保険者になることができず、保険料を納付することもできない期間である。

加えて、申立期間②については、申立人は、勤務していた会社が申立人を含む社員の国民年金保険料の徴収業務を国民年金事務組合の事業団に委託していたと説明するが、当該事業団の「国民年金記号番号簿（兼納付状況調）」によると、申立人の保険料の徴収業務に係る委託契約日は、当該期間直後の昭和 54 年 4 月 28 日となっている上、申立人の国民年金手帳の記号番号は同年 4 月に払い出されていることが確認できるなど、当該会社が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、申立人が当時の同僚と説明する二人については、オンライン記録により、昭和53年10月から保険料が納付されていることは確認できるものの、同僚の一人は、申立期間より前に既に国民年金に加入しており、もう一人は、54年3月に加入して、53年10月まで遡って昭和53年度分の保険料を現年度納付したものと推察されるものの、前述の会社及び事業団には関連資料が保存されていないため、当時の状況が不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年1月から同年10月まで
私は、会社を退職した直後の平成15年1月から同年2月頃に区民事務所で国民年金の再加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料をコンビニエンスストアの窓口で納付したと説明しているが、当該窓口での保険料の収納は平成16年2月から開始されており、申立期間当時は同窓口では保険料を納付することができない。

また、申立人は、厚生年金保険適用事業所を退職した直後の平成15年1月から同年2月頃に国民年金の再加入手続を行ったと説明しているが、申立人が国民年金に再加入した記録は無く、申立期間は、国民年金に加入していない期間であり、保険料を納付することができないほか、申立人に対し同年1月14日に国民年金の再加入の手続勧奨が開始され、未適用者一覧が作成された同年9月時点でも、申立人は国民年金の再加入手続を行っていなかったことがオンライン記録で確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9457

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から同年 6 月まで
私は、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を郵便局又は金融機関で全て納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続、年金手帳及び保険料の納付時期、納付場所、納付方法、納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 53 年 4 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないほか、申立人は申立期間当時に別の手帳記号番号の手帳を所持していたことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 19 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 1 月から同年 3 月まで

私は、20 歳の時から将来のことを見据え国民年金保険料をきちんと納付してきた。平成 19 年 1 月に会社を退職した後は郵送されてきた納付書で保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は保険料の納付場所及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金に未加入であったため、平成 19 年 3 月に加入勧奨が行われ、最終的には 20 年 8 月に「未適用者」とされていることがオンライン記録で確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、申立期間は国民年金と国民健康保険に加入していたと説明しているが、当時居住していた市の国民健康保険には加入した履歴が無く、国民年金の再加入手続に関する記憶は定かでないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から53年6月までの期間、53年7月から55年8月までの期間及び58年1月から63年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年4月から53年6月まで
② 昭和53年7月から55年8月まで
③ 昭和58年1月から63年12月まで

私は、大学卒業後アルバイトとして働いていた会社で昭和50年4月に正社員として採用され、それを契機に国民年金と国民健康保険に加入し国民年金保険料を自分で納付してきた。55年9月に会社を設立し、設立当初数年は保険料を納付できない時期もあったが、その後の保険料を自分で納めていた記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は申立期間の保険料の納付場所、納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間①については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立人が当該期間後に転居したとする区において昭和54年3月に払い出され、この払出時点では当該期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は現在所持する年金手帳以外の手帳の記憶が無く、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立人は50年4月に正社員に採用された頃に国民年金と国民健康保険と一緒に加入したと説明しているが、国民健康保険の資格取得日は52年12月4日であることが申立人の所持する国民健康保険被保険者証で確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間③については、申立人は国民年金の住所変更手続に関する記憶が定かでなく、

申立人が所持する国民年金手帳には当該期間の住所変更履歴の記載が無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 7 月から 57 年 2 月までの期間及び 57 年 12 月から 61 年 7 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 7 月から 57 年 2 月まで
② 昭和 57 年 12 月から 61 年 7 月まで

私は、一定期間の仕事が終了するとまとめて給料を得るという生活をしていたので、給料を得た時に滞納していた国民年金保険料を納付した。申立期間①は、母にお金を渡して 28 万数千円納付してもらったが、再度督促状が来たので仕方なく保険料を納付した。申立期間②については、妻と一緒に区役所に行き、36 万数千円納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の母親から保険料の納付状況等について聴取することが困難であるほか、申立人は保険料の納付時期及び納付した保険料がいつの期間のものであるかについての記憶が曖昧である。

また、申立期間①については、申立人は、3年から5年分の保険料として 28 万数千円を母親を通じて区出張所で納付し、その後に再度督促状が来たので今度は別の区出張所で母親に納付してもらったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 57 年 1 月 7 日に払い出されており、この払出時点では 53 年 7 月から 54 年 9 月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人が納付したとする金額は、当該期間の保険料額と大きく相違すること、区出張所では過年度保険料の収納は行っていなかったことなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間②については、当該期間は平成 20 年 8 月に未加入期間から未納期間に記録訂正されたものであり、当時は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することはできないほか、申立人は、厚生年金保険適用事業所を辞める度に国民年金の加入

手続が必要だということは知らなかったと説明しているなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から61年3月まで
私は、婚姻した当初は国民年金に加入していなかったが、昭和51年9月から61年3月までの期間は国民年金に任意加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、現在病気治療中で保険料の納付状況について聴取することが困難であり、当時の納付状況が不明であるほか、申立期間当時の保険料額、納付した場所及び納付方法に関しては全く覚えていないと年金記録に係る確認申立書面に記載している。

また、申立人は、昭和51年9月9日に国民年金に任意加入し、申立期間直前の56年4月2日に被保険者資格を喪失していることがオンライン記録及び59年5月10日作成の年度別納付状況リストで確認でき、申立期間は国民年金の未加入期間であり、保険料は納付できない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年5月から8年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月から8年4月まで
私は、将来年金を受給できるように未納となっていた国民年金保険料を平成8年9月から同年10月頃に2回に分けてまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間直前まで勤務していた会社を退職後に国民年金の再加入手続を行った時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したとする平成8年9月時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人は、申立期間後の保険料を遅れずに納付していたと説明しているが、申立期間直後の8年5月から10年3月までの保険料を同年6月及び同年7月に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該過年度納付時点では申立期間の保険料は時効により納付することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年2月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年2月から48年3月まで
私は、20歳になった頃に国民年金に加入し、区役所の窓口で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は20歳になった昭和44年*月頃に国民年金に加入し、区役所の窓口で保険料を納付していたと説明しているが、申立人が当該区に住民登録をしたのは47年8月21日であり、その前の期間は国民年金の加入手続及び保険料の納付はできなかった。

また、申立人は、申立期間の保険料を納付書で納付していたと説明しているが、当該区で納付書制度が開始されたのは昭和46年10月からであり、申立人は、申立期間当初の保険料の納付方法である印紙検認方式による納付に関する記憶は無いとしているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は48年3月頃に払い出されており、申立人は申立期間の保険料を遡って納付したことはないと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年4月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月から46年3月まで

私は、昭和44年4月に会社を退職後、私か夫が直ちに国民年金の加入手続を行い、夫が私たち夫婦と義母の3人分の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の夫は、申立期間の保険料の納付場所、納付頻度及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人及びその夫は昭和44年4月に退職後、直ちに国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は46年10月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち44年6月以前の保険料は時効により納付することができず、申立人及びその夫は申立期間の保険料を遡って納付した記憶は具体的にないほか、申立人は現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び37年7月から38年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年7月から38年4月まで

私の母は、私たち兄弟の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。現在所持している年金手帳には、資格取得日が昭和35年10月1日と記載されているのに保険料を納付していないのは不自然である。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親から納付状況等について聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和37年3月に払い出されていることが確認でき、当時は現年度保険料は印紙検認により収納する方法が採られていたが、申立人が所持する37年3月29日発行の国民年金手帳には、申立期間の保険料に係る検認印は押されていない。

さらに、申立人と連番で払い出されている当時同居していた兄及び親戚の者も申立人と同様申立期間の保険料は未納であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年3月までの期間及び37年7月から38年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から37年3月まで
② 昭和37年7月から38年4月まで

私の母は、私たち兄弟の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。現在所持している年金手帳には、資格取得日が昭和35年10月1日と記載されているのに保険料を納付していないのは不自然である。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親から納付状況等について聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和37年3月に払い出されていることが確認でき、当時は現年度保険料は印紙検認により収納する方法が採られていたが、申立人が所持する37年3月29日発行の国民年金手帳には、申立期間の保険料に係る検認印は押されていない。

さらに、申立人と連番で払い出されている当時同居していた弟及び親戚の者も申立人と同様申立期間の保険料は未納であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年10月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年10月から平成2年3月まで
私の母は、私が大学を卒業したときに国民年金の加入手続をしてくれ、その後の申立期間の国民年金保険料は私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、申立期間の保険料は平成2年4月に就職する前に納付しており、遡って保険料を納付したことはないと説明しているが、オンライン記録から、平成4年3月5日に過年度保険料納付書が作成されており、当該時点で、申立期間の終期の2年2月及び同年3月の保険料は未納であったこと、申立人は、保険料の納付頻度や発行された納付書枚数等の納付方法に関する記憶が曖昧であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 17 年 5 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 53 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 5 月から同年 7 月まで

私は、平成 17 年 1 月に結婚した後、同年 5 月頃に雇用保険の基本手当を受給することとなり、一旦、夫の扶養から外れることをきっかけに、その期間だけ国民年金保険料を納めようと思い、市役所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間の保険料を納めたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人は、保険料の納付方法、納付場所、納付した金額等納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、平成 17 年 5 月頃市役所で国民年金の再加入手続を行い、保険料を納付したと説明しているが、オンライン記録により、申立期間は、平成 17 年 9 月 28 日に申立人の第 3 号被保険者資格取得の届出を夫の勤務先の会社が行い、同年 5 月 28 日の第 3 号被保険者資格喪失及び同年 8 月 27 日の資格取得が確定したことにより発生した未加入期間であることが確認でき、申立期間は未加入期間とされ、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 2 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

また、平成 3 年 4 月から 5 年 3 月までについては、既に保険料は納付済みである。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 2 月から平成 3 年 3 月まで
: ② 平成 3 年 4 月から 5 年 3 月まで

私が大学院を卒業後、企業に入社した際に職員に国民年金手帳の提出を求められ、その時は国民年金に未加入だったので、母親に加入手続をしてもらった。区役所窓口で 20 歳まで遡って 5 年分の国民年金保険料を納付するように言われて全額を一度に納付してくれたはずである。申立期間②の保険料のみが納付済みで、申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が所持する年金手帳には「資格取得平成 3 年 4 月 1 日」と記載されており、その前の大学在学中の当該期間は、任意加入適用期間の未加入期間であり、保険料を納付することはできない期間であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は 5 年 5 月に払い出されており、当該払出時点で過年度納付することが可能な申立期間②の保険料を納付していることなど、申立人の母親が申立期間①の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。また、申立期間②の保険料は納付済みである。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から5年1月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。私自身は加入手続や保険料の納付に関与していないが、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成6年7月時点では、申立期間の保険料は過年度保険料となるが、申立人の父親は、国民年金の加入手続時には保険料を過年度納付した記憶が無く、申立期間直後の5年2月から6年3月までの期間の保険料を過年度納付した7年3月22日時点では、申立期間の保険料は時効により保険料を納付できない期間であるなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 51 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 3 月に結婚してから国民年金に加入手続を行った。その際に 5 年前まで国民年金の未納分を納付することができると知ったので、夫と相談し、20 歳から結婚するまでの国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する年金手帳には、「資格取得」欄に「昭和 52 年 11 月 8 日」「任意」と記載されていることから、申立人は、昭和 52 年 11 月 8 日に任意加入の被保険者として資格取得していることが確認でき、また、申立人は、「現在所持する年金手帳のほかに手帳を所持していた記憶は無い。」と述べており、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたとする事情も無く、さらに納付状況リストによれば、申立期間は国民年金に加入していない期間である無資格期間とされており、当該期間は、制度上、国民年金保険料を遡って納付することができない期間である。

加えて、申立人がまとめて納付したと主張する保険料の金額は第 3 回特例納付で納付した場合の金額と相違する。

このほか申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 5 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 63 年 6 月 29 日付け領収印のある A 社会保険事務所（当時）の領収証書を所持している。これは、私が 20 歳の時から就職するまでの期間の国民年金保険料を納付した証拠である。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料を納付していたことを確認できる関連資料として、納付書・領収証書を提出しているが、当該領収証書には、納付目的として「返納金」と記載され、さらに「厚生保険特別会計」及び「年金勘定」と記載されており、国民年金保険料の納付目的のための領収証書とは相違している。このため、当該領収証書を国民年金保険料の領収証書であると認めることはできない。

また、申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は見当たらず、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の手帳記号番号をもとに付番されており、申立期間は国民年金に加入していない期間であることから、制度上、保険料を納付することはできない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年11月から40年5月までの期間、40年12月から46年12月までの期間、47年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月から40年5月まで
② 昭和40年12月から46年12月まで
③ 昭和47年2月及び同年3月

私は、昭和46年から48年の頃に、郵便局で申立期間を含む国民年金保険料として30数万円を一括して特例納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が保険料を特例納付したとする昭和46年から48年までの期間に、第1回特例納付が実施されていたものの、納付したとする金額は、申立期間の保険料を第1回特例納付等により納付した場合の金額と大きく異なる。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和47年12月時点は、第1回特例納付の実施期間外であるため、当該時点で申立期間の保険料を特例納付することはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、第2回及び第3回特例納付により、申立期間①以前の期間と申立期間②及び③の間の期間の保険料を特例納付していることが確認でき、申立人はこれらの特例納付をしたことによって、60歳までの納付可能期間がちょうど受給資格期間の300月を満たしていることから、申立人は受給資格期間を満たすために必要となる納付月数を考慮して特例納付したものと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年3月から53年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から53年2月まで

私は、学校卒業後に住み込みで働いており、店主の妻である叔母が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の勤め先の店主の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする店主の妻から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、当該勤め先の従業員については、国民年金制度が発足した昭和36年度から38年度にかけて国民年金の加入手続が行われていることは確認できるものの、申立人については、20歳に至った48年*月以降の申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、店主の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月から52年3月まで

私は、海外留学から戻った昭和52年10月に、母から、私の留学中、自宅に来た市役所の人に、私が20歳になった48年*月から52年3月までの国民年金保険料をまとめて現金で支払ったと聞かされた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、母親から、市役所の集金人に過去の保険料をまとめて支払ったと聞かされたと説明するものの、当該市役所では、当時、市職員が保険料の徴収を行っていたが、徴収する保険料は現年度分のみであり、過年度保険料については徴収していなかったと説明している上、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和52年12月時点は、特例納付の実施期間では無く、当該時点では、申立期間の過半は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年2月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月から5年3月まで
私は、大学在学中、20歳になった時に、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、アルバイトの収入から保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、国民年金の加入手続を行ったとする申立人の母親は、加入手続に関する記憶が曖昧であり、保険料を納付していたとする申立人は、保険料の納付頻度及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の所持する年金手帳に記載されている国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の平成6年9月以降に払い出されていることが確認できる上、当該手帳には「初めて被保険者となった日」として申立期間後の6年8月1日の記載があることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人及び母親は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から54年9月まで

私は、国民年金に加入していなかったことを理由に、妻の母から結婚を認められなかったため、昭和57年ごろに、区役所で国民年金保険料を10年間遡って納付できると聞き、私と妻の二人分の保険料として現金85万円を区役所窓口で支払った。私と妻の保険料額は、事前に区役所に電話で問い合わせ確認し、実家の父から振り込んでもらった80万円に手持ち現金5万円を合わせて用意した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当委員会からの聴取において、遡って納付した納付額に係る申立人の説明は85万円から20数万円まで変遷しており、申立人は納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人及びその妻の国民年金手帳の記号番号は、夫婦連番で昭和57年1月に払い出されており、オンライン記録によると、夫婦ともに当該払出時点で過年度納付可能な申立期間直後の54年10月分まで遡って保険料を納付していることが確認できるものの、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は現在所持している年金手帳以外の手帳を所持していた記憶が無く、申立期間当時に居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から49年3月まで
私は、私の母から、私が20歳の頃から就職する直前の昭和49年3月までの期間について、私の国民年金保険料を納付していたと聞かされていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。また、オンライン記録によると、申立期間は未加入期間であるため、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は母親から申立期間当時の国民年金手帳を渡された記憶が無く、申立人が当時居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）においても、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無いなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 12 月から 11 年 11 月まで

私は、平成 10 年 12 月 30 日に会社を退職して薬局を開局し、11 年 12 月 1 日に薬局を法人化するまでの間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。今回提出する申立期間に係る確定申告書にも保険料の控除金額が記載されているので、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された「平成 11 年分の所得税の確定申告書（控）」には、申立期間の国民年金保険料額とおおむね一致する金額の記載があり、申立人の妻の「平成 11 年分給与所得の源泉徴収票」の社会保険料等の金額欄には、申立期間の妻の保険料額とおおむね一致する金額が記載されている。また、当該確定申告書及び源泉徴収票を作成した税理士は、申立人の経営する薬局から提出された資料をもとに当該薬局の従業員に係る「年末調整一覧表（11 年分）」を作成しており、当該一覧表における社会保険の「申告控除分」の欄には、当該確定申告書に記載された保険料額と同額が記載されている。

しかしながら、前述の年末調整一覧表における他の従業員については、当該年末調整一覧表における保険料額とオンライン記録における納付期間からみた保険料の納付金額とは相違していることなど、当該確定申告書における保険料額の記載内容の信憑性^{しんぴょうせい}が低いものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続を行った時期及び納付の記憶が曖昧である上、オンライン記録によると、申立期間に係る加入勧奨の記録が確認できる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の納付について、これをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断する

と、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から 49 年 12 月まで

私は、時期ははっきり憶^{おぼ}えていないが、20 歳になって何年か経ったところに区役所又は区出張所に対し国民年金について電話で相談したところ、過去 2 年分の国民年金保険料を遡^{さかのぼ}って納付することができるとの説明を聞いた。その後、私は、区役所又は区出張所で加入手続を行い、送られてきた納付書で 2 年分の保険料を一括納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続の時期並びに保険料の納付時期、納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧であり、ほかに申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は、年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 50 年 11 月頃に払い出されたものと推認でき、当該払出時点では、申立期間の一部は時効により納付することができない上、申立人は、「現在所持している年金手帳のほかに手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、申立期間当時に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月から 50 年 9 月まで
② 昭和 56 年 10 月から 57 年 6 月まで

私の妻は、婚姻後夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を遡って納付した。その際、納付できる期間が限られていたため、一部未納期間が残っていたが、転居した際、「今は、遡って保険料を納付できる特例の期間である。」と言われたため、私の妻は私の申立期間の①の保険料と妻自身の未納分の保険料をあわせて 10 万円ほどの金額を納付した。申立期間の②については、昭和 56 年に厚生年金の資格を喪失した後、妻が私の国民年金の再加入手続を行い、以後、妻が夫婦二人分の保険料を納付してきた。申立期間の①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の①について、申立人の妻が申立人の当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、「特例納付を行ったとする時期について、はっきりとした記憶は無い。当初、A区で納付をしたと思っていたが、特例納付の実施時期でないと知り、B区だと思った。正直に言って覚えていない。」と述べており、保険料の納付方法等についての記憶が曖昧である。

また、国民年金の手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は、昭和 51 年 11 月頃に夫婦連番で払い出されており、当初、申立人の国民年金の資格取得日は、昭和 49 年 4 月 1 日と記録されていたが、昭和 59 年 8 月頃に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていることが判明したことから、最初に払い出された手帳記号番号は、重複のため取り消された上で、資格取得日が昭和 48 年 5 月 11 日に訂正されていることが確認できる。このため、申立人が特例納付をしたとする時期にお

いては、申立期間の①のうち、48年5月から49年3月までの期間は、記録上、国民年金に加入していない期間となっていたため、特例納付することができない。

加えて、前述の最初に払い出された申立人の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、昭和48年6月頃に払い出されているものと推認でき、国民年金被保険者台帳によれば、住所変更の手続きは適正に行われていなかったことから、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間の②について、申立人の妻が申立人の当該期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人の妻は、申立人の当該期間の保険料の納付について、「自身の保険料と常に一緒に納付していた。」と述べているものの、オンライン記録によれば、申立人の妻は、昭和55年6月から59年6月までの保険料を前納しており、夫婦の納付方法は相違している。

また、申立人は、「夫が経営する会社で働いていた社員に対して、すぐに厚生年金保険から国民年金への切り替えをするように説明をしたので、夫についても同様に切替手続きを行ったはずである。」と述べているが、夫が経営していた事業所が適用事業所でなくなった昭和56年10月時点で、同事業所の被保険者であった者3名のうち、国民年金に加入をしている2名の国民年金の手帳記号番号の払出日は、オンライン記録によると、1名については57年1月頃、残り1名については57年7月頃とそれぞれ推認でき、1名については、国民年金の加入記録が見当たらない。

このほか、申立人の妻が申立人の申立期間の②の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 3 これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 8 月及び同年 9 月

私は、婚姻後夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を遡って納付した。その際、納付できる期間が限られていたため、一部払えない期間が残っていたが、転居した際、「遡って保険料を納付できる特例の期間である。」と言われたため、私は、自身の申立期間の保険料と夫の未納分の保険料をあわせて 10 万円ほど納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、また、申立人は、「特例納付を行ったとする時期について、はっきりとした記憶は無い。当初、A区で納付をしたと思っていたが、特例納付の実施時期でないと知り、B区だと思った。正直に言って覚えていない。」と述べており、納付方法等に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年11月から48年1月まで
② 昭和57年8月から同年11月まで

私は、昭和46年11月に公立病院を退職した後、A区のB出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきた。その後、昭和57年8月に大学病院を退職後、C区で同加入手続を行い、保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間の①について、申立人は、「昭和46年11月に病院を退職した後、国民年金の加入手続を行った。」と述べているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和48年3月頃に夫とともに連番で払い出されており、また、申立人が所持する年金手帳には、「被保険者となった日」として「昭和48年2月20日」と記載されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人の夫は、申立期間の①において厚生年金保険の被保険者であることが確認できることから、申立人は国民年金に任意加入することのできる者であったが、任意加入しなかったため、未加入期間となっていることが推認できる。このため、申立期間の①は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、「年金手帳に印を押してもらって納付していた。」と述べているが、当該期間において、A区では既に印紙検認制度は終了していることから、申立人の申立内容に整合性は見受けられない。

このほか、申立人が申立期間の①の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人が申立期間の①の保険料を納付してきたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間の②について、申立人は、「昭和 57 年 8 月に病院退職後に国民年金への切替手続を行った。」と述べているが、申立人が申立ての当初に添付した年金手帳には、申立期間の②に係る資格得喪の記録は記載されていないなど、申立人が国民年金への切替手続を行ったことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の②は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

このほか、申立人が申立期間の②の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人が申立期間の②の保険料を納付してきたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 1 月から同年 5 月まで
私は、区役所から、国民年金への加入と 20 歳からの国民年金保険料を納付するようにとの指導を受けた。このため、私の母が私の国民年金の加入手続きを行い、20 歳からの未納保険料を遡って一括納付してくれた。その後は、銀行口座から引き落としして保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の母が 20 歳からの未納保険料を遡って一括納付してくれた。」と主張しているが、申立人が居住する区の年金手帳記号番号払出管理表によると、申立人の国民年金の手帳記号番号は、平成 4 年 7 月 1 日に払い出されていることが確認でき、当該払出時点で、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。なお、オンライン記録によると、申立期間直後の平成 2 年 6 月から 4 年 3 月までの期間の保険料は、4 年 7 月 28 日に過年度納付されていることが確認できる。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い上、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続きを行い、保険料を納付したとする母は、加入手続きの時期及び保険料の納付金額に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 12 月から 62 年 3 月まで
② 昭和 62 年 10 月から 63 年 3 月まで
③ 昭和 63 年 7 月から平成元年 3 月まで

私の妻は、私が会社を辞めた昭和 59 年 12 月に区役所で私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間①、②及び③の国民年金保険料を、妻自身の保険料と一緒に毎月納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の妻が、昭和 59 年 12 月に私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間①、②及び③の国民年金保険料を妻自身の保険料と一緒に毎月納付してくれていた。」と述べている。

しかしながら、年金手帳記号番号払出一覧表によると、申立人の国民年金の手帳記号番号は、平成元年 6 月 30 日に払い出されていることが確認でき、当該払出時点で、申立期間の①は、時効により保険料を納付することができない期間であり、また、申立人の手帳記号番号の払出しの時点からみて、申立期間の②及び③は、申立人が述べるように保険料を毎月納付することができない期間である上、申立期間の①、②及び③当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間の②については、オンライン記録によると、申立期間直後の昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの期間の保険料は、平成 2 年 7 月 31 日に過年度納付されていることが確認でき、当該過年度納付の時点で、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

申立期間の③については、申立人が所持する平成 3 年 2 月 5 日に発行された過年度分の国民年金保険料納付書によると、申立期間の③のうち、平成元年 1 月から同年 3 月ま

での期間の保険料は、納付されていないことが確認できる上、当該納付書の発行時点において、申立期間の③のうち、昭和63年7月から同年12月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の妻が申立期間の①、②及び③の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料は無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない。

このほか、申立人の妻が申立期間の①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 11 月から 9 年 3 月まで

私は、20 歳前から勤めていた会社を辞めたときに国民年金に加入手続を行い、国民年金保険料を納付したが、収入が不安定だったので途中から保険料の納付を行わなかった。30 歳を過ぎてから将来の不安もあり、就職して収入が安定したことから保険料の納付を再開し、結婚するまでの保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付時期及び納付方法の記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間直後の平成 9 年 4 月の保険料の納付書は、時効直前である 11 年 5 月に作成され、同年同月に納付されていることが確認できる。これらのことから、9 年 4 月の保険料を 11 年 5 月に時効直前で納付したが、申立期間の保険料は時効のため、納付できなかったものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年から 63 年 3 月まで

私が昭和 63 年 8 月に会社を辞めた際、正確な時期は特定できないが、私の母が私の国民年金の加入手続を行い、遡って 3 年分の国民年金保険料を納付してくれた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立人の年金手帳によれば、厚生年金保険について「初めて被保険者となった日」として、申立期間直後の「昭和 63 年 4 月 1 日」と記載されており、国民年金について「初めて被保険者となった日」として、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した直後の「昭和 63 年 8 月 16 日」と記載されている。また、申立期間については、申立人は「申立期間当時は、学生であった。」と述べていることから、申立期間は、国民年金の任意加入の対象期間であり、遡って納付することができない期間である。さらに、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、平成元年 1 月頃に払い出されたものと推認され、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母は、保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧である。

このほか、申立人の母が申立人の申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 2 年 3 月から 3 年 3 月まで
② 平成 3 年 12 月から 5 年 10 月まで

私は、申立期間当時は、収入が少なく申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったので、平成 5 年 11 月に会社に入社した後、申立期間の保険料を 3 回から 5 回に分けて数万円ずつ、金融機関などで納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、平成 3 年 6 月頃に払い出されたものと推認でき、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。なお、「申立人は、現在所持している年金手帳以外に別の年金手帳記号番号を所持している。」と述べているが、申立人が現在所持する年金手帳は、平成 9 年に基礎年金番号とされ、申立人が 5 年 11 月に取得した厚生年金保険の手帳記号番号であり、これ以外の別の手帳記号番号とは、3 年 6 月頃に払い出されたと推認される国民年金の手帳記号番号である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、保険料の納付方法、納付金額の記憶が曖昧である上、申立人が会社に入社した平成 5 年 11 月時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、「申立期間は、収入が少なく、保険料を支払えなかったが、平成 5 年 11 月に会社に入社した後は、申立期間の保険料を 3 回から 5 回に分けて納付した。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立人は、11 年 12 月から 12 年 11 月までの保険料を 13 年 2 月から同年 4 月に、18 年 4 月及び同年 5 月の保険料を 19 年 5 月に、いずれも次の会社に就職した後に納付していることが確認できることから、

申立期間の保険料納付と当該期間を誤認している可能性も考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年5月から54年6月まで
私は、昭和56年6月に結婚する際、義母から国民年金に加入しているか問われ、加入していないと説明すると、義母が私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を20歳の時点まで遡って納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、自身の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の申立期間に係る加入手続及び保険料を納付していたとする義母は、保険料の納付金額等について覚えていない。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和56年8月7日に払い出されており、当該払出時点で申立期間の保険料は時効により納付することができない。

加えて、申立人は、現在所持している年金手帳以外に手帳を所持した記憶が無く、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人の義母が申立人の申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9500

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 11 月から 6 年 2 月まで
私は、区から送られてきた納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付した。
申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間を含めて、申立人に対して国民年金の手帳記号番号が払い出された記録は無く、申立人が所持する年金手帳にも、国民年金の手帳記号番号は記載されておらず、申立期間は未加入期間とされている上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 6 月から 50 年 3 月まで
私の父は、私の勤務先が厚生年金保険等に適用されていない事業所であったため、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私の父が昭和 47 年 6 月からの国民年金保険料をきちんと納付してくれていた。保険料を遡って納付することはない。」と主張している。

しかしながら、申立期間当時、申立人が居住していたA市において、昭和 50 年度に実施された国民年金加入特別対策事業の「加入予定者名簿」に申立人の氏名が記載されており、同市の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金の手帳記号番号は、昭和 50 年 7 月 17 日に払い出されていることが確認でき、特殊台帳及び申立期間当時申立人が居住していた同市が保管する被保険者名簿の記録は一致しており、不自然な点は見受けられない。また、申立人は、「現在所持する年金手帳以外に年金手帳を所持していた記憶が無い。」と述べており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の父が申立人の申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付したとする父は既に死亡しており、当時の加入手続及び保険料の納付状況等を確認することができない。

このほか、申立人の父が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 4 月から 12 年 3 月まで
② 平成 12 年 11 月から 17 年 3 月まで
③ 平成 19 年 3 月から 20 年 6 月まで

私は、申立期間の①、②及び③については無職だったため、A区役所で、当該期間の国民年金保険料の全額免除の申請を行っていた。申立期間①、②及び③の保険料が未納とされ、免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「免除申請書は、1年おきに提出した。いずれの申立期間においても免除承認通知書を受け取ったことはない。」と述べているが、申立期間当時、国民年金保険料の免除は、申請を毎年行い、その後、その承認又は却下について、申立人に通知する取扱いとなっている。

また、申立期間の③について、申立人が居住しているA区では、保存年限内である平成 19 年度以降の免除申請書は保存されているにもかかわらず、申立人の当該期間に係る免除申請書は存在しない。

加えて、申立期間の①については、「会社を辞めた後で経済的に苦しかったので、免除申請した。就職する前は申請しなかったと思う。」と述べているなど、申請に関する記憶は曖昧であり、また、申立期間の②については、53 か月と長期にわたって、行政側において連続して記録の管理に不備があるとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の保険料の免除を受けていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月から 62 年 9 月まで

私は、昭和 56 年*月に子を出産後間もなく、国民年金の加入手続を行い、2年遡って国民年金保険料を納付した。その後も、保険料の免除申請を行うことなく、保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納及び申請免除とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、昭和 58 年 3 月頃に払い出されていることが推認でき、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、当該払出し時点において、申立期間の一部は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が国民年金に加入した当初に納付していたとする保険料の金額は、申立期間の保険料額と相違している。

さらに、申立人が国民年金の加入手続を行い、保険料を一緒に納付したとする申立人の元夫の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、平成 7 年 12 月頃に払い出されていることが推認でき、申立人の元夫の申立期間における国民年金の加入期間に係る保険料は未納であることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年6月から平成3年7月まで
私は、結婚後、A県からB区に転居した昭和61年6月に国民年金に加入し、金融機関で口座振替により国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す家計簿、確定申告書等の関連資料が無く、申立人は、加入手続の場所及び年金手帳の交付についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によると、平成5年8月頃に払い出されたものと推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間の大半は、当該払出時点で時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンライン記録によると、申立期間直後の平成3年8月から4年3月までの保険料は過年度納付によるものと記録されており、納付書の作成日として「平5.8.30」の記録が確認できる。これらのことから、当該納付書が申立人に届き納付手続を行う時点で遡って過年度納付することが可能な期限の直前までの保険料を納付したことが推察される。

なお、申立人が口座振替により納付したとする金融機関の職員は、「該当する氏名の口座は1件あるが、国民年金保険料の引き落としは行われていない。」と述べている。

これらの申立内容並びにこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料については、納付されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から40年4月までの期間及び42年5月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年10月から40年4月まで
② 昭和42年5月から同年10月まで

私は、将来に備えて国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金被保険者台帳及び年度別納付状況リストには、国民年金の資格取得日が申立期間後の昭和42年11月1日と記載されていること、オンライン記録から、申立期間①に係る38年10月1日の資格取得及び40年5月1日の資格喪失は平成7年4月24日に記録追加され、申立期間②に係る資格取得日も同日に昭和42年11月1日から同年5月2日に記録訂正されていることが確認でき、当該記録追加、訂正されるまでは、申立期間①及び②はそれぞれ未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であったこと、当該記録追加、訂正時点では、申立期間①及び②は時効により保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から12年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年12月から12年1月まで

私は、会社を辞めた後に国民年金の加入手続を行っていなかったが、2、3年後に集金人に国民年金保険料をまとめて納付した。その後は、元妻が保険料と一緒に納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその元妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成5年に会社を辞めた後の国民年金の加入手続及び11年の60歳到達時以降の任意加入手続を行った記憶が無いとしている。

また、申立人は、集金人に保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人が当時居住していた市では、当時保険料の収納業務を行っていた協力員は過年度保険料を収納していなかったとしていること、申立人が遡って納付したとする金額も、申立期間当初の2年間（時効期間から納付可能な期間）の保険料額と大きく異なること、申立人は、遡って保険料を納付した後は元妻が保険料と一緒に納付してくれていたと主張しているが、当該市の国民年金収納簿には申立期間当時の元妻の納付記録は確認できるが、申立人の納付記録は確認できないこと、当該収納簿には申立人が平成2年7月1日に資格喪失した記載があり、その後資格取得した記載は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人及びその元妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 9512

第1 委員会の結論

申立人の平成8年6月から9年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年6月から9年4月まで
私は、納付義務のあるものは全て納付してきた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期及び場所、保険料の納付方法、納付場所及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立期間は、平成12年2月に資格得喪記録が訂正されたことにより未加入期間から未納期間に整備されたものであり、当該記録整備時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺資料を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から平成3年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年11月から平成3年5月まで

私は、時期は不明だが、未納になっていた国民年金保険料の納付書を受け取り、父にも勧められたことから、2、3か月ごとに3回ぐらいに分けて区の出張所で遡って納付し、それ以降は定期的に納付していたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期及び遡って納付したとする金額等の記憶が曖昧である。

また、申立人は、未納となっていた保険料を区の出張所で遡って納付したとしているが、当該出張所では過年度保険料の収納は行っていなかったこと、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和63年7月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間のうち61年3月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、オンライン記録から、申立人は平成3年6月から4年3月までの保険料を過年度納付していること確認でき、当該過年度納付時点では、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することはできない期間となることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月及び同年 5 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 2 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月及び同年 5 月
私は、昭和 39 年 3 月に会社を退職したときに国民年金の加入手続を行い、近所の郵便局で納付書により国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 62 年 2 月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、国民年金に加入した際にオレンジ色の年金手帳を交付されたとしているが、同色の年金手帳は昭和 49 年 11 月から発行されており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年11月から52年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年11月から52年5月まで

私は、知人からサラリーマンの妻も国民年金に加入した方が良いと勧められ、社宅近くの区の出張所で加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続きの時期及び納付額の記憶が曖昧である。

また、昭和61年3月以前は、サラリーマンの妻は国民年金への加入については、制度上、任意とされており、加入申出を行って初めて保険料を納付することが可能となるが、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間直後の52年6月4日に任意加入により被保険者資格を取得して払い出されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持する年金手帳のほかにもう一冊手帳を所持していたと説明するが、申立人が当時居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 5 月及び同年 6 月、平成 4 年 2 月から同年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 5 月及び同年 6 月
② 平成 4 年 2 月から同年 4 月まで

私は、昭和 62 年 5 月に国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を納付した。また、申立期間②については、夫が私の厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①については、申立人は国民年金の加入手続の場所及び保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、申立期間②については、当該期間に係る厚生年金保険から国民年金への切替手続及び保険料の納付をしたとする夫は、切替手続及び保険料の納付に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の平成 6 年 8 月に払い出されており、オンライン記録によると、申立期間①及び②に係る被保険者資格の取得及び喪失の記録は同年同月に追加訂正されていることが確認できることから、当該期間は、追加訂正されるまで未加入期間であったため、制度上、保険料を納付することができない期間である上、当該追加訂正時点では、時効により保険料を遡って納付することができない期間であるなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、厚生年金保険の記号番号及び平成 6 年 8 月払出しの国民年金の記号番号が記載された 2 冊の年金手帳を所持しているが、それらの手帳以外の年金手帳を所持していた記憶は無いなど、申立期間当時、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から6年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。また、19年7月から20年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月から6年11月まで
② 平成19年7月から20年3月まで

私は、平成4年4月に区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①の国民年金保険料を毎月区役所で納付してきており、申立期間②の保険料については免除申請の手続を行った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付し、また、申立期間②の保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人からは申立期間当時の保険料の納付状況、免除申請手続等に関する説明について、電話及び文書に対する協力を得られないため、国民年金の加入手続、保険料の納付、保険料の免除申請手続等の詳細が不明である。

また、申立期間①については、申立人の基礎年金番号は、当該期間よりも後の平成12年6月に付番されており、オンライン記録によると、当該基礎年金番号の付番に伴い、申立人は、20歳に至った3年*月時点まで遡って被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間①は、当該期間当時は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない上、当該付番時点では、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②については、オンライン記録によると、当該期間直前の平成17年4月から19年6月までの保険料の免除申請を18年7月及び同年10月に行っていることは確認できるものの、その後に免除申請した記録は確認できない上、申立人が居住する区が保管する所轄社会保険事務所（当時）への当該期間の免除申請に関する進達資料の中にも、申立人の氏名は記載されていないなど、申立人が申立期間①の保険料を納付し、申立期間②の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間①当時、申立人に対して、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所において、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付し、申立期間②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年3月から15年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年3月から15年6月まで

私は、平成13年3月に厚生年金保険の資格を喪失し、役所で国民年金の加入手続を行うとともに、国民年金保険料の免除申請の手続を行った。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、免除申請手続を行った場所に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間の保険料の免除申請手続を行うためには、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行う必要があるが、オンライン記録によると、申立人が申立期間直前の平成13年3月に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことにより、申立人に対して国民年金加入勧奨が行われているものの、申立期間後の16年2月時点でも加入手続は行われていなかったことが確認できるなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年4月から57年3月まで
私の両親は、私の国民年金保険料を、大学卒業後から結婚して実家を出るまでの間、納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする両親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和58年3月頃に申立人が当時居住していた区で払い出されており、当該払出時点では申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は無く、当時、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から8年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から8年12月まで
私は、平成4年4月からの国民年金保険料については、2年の時効にかからないように夫の保険料と一緒に1か月又は2か月分ずつ郵便局で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付開始時期、納付完了時期及び納付回数等に関する記憶が曖昧であり、一緒に納付したとする申立人の夫も当該期間の保険料が未納である。

また、夫には国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無く、平成11年2月に基礎年金番号が付番されており、オンライン記録によると、申立期間直後の9年1月から同年10月までの10か月分の保険料を、夫婦一緒におおむね2年の時効直前の11年2月から同年12月までの期間に1か月分ずつ遡って納付していることは確認できるものの、夫の基礎年金番号が付番された時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年から7年3月までの期間のうち、数か月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年から7年3月までの期間のうち数か月
私は、平成7年当時、勤務していた会社の会議室に社会保険事務所（当時）の職員が来て年金の説明を行った際に、私の老齢年金の受給に必要な60歳までの数か月分の国民年金保険料として約5万6,000円を納付した。納付時に領収証書を渡されなかったため、後日、当該社会保険事務所に行き領収証書を請求したが、保険料を収納した記録が無いと言われた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成7年当時に勤務していた会社の会議室で、社会保険事務所の職員に60歳までの数か月分の保険料を納付したと説明するところ、オンライン記録によると、申立人が当該会社において厚生年金保険に加入していた期間は、申立人が60歳に到達した7年*月より後の同年12月から9年5月までの期間であり、厚生年金保険被保険者資格を喪失した同年6月時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人からは、当時の保険料納付の状況等の説明について、文書による照会に対して協力を得られないため、保険料の納付期間、納付時期、国民年金の手帳の交付の有無及び保険料を納付した際の状況など納付時の状況に関する詳細が不明である。

また、申立人が、保険料を納付したとする平成7年6月、又は60歳に到達した同年*月頃に、申立期間の保険料を納付した場合、申立期間のうち6年4月から7年3月までの保険料については現年度納付することとなるため、社会保険事務所では、当時、収納することができないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所において、申立期間当時、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無い上、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 61 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 61 年 12 月まで

私は、大学を卒業した翌年から 11 年間留学していたが、私の国民年金は、大学卒業後に母が加入手続を行い、その後は私の留学中も国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、申立人の国民年金の加入手続を行った時期及び保険料納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成元年 2 月に払い出されており、オンライン記録によると、当該払出時点で過年度納付及び現年度納付することが可能な、申立期間直後の昭和 62 年 1 月から平成元年 3 月までの保険料が、同年 3 月に納付されていることが確認できるものの、当該払出時点及び当該納付時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の母親は、申立期間当時、申立人が現在所持する年金手帳とは別の年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しているなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から50年3月まで
私は、昭和51年12月頃、区役所で妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、妻が、私の過去の国民年金保険料約5万円を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻は保険料の納付期間に関する記憶が曖昧である上、妻が保険料を遡って納付したとする昭和51年12月は、特例納付実施期間ではなく、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された52年4月時点では、申立期間のうち、46年4月から49年12月までの期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、妻は、遡って約5万円の保険料を納付したと説明するが、その金額は、仮に、申立期間の保険料を第2回特例納付又は第3回特例納付により納付した場合の保険料額とも大きく異なる上、申立人は区役所で妻と一緒に加入手続を行ったと説明するが、申立人及びその妻の手帳記号番号には476番の差があり、申立人が昭和52年4月に、妻が同年3月にそれぞれ払い出されていたことが確認できるなど、妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から2年3月まで

私は、大学卒業後、勤務先から、厚生年金保険には加入させられないアルバイト採用であるため、国民年金に加入するように勧められたことから、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付頻度、納付場所及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は、未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続時に年金手帳を受け取った記憶が無いと説明しているなど、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月まで
私の母は、私が大学生で 20 歳になったとき、大学から国民年金への加入について通知を受けたので、国民年金の加入手続を区役所の出張所で行い、私の国民年金保険料を毎月納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、加入手続の時期、年金手帳の受領時期、保険料の納付場所、納付方法及び保険料の納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成 3 年 6 月頃に払い出されており、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が申立期間直後の同年 4 月 1 日と記載されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成12年8月及び同年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年8月
② 平成12年11月

私は、結婚した平成13年に国民年金の加入手続きを行い、未納となっていた私の結婚前の国民年金保険料を私と夫が数回に分けて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人及びその夫は、保険料の納付額の記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立人は、退職後に国民年金被保険者の資格を取得している平成12年4月からの保険料を14年5月以降におおむね1か月、又は2か月ずつ遡って納付しているが、申立期間①の保険料は同年10月に、申立期間②の保険料は15年2月にそれぞれ時効期間を過ぎて納付したため、申立期間①の保険料は12年9月分に、申立期間②の保険料は13年2月分に充当されており、その結果、申立期間①及び②の保険料は未納となっていることが確認できるなど、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 7 月から平成 6 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 7 月から平成 6 年 1 月まで
母は、病気で入退院を繰り返していた私に代わって、昭和 56 年 4 月に国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとする母親は、加入手続、保険料の納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人には昭和56年4月に国民年金手帳の記号番号が払い出されているが、オンライン記録によると、当該手帳記号番号の資格記録には、申立期間直前の57年7月9日に任意加入被保険者の資格を喪失して以降、国民年金に加入した記録が見当たらない。

さらに、申立人には、平成9年1月に厚生年金保険の記号番号が基礎年金番号として付番されており、オンライン記録によると、当該基礎年金番号の資格記録には、12年8月22日に、昭和57年7月の強制加入による被保険者資格の取得及び平成6年2月の厚生年金保険加入に伴う国民年金被保険者資格の喪失に係る記録が追加されて、申立期間は未加入期間から未納期間に変更されたことが確認できるものの、申立期間は、当時は未加入期間であり、納付書が発行されなため、保険料を納付することができない期間である上、当該記録追加時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から52年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から52年6月まで
私は、婚姻した昭和47年12月頃に区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和52年8月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の大半は、時効により、保険料を納付することができない期間である上、申立人は保険料を遡って納付した記憶は無いと説明しているなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、別の手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 3 月から同年 6 月まで

私は、会社を退職した際、親から勧められて、昭和 59 年 4 月頃に国民年金の加入
手続を行い、同年 3 月から再就職する直前の同年 6 月までの国民年金保険料を毎月自
分で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確
定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料の納付場所、納付方法及び納付額の
記憶が曖昧である。

また、申立人が、加入手続時に所持していたとする年金手帳に記載されている国民年
金手帳の記号番号は、平成 2 年 4 月頃に払い出されていることが確認できるため、その
時点まで申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間
である上、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない
期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事
情も見当たらない。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当
時、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録は無く、別の手帳記号番号が払い
出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申
立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年11月までの国民年金保険料について納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月から同年11月まで

私は、平成14年12月に海外から帰国したため、区役所に転入届を提出した際に、職員から申立期間の国民年金保険料を納付するように言われ、同区役所の窓口で保険料を一括納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間の保険料を平成14年12月に区役所の窓口で納付したと説明しているが、市区町村における保険料の徴収事務は、平成14年度以降は行われていないため、申立期間の保険料を区役所窓口で納付することはできない。

また、申立人は、申立期間中は、海外に居住していたと説明しており、住民票でも同年12月16日まで海外に居住していたことが確認できることから、申立期間は国民年金の任意加入適用期間であり、申立人が申立期間当初に任意加入した記録も無いため、制度上、申立期間の保険料を遡って納付することはできず、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年1月から同年5月までの期間、10年8月、同年9月、11年12月及び15年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年1月から同年5月まで
② 平成10年8月及び同年9月
③ 平成11年12月
④ 平成15年5月

私は、会社を退職した都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。また、結婚後は夫婦一緒に手続きを行い、保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付額の記憶が曖昧である。

また、基礎年金番号の付番実施に伴い、平成10年4月から、被用者年金の被保険者資格の取得及び喪失に伴う国民年金の加入勧奨が実施されており、オンライン記録によると、申立期間②、③及び④については、加入勧奨が行われたものの、それぞれ12年2月21日、13年8月23日及び17年2月22日まで加入手続きが行われていなかったことが確認できる上、申立期間はいずれも未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人に国民年金手帳の記号番号、又は別の基礎年金番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年12月及び15年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成14年12月
② 平成15年5月

私の夫は、結婚後の私の国民年金保険料を、自身の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、夫及び申立人は、保険料の納付時期、納付額の記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間①については、夫は自身の保険料を平成15年5月21日に過年度納付していることが確認できるものの、申立人については、申立期間①直前の14年12月21日の第3号被保険者資格の喪失処理及び申立期間②直後の15年6月1日の第3号被保険者資格の取得処理が同年9月26日に行われていることが確認できることから、夫の保険料納付時点では、妻の申立期間①の納付書は発行されていないため、保険料を納付することができない上、申立期間はいずれも未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間②の厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料と一緒に納付したとする夫は、退職に伴い国民年金への加入勧奨が行われたものの、17年2月22日まで加入手続きを行っていなかったことが確認できるなど、夫が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間当時、申立人に対して、国民年金手帳の記号番号、又は別の基礎年金番号が払い出された記録は無く、別の基礎年金番号等が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から57年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年5月から57年5月まで
私は、母から「20歳になったら国民年金に加入するのが世の中の常識である。」と聞かされていたため、短大を卒業した昭和51年5月に国民年金に加入した。以後は、送付される納付書により郵便局で国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の状況、国民年金手帳の受取り、昭和56年6月の婚姻に伴う住所や氏名の変更手続及び強制加入から任意加入への変更手続に関する記憶が曖昧であり、納付したとする毎月の保険料の金額は、申立期間当時の保険料月額と大きく異なる。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和62年8月に払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して手帳記号番号が払い出された記録も無いなど、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和62年2月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年2月から同年11月まで

私は、昭和62年2月に会社を退職してから、国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続を行った場所、保険料の納付方法、納付額及び納付頻度に関する記憶が曖昧である。

また、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間については国民年金の未加入期間であったことから保険料を納付することができない期間であるほか、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、新たな資料の提出や具体的な説明が無いなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から11年3月まで
私は、会社を退職した平成15年3月に国民年金に加入した。その際に、未納となっていた期間の国民年金保険料を一括してさかのぼって納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人が納付したとする金額は、申立期間の保険料額と大きく相違しているほか、申立人は、国民年金の加入手続を行ったのはオンライン記録からも確認できる平成15年3月の1回だけであると説明しており、当該加入時点では申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険の記号番号が付番されており、基礎年金番号の導入前に申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続を行ったことがないと説明しているなど、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から5年3月まで
私は、20歳ころに「社会人になるまでの間、国民年金保険料を納付しておくからね。」と母から聞いている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、申立期間当時は大学生であり、平成3年3月までは20歳以上の大学生は国民年金の任意加入被保険者とされていたため、申立期間のうち元年6月から3年3月までは国民年金の任意加入対象者であり、3年4月から5年3月までは強制加入対象者であるものの、申立人はいずれの期間とも国民年金に未加入であり、申立期間は保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出された記録が無いほか、申立人は、母親から年金手帳を受け取っていないと説明しているなど、申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年8月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年8月から9年3月まで
私の母は、平成元年8月に私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の納付をしていたとする母親は、保険料の納付方法及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、20歳の頃に母親が国民年金の加入手続をしてくれたと主張しているが、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人の基礎年金番号は平成9年6月に付番されており、当該基礎年金番号で国民年金の第1号被保険者の資格を取得した時点では、申立期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月から平成元年 3 月まで

私は、20 歳当初に国民年金に加入し、それ以降は母が私の国民年金保険料を納付してくれていたもので、加入した当初の 6 か月の保険料が納付されていないということは考えられない。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたとする母親は、申立期間の保険料の納付額及び納付方法に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、国民年金の加入手続は 20 歳当初に自身又は母親が行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 5 年 9 月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料は時効により納付することができないほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から57年3月まで

私は、申立期間当時は海外にいたため、国民年金の加入手続を行っていなかったが、昭和57年2月に帰国し58年10月に婚姻した後に、妻が、私の未納であった期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその妻は、加入手続の時期に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和58年10月に婚姻した後に、妻が申立人の未納であった保険料を納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は59年6月に払い出されており、当該払出時点では、57年4月以降の保険料は納付することが可能であったものの、申立期間の保険料は時効により納付することができないほか、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 8 月から平成 5 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 8 月から平成 5 年 2 月まで

私は、区から国民年金保険料の納付書が送付されていたので、数か月ごとに、保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が所持する年金手帳には、厚生年金保険の記号番号のみが記載され、国民年金の記号番号の記載は無く、申立人は、このほかに年金手帳を所持していた記憶は無いとしていること、申立人に国民年金の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月及び47年12月から49年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月
② 昭和47年12月から49年2月まで

私は、昭和61年頃にそれまで納付していなかった国民年金保険料を一括して納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立期間当時に国民年金の加入手続を行った記憶は無いと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和61年4月以降に妻と連番で払い出され、申立人が所持する当該払出時に交付されたとみられる年金手帳には、「初めて上記被保険者となった日」が60年7月26日と記載されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年2月7日から28年5月21日まで
老齢年金の受給手続きをしたときに、年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、脱退手当金を受給していないので、厚生年金保険被保険者期間として回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、脱退手当金の請求書類として提出された厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」表示をすることとされており、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には、当該表示が確認できることを踏まえると、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難く、また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳にも、脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年2月1日から38年11月30日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金を受給していることを知った。
しかし、脱退手当金を受給したことは無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金の支給額は、申立期間を対象として計算されており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和39年3月4日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月1日から38年8月21日まで
② 昭和38年9月4日から同年10月13日まで
③ 昭和39年7月21日から43年3月1日まで
④ 昭和43年8月19日から45年5月11日まで

年金記録を確認したところ、申立期間①から④までに係る脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、当該期間の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①から④までに係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、当該期間に係る最終事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和45年7月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から④までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月16日から同年10月1日まで
② 昭和36年10月1日から37年4月1日まで
③ 昭和37年4月1日から41年12月16日まで

年金記録を確認したところ、申立期間①から③までに係る脱退手当金を受給していることを知った。

しかし、当該期間の事業所を退職するときには、脱退手当金の説明は無く、脱退手当金の請求手続を行ったことも、受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間①から③までに係る最終事業所の事業所別被保険者名簿には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、当該期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①から③までに係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年12月1日から13年10月31日まで
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務したとするA社は、オンライン記録によると、平成12年12月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることから、申立期間は適用事業所となっていない上、申立人の同社における雇用保険の加入記録は、離職日が同年11月30日とされており、厚生年金保険の資格喪失日と符合していることが確認できる。

また、A社の代表取締役は連絡先が不明で、申立人の同社における勤務状況が確認できないところ、同社で勤務した複数の従業員は、「申立期間前と申立期間は同じ場所で勤務して業務内容も変わらなかったが、A社は平成12年11月*日に閉鎖し、翌月の給与はB社から支給された。」と供述しており、そのうちの一人は、「自分は平成12年12月及び13年1月にB社で勤務し、その間は申立人も一緒に勤務していた。」旨供述していることから、申立人が申立期間に勤務していた会社はA社ではなくB社であると考えられる。

このことについて、B社の代表者は、「申立人を記憶しているものの、当社は従業員がおらず、A社が請け負っていた業務を引き継いだものであり、申立期間に支払ったとする給与は、請負契約による代金である。そのため、当社は厚生年金保険の適用事業所となったことは無い。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月 1 日から 53 年 7 月 1 日まで
② 昭和 53 年 7 月 1 日から 58 年 11 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間に各事業所に勤務していたことは確かなので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録並びに当時の事業主、担当者及び従業員の供述により、申立人は、A社に昭和53年2月28日まで勤務していたと推認できる。

しかし、申立期間①のうち、昭和50年4月1日から53年2月28日までの期間については、A社は厚生年金保険の適用事業所になっていない。

また、A社の元代表者は、「A社は平成9年に倒産しているため、厚生年金保険関係等の書類は既に処分しているが、厚生年金保険の適用事業所となる前に保険料を給与から控除することは無い。」と供述しており、同社担当者は「昭和53年3月1日に在籍していた社員は全員厚生年金保険に加入させている。」と供述している。

さらに、申立人に雇用保険の離職票が交付されている記録が確認でき、昭和53年2月28日以後の勤務実態について確認することはできない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、B社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、同社の所在地を管轄する法務局においても、同社に係る商業登記の記録は確認できない。

また、申立人はB社の代表者の名字を記憶しているが、該当者を特定することができないことから、申立てをしている事業所を特定することができず、あわせて、同僚

の照会もできないことから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年11月から49年1月まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かであり、当時の写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された当時の写真から判断すると、勤務期間は特定できないものの申立人がA社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立期間当時、A社は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、A社の当時の担当者は、「公共工事の入札資格として社会保険加入が必要であり、平成8年から厚生年金保険に加入した。それまでは未加入であった。」と回答している。このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月15日から同年7月15日まで
A社(現在、B社)に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された社員名簿及び退職台帳によると、申立人は昭和30年4月15日に退職し、退職金が支払われている旨の記載があることが確認できる。

一方、申立人は、賞状に記載されている昭和30年5月3日にC庁に出向き、授与式に参加し、その後3か月ほど勤務した後に退職したと申し立てしているところ、B社は、当時の記録が無いので勤務実態について確認することはできないと回答している。

また、申立人は申立期間当時の上司の名字を記憶しているが、該当する者を特定することができないことから勤務実態について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年9月1日から58年10月31日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間のうち、昭和57年1月21日から同年6月30日まで、A社において雇用保険に加入していることが確認できる。

しかしながら、i) 申立人は、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和55年2月21日から同年9月1日まで、同社において、厚生年金保険の被保険者となっているが、雇用保険の記録によると、同年2月21日から同年8月31日まで、B社において雇用保険の被保険者となっており、A社における申立人の厚生年金保険の加入記録と雇用保険の加入記録とは一致していないこと、ii) A社の元事業主及び元経理担当者は申立期間当時の人事記録等の資料を保存していないと供述していることから、申立人の申立期間当時の勤務実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができないこと、及びiii) 申立人は、A社に在職している際、1年間ほどB社に勤務したことがあると思うと供述していることなどからすると、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことを確認することができない。

また、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、A社は昭和56年5月31日に、B社は55年11月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認できる。

さらに、A社の元従業員の一人名は、昭和56年5月頃に会社が倒産したので退職し、その後申立期間中の57年1月21日から58年2月20日頃まで再度勤務したが、同社は厚生年金保険の適用事業所でなかったため、国民年金に加入していたと供述している。

なお、A社に係る事業所別被保険者名簿において、申立人の健康保険証の返納日が昭

和 55 年 9 月 10 日と記載されていることが確認できるほか、被保険者番号に訂正及び不自然な記載は見当たらない。

このほか、申立人について申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 11 月 1 日から 53 年 5 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 52 年 11 月から正社員として勤務していたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の複数の元従業員の供述から判断すると、申立人が申立期間に同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人の A 社における雇用保険の被保険者資格取得日は、昭和 53 年 5 月 1 日と記録されており、同社に係る事業所別被保険者名簿における被保険者資格取得日と同日であることが確認できる。

また、A 社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する元従業員に照会したところ、回答のあった者のほぼ全員が厚生年金保険の資格取得日と雇用保険の資格取得日は一致していると回答している。

さらに、申立人は A 社に入社した昭和 52 年 10 月中はアルバイトであったが、申立期間以降は正社員だったと供述しているところ、同社の当時の人事担当者は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日と雇用保険被保険者資格取得日が同一日となっているのであれば、厚生年金保険の被保険者資格取得手続に誤りがあったとは考えられず、また、正社員は入社と同時に社会保険に加入させていたが、アルバイトの者は社会保険に加入させていなかったと供述している。

なお、B 社の人事担当者は、同社において、申立人に関する記録が保管されておらず、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除等について確認することができないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年秋頃から35年秋頃まで
 : ② 昭和35年秋頃から38年春頃まで
 : ③ 昭和40年春頃から42年春頃まで

A社に勤務していた申立期間①、B社に勤務していた申立期間②及びC社に勤務していた申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。確かに勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が記憶するA社の同僚の供述及び申立人から提出された同社での集合写真から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及びA社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和38年8月1日であり、申立期間①は、同社が適用事業所となる前の期間である。

また、申立人が記憶しているA社における同僚2名についても、同社に係る事業所別被保険者名簿に名前は見当たらない。

なお、A社は、昭和39年8月29日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主の所在が不明であることから、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間②について、申立人から提出されたB社に勤務していたときに作成したとする製図の写真、申立人の同社での名刺等から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及びB社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和39年3月1日であり、申立期間②は、

同社が適用事業所となる前の期間である。

また、申立人の記憶するB社における同僚3名についても、同社に係る事業所別被保険者名簿に名前は見当たらない。

なお、申立人が記憶する上司2名については、同名簿で加入記録が確認できるものの、2名の所在が不明であり、B社は、昭和40年3月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主の所在が不明であることから、これらの者に申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間③について、申立人から提出されたC社に勤務していたときに作成したとする製図等の写真から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、C社が類似名称を含め、厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない。

また、C社の所在地を管轄する法務局に商業登記簿謄本を請求したが、同社の登記簿は見当たらないことから、事業主等の所在は不明であり、申立人が記憶しているC社における同僚についても、所在が不明のため、これらの者から申立人の申立期間③に係る勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の各申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、各申立期間にかかる厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年頃から平成 5 年頃まで
A事業所が経営するサウナ部門で勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所の縫製部門の元責任者及び元従業員の供述から判断すると、期間は特定できないものの、申立人が同事業所の経営するサウナ部門に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、上記縫製部門の元責任者は、A事業所の縫製部門の従業員については厚生年金保険に加入させていたが、サウナ部門については、従業員の入れ替わりが激しかったため、同部門の従業員は厚生年金保険に加入させていなかったと供述している。

また、上記縫製部門の責任者は、A事業所は個人事業所であり、同事業所は既に解散し、事業主は既に死亡していると供述していることから、申立人の勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人から提出された申立期間の一部の期間（昭和 61 年 12 月、62 年 1 月、同年 6 月、同年 8 月、同年 10 月、同年 12 月及び平成元年 12 月）に係る給与明細書によると、当該給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間当時、A事業所が厚生年金保険の適用事業所となつていないことを知らず、国民年金に加入し、保険料を納付していたと供述しているところ、オンライン記録によると、昭和 48 年 4 月から平成 6 年 3 月まで国民年金保険料を納付済み又は申請免除となつていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控

除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年7月1日から30年7月まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間当時の社員旅行の写真を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の取締役の供述及び申立人が提出した写真から、勤務期間は特定できないが、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日（昭和27年7月1日）に被保険者資格を取得した社員数は5人であり、申立人、申立人の記憶する同僚及び同社代表取締役の3人が被保険者資格を取得していないことが確認できる。

また、申立人及びA社の取締役は、「申立期間当時の社員数は約8人であった。」と供述していることから、同社では必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

さらに、A社は、既に適用事業所でなくなっており、人事記録等の資料を保存していないことから、申立人の同社における勤務状況及び厚生年金保険の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月1日から52年9月1日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。大学を卒業し、新社会人として同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の複数の上司、同僚及び従業員の供述から判断すると、時期は特定できないが、申立人が、同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、当時の社会保険事務担当者は、「当時は、所長の妻から厚生年金保険に加入させる者の指示を受け、私が手続を行っていた。申立人のことは知っているが、申立人の厚生年金保険の加入に係る手続を行った記憶は無い。A社では、大卒の者でも厚生年金保険に加入させるまで1年半程度様子をみていた。」旨供述している。

また、複数の従業員は、自身の厚生年金保険の加入の1年又は2年前からA社に勤務していたとしている。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間当時の健康保険番号に欠番は無く、社会保険事務所（当時）の記録の管理に不自然な点は見当たらない。

なお、A社は当時の資料を保存しておらず、当時の所長及びその妻から照会に対する回答を得られず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで
A 大学 (現在は、B 大学) C 病院 D 科に E として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同病院には、昭和 61 年 3 月 31 日まで勤務したので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 61 年 3 月 31 日まで A 大学 C 病院 D 科に勤務していたと申し立てているが、B 大学から提出された申立人に係る人事異動通知書及び人事記録では、申立人の A 大学 C 病院 D 科における退職日は、同年 3 月 30 日と記録されていることが確認できる。

また、B 大学は、「申立期間当時は、国の機関であり、非常勤職員を通年雇用することはできなかった。申立人が採用されていた E の身分は非常勤職員であるため、在職期間は、昭和 60 年 4 月 1 日から 61 年 3 月 30 日までである。月末まで雇用されていないため、同年 3 月については、厚生年金保険の加入対象とはならないものと思われる。」と回答している。

さらに、厚生年金保険法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日と規定されており、同法第 19 条第 1 項において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされていることから、申立人の被保険者資格の喪失日が属する月である昭和 61 年 3 月については、厚生年金保険の被保険者期間には算入されない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 13684 (事案 1728 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 22 年 4 月 1 日から 24 年 3 月 31 日まで
② 昭和 25 年 12 月 25 日から 27 年 1 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間①及びB社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てた結果、同委員会から、申立期間当時の資料が無く、厚生年金保険料の控除を確認できないなどの理由で、平成 21 年 3 月 11 日付けで記録を訂正できないと通知を受けた。

しかし、勤務していたことは確かであり、判断に納得できないため、新たな資料や情報は無いが、各申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、A社の事業主は、「当時の人事記録等を残しておらず、申立人の勤務等については確認できないが、厚生年金保険に加入させずに、厚生年金保険料を控除するという事は無かった。」と供述しており、また、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿では、申立人が記憶している上司及び同僚については、上司等の管理職であった者は厚生年金保険の加入記録が確認できるが、同僚5人の厚生年金保険の加入記録は確認できないことから、同社では、一部の者しか厚生年金保険に加入させていなかったものと認められる。さらに、当該期間当時に同社で厚生年金保険に加入している者は、既に死亡もしくは所在不明であることから、申立人の勤務実態について確認することができない。

申立期間②に係る申立てについては、同僚の供述等から、申立人が当該期間当時、B社に勤務し、C県に測量業務のため派遣されていたことは確認できるが、事業主は、「資料が残っていないため当時の状況については不明。」と供述しており、また、当時の役員、上司等は死亡しており、申立人の勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない上、申立人が一緒にC県に派遣されていたと記憶している複

数の同僚全員が昭和 27 年 1 月から厚生年金保険に加入していることから、当時、事業主は、C 県に派遣された従業員について、26 年 12 月まで厚生年金保険に加入させていなかったものと推認される。

以上の理由から、申立期間①及び②に係る申立てについては、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 3 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかし、申立人は、この通知に納得できず、新たな資料や情報は無いが、各申立期間にそれぞれの事業所に勤務していたことは確かなので、再調査してほしいとしているが、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 13685 (事案 674 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年5月1日から32年8月1日まで
② 昭和33年3月1日から同年8月18日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、同委員会から、申立内容を確認できる資料が無く、厚生年金保険料の控除を確認できないなどの理由により、平成20年10月8日付けで記録訂正を行うことができないと通知があった。

しかし、申立期間①及び②に勤務していたことは確かであり、申立期間①については、昭和31年9月に取得した運転免許証及び入院したときに通学していた高校から送付されたはがきを提出するので、再調査してほしい。

なお、平成9年5月頃、社会保険事務所(当時)の担当者に証明にならないといわれて給与明細書を処分してしまった。当時の担当者を確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、申立人が記憶していた同僚の供述により、申立人がA社に勤務していたことは認められるが、同僚3名は、同社では入社後、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させており、その間は厚生年金保険料を控除していた事実は認められないとし、このことは、当該同僚3名の入社日から、厚生年金保険の加入までの期間が、約1年から2年程度あったことから裏付けられ、申立期間①における厚生年金保険料の控除を確認することができない。

申立期間②に係る申立てについては、B社が保管している当該期間当時の社会保険台帳及び履歴書台帳に申立人の記録は無く、同社は申立人が勤務していたことを確認できないとしており、また、申立人の記憶していた同僚等は同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿で確認できず、当該期間当時、同社に勤務していた複数の従業員に照会したが、申立人を記憶する者はいなかったこと等から、申立人の申立期間②に

おける勤務の確認ができない。

以上の理由から、申立期間①及び②に係る申立てについては既に当委員会の決定に基づく平成20年10月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、この通知に納得できず、申立期間①及び②に勤務していたことは確かであり、A社の指示で取得した運転免許証及び同社に勤務していた昭和31年に病気治療のため入院した際に、当時通学していた高校から送付されたはがきを提出するので、再度調査してほしいとしている。

しかし、申立期間①については、上記のとおり、A社の同僚の供述により、申立人が同社に勤務していたことは認められるが、申立人から提出された上記のはがきについては、消印が昭和32年11月と判読できることから、申立人が入院した時期については、申立人が主張する31年6月頃ではなく申立期間①より後の32年11月と考えられる。

また、申立人から提出された上記の運転免許証では、A社における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、申立期間②については、申立人から新たな情報や資料等の提出は無く、当該期間の勤務実態等について確認することはできない。

このほか申立期間①及び②に係る申立てについて、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は、平成9年5月頃、社会保険事務所の担当者から証明にならないといわれて給与明細書を処分してしまったことについて、当時の相談員にそのようなことを言った風潮があったか調べてほしいと主張しているため、当該年金事務所に照会したところ、申立人のいう担当者を特定することはできない、との回答があった。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年10月1日から46年11月1日まで
② 昭和46年11月1日から57年2月25日まで

A社に勤務した申立期間①及び②について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。このため、申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、あっせんの対象となる事案は、事業主から、厚生年金保険被保険者が負担すべき保険料を源泉控除されていたと認められることが要件とされている。また、特例法に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、認定すべき額が、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録を上回る場合に記録の訂正を行う必要がある。

A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人の申立期間①及び②に係る標準報酬月額は2万4,000円ないし22万円と記録されているところ、申立人は、「自分の月平均給与手取り額は、昭和40年10月から41年8月までは6万円程度、42年6月頃までは8万円ないし9万円程度、43年6月から45年頃までは12万円ないし15万円程度、46年以降57年2月に退職するまでは28万円ないし36万円であり、記録上の厚生年金保険の月額報酬がこんなに少ないのはごまかされていたとしか考えられない。」として、実際に支給された給与の月額に相当する標準報酬月額に記録を訂正してほしい旨申し立てている。

一方、A社では、申立期間①及び②当時の従業員の厚生年金保険等に係る資料を保存していないため、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない旨回答している。

また、A社における申立期間①及び②当時の代表者は既に死亡しているため供述が得られず、申立人の当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

さらに、申立人が記憶していた同僚及びA社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録から申立期間①又は②当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員のうち、回答の得られた二人の従業員の計3人は、いずれも、「当時の給与明細書等は保管していないが、当時支給されていた給与の月額は、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録と大体同じで、大きな相違は無かったと思う。」旨供述している。

加えて、申立期間②について、A社が加入している健康保険組合から提出のあった、申立人に係る「適用台帳」の写しにおける健康保険の標準報酬月額は、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録とほぼ一致している。

また、申立人については、オンライン記録では、申立期間①及び②のうち、昭和43年7月から44年10月までの期間、45年7月から同年9月までの期間及び46年7月から同年10月までの期間において、厚生年金保険における標準報酬月額等級の、当時の最高等級の標準報酬月額（昭和43年7月から44年10月までの期間は6万円、45年7月から同年9月までの期間及び46年7月から同年10月までの期間は10万円）が記録されており、A社に係る事業所別被保険者名簿からもこのことを確認することができる。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿及びオンライン記録を確認したものの、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無いことから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書、給与所得の源泉徴収票等を保管していないため、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年10月1日から34年8月1日まで
② 平成5年6月29日から同年7月6日まで
③ 平成7年6月21日から同年7月20日まで

A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうち、申立期間①について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。同期入社と同僚は、当該期間の標準報酬月額の記録が1万8,000円であるそうで、自分も同じくらいの給与であり、残業代も支給されていた。当時は病欠も無く、定期昇給が確保されており、報酬額が下がることは考えられないため、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

また、D社（現在は、E社）又はF社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間に要望により転職したが、資格の喪失及び取得の連続性がないのは信じ難いので、当該期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

さらに、G社又はH社（現在は、F社）に勤務した期間のうち、申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間にグループ会社間の出向命令により異動したが、資格の喪失及び取得の連続性がないのは信じ難いので、当該期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録において、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、昭和32年8月から33年9月までの期間は1万4,000円であるところ、同年10月から34年7月までの期間は1万2,000円であることが確認できる。

このことについて、B社の担当者は、申立人の申立期間①に係る報酬月額（総支給額）及び厚生年金保険料控除額について直接確認できる資料は無いとしながらも、「勤務時間や職種の変動に伴う各種手当等の変動によって報酬月額がこの程度下がることはよくあることであり、珍しいことではない。」旨供述している。

また、申立期間①について、「自分と同期の入社である同僚は、当時の標準報酬月額の記録が1万8,000円であると聞いている。」旨申立人が供述している同僚については、上記被保険者名簿及びオンライン記録では、当該期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、申立人と同額の1万2,000円であることが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人の申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額（1万2,000円）は、昭和33年10月に定時決定されている。当該決定は、通常では同年5月から同年7月までの3か月間に実際に支給された給与の総額を3で除した額を標準報酬月額等級表の範囲に当てはめて決めているところ、上記のとおり、申立人の残業手当等が従前より少なければ、32年10月の定時決定時の標準報酬月額（1万4,000円）より減額されていても不自然とは言えない。

加えて、上記被保険者名簿を確認したものの、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、また、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無いことから、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書、給与所得の源泉徴収票等を保管していないため、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、まず、E社から提出のあった申立人に係る「平成5年分退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」において、申立人のD社の退職日は「平成5年6月28日」と記載されている。また、併せて提出のあった、同社が加入していた厚生年金基金（当時）に対する申立人の資格喪失日に係る届出書の控えにおいて、備考欄に「6月28日退職」と記載されている上、申立人の同社における資格喪失日は「平成5年6月29日」と記載されており、これは、厚生年金保険の記録における申立人の同社における資格喪失日と一致している。このことについて、E社では、申立期間②当時、D社では、社会保険事務所及び厚生年金基金への被保険者資格の得喪に係る届出においては、複写式の届出様式を使用していた旨回答している。さらに、E社では、これらの提出資料に基づき、申立人は申立期間②にD社に勤務していなかった旨回答している。

次に、F社から提出のあった申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「健康保険被扶養者（異動）届」の控え並び

に同社が加入している厚生年金基金から提出のあった「厚生年金基金加入員番号払出簿」等において、申立人の資格取得日はいずれも「平成5年7月6日」と記載されており、これらは、厚生年金保険の記録における申立人の同社における資格取得日と一致している。このことについて、同厚生年金基金では、申立期間②当時、F社では、社会保険事務所及び厚生年金基金への被保険者資格の得喪に係る届出においては、複写式の届出様式を使用していた旨回答している。これらの提出資料等からは、申立人の申立期間②における同社での勤務の実態について確認することができない。

また、申立人の申立期間②における雇用保険の加入記録は無い。

- 3 申立期間③については、まず、G社から提出のあった「回章」（社内回覧文書）において、申立人の同社の退職日は「平成7年6月20日」と記載されている。また、併せて提出のあった申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」において、申立人の同社における資格喪失日は「平成7年6月21日」と記載されており、これは、厚生年金保険の記録における申立人の同社における資格喪失日と一致している。

次に、F社から提出のあった申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」において、申立人のH社における資格取得日は「平成7年7月20日」と記載されており、これは、厚生年金保険の記録における申立人の同社における資格取得日と一致している。

また、F社から提出のあった、同社の関連会社であるG社及びH社の申立人に係る「年間個人別台帳」により、申立人は、申立期間③である平成7年6月に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人の申立期間③における雇用保険の加入記録は無い。

- 4 このほか、申立人の申立期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 51 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで

A 社（現在は、B 社）に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に正社員として勤務し、厚生年金保険料は給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答等から判断すると、申立人は、平成 7 年 3 月 13 日から同年 12 月 30 日までの期間、A 社に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が勤務したと主張している A 社については、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、当該事業所名及び類似の名称での確認を行ったものの、厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、B 社の総務担当者は、申立期間について、「平成 7 年当時、A 社の従業員については、親会社である当社において雇用保険にのみ加入させており、また、当時、当社は厚生年金保険に事業所として加入していなかった。」旨供述しているところ、オンライン記録では、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 10 年 1 月 1 日であり、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、B 社から提出のあった、A 社の申立人に係る「平成 7 年分賃金台帳」の写しにより、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことが確認できる上、当該提出資料において確認できる月例給与の差引支給額は、申立人から提出のあった取引金融機関の預金通帳において確認できる同社からの月例給与振込額と一致している。

加えて、申立人が記憶していた同僚は、オンライン記録では、B 社が厚生年金保険の適用事業所となった平成 10 年 1 月 1 日に、同社において被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人と同様、申立期間に厚生年金保険の加入記録が無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
事業主としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。申立期間に 41 万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を社会保険事務所（当時）に納付していたので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、平成9年3月から13年3月までの期間は41万円、同年4月から同年8月までの申立期間は、同年4月の標準報酬月額の随時改定により30万円と記録されており、当該随時改定は同年8月31日に処理されている。

また、A社から社会保険関係事務を委託されていた事業所から提出のあった「取締役会議事録」（A社が作成）において、申立人の報酬月額を平成13年1月から30万円に改定する議案を可決確定した旨記載されていること、同様に提出のあった申立人に係る「健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届」の写しにおいて、申立人の標準報酬月額を、同年1月ないし同年3月の報酬月額（いずれも30万円）に基づき、同年4月以降30万円に改定する旨記載されていること等から判断すると、オンライン記録において確認できる上記随時改定は、同社の届出により行われたものと認められる。

さらに、オンライン記録及び申立人の供述によれば、A社における厚生年金保険被保険者は申立人一人であるところ、申立人及び金融機関から提出のあった同社の社会保険料振替口座の記録によれば、平成13年4月から同年7月までの4か月の社会保険料については、いずれの月も41万円の標準報酬月額に見合う金額の振替が確認できるものの、同年8月の社会保険料については振替が確認できず、同年9月の社会保険料については上記4か月の各月より少額の振替が確認できる。そして、これら13年4月から同

年9月までの6か月分の社会保険料振替金額の合計額を基に算定した一月当たりの標準報酬月額、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録（30万円）と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、法務局の履歴事項全部証明書により、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる申立人は、同社において社会保険関係の届出等に権限を有し、厚生年金保険料の給与からの控除及び社会保険事務所に対する保険料の納付についても知り得る立場であったと考えるのが相当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたとしても、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人は、上述のとおり特例法第1条第1項ただし書の規定に該当する者と認められることから、申立期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から13年3月31日まで
代表取締役としてA社に勤務した期間のうち、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、実際の給与の月額に相当する標準報酬月額と相違している。このため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成7年2月から8年5月までの期間については、オンライン記録において、A社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初59万円と記録されていたところ、同年6月13日付けで、一旦記録された7年1月の標準報酬月額の随時改定及び同年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消された上で、同年2月1日に遡って、同年2月から8年5月までの期間について20万円へと減額訂正されている。そして、当該減額処理の結果、同年6月から同年9月までの期間に係る標準報酬月額も引き続き20万円と記録されている。

また、申立期間のうち、平成11年7月から12年3月までの期間については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初、11年7月は20万円、同年8月から12年3月までの期間は47万円と記録されていたところ、同年4月6日付けで、一旦記録された11年8月の標準報酬月額の随時改定が取り消された上で、同年7月1日に遡って、同年7月から12年3月までの期間について18万円へと減額訂正されている。そして、当該減額処理の結果、同年4月から同年6月までの期間に係る標準報酬月額も引き続き18万円と記録されている。

さらに、申立期間のうち、平成12年7月から同年9月までの期間については、オンライン記録において、申立人の標準報酬月額は、当初18万円と記録されていたところ、13年3月28日付けで、一旦記録された12年10月の標準報酬月額の定時決定が取り消された上で、同年7月1日に遡って、同年7月から同年9月までの期間について11万

8,000円へと減額訂正されていることが確認できる。

一方、申立人は、社会保険事務所（当時）に対する「質問応答書」において、厚生年金保険の標準報酬月額を引き下げる記録の訂正が行われた平成7年2月1日から12年9月30日までの期間、A社の事業主の立場にあった旨回答しているところ、同社に係る閉鎖登記簿謄本等により、申立人は、申立期間及び上記複数回の標準報酬月額の減額処理が行われた当時、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「平成6年頃より、A社の経営状況は悪化しており、これに伴い、厚生年金保険料を含む社会保険料を滞納していた。」旨供述しているところ、申立人は、上記「質問応答書」においても、当時、A社では社会保険料の滞納があった旨回答している。

さらに、申立人は、上記複数回の標準報酬月額の減額処理が行われた当時、社会保険事務所からの呼出しに応じて同事務所に出向き、滞納保険料の処理について同事務所の担当職員の指導を受け入れ、これに基づき、同事務所に対して標準報酬月額の減額に係る届出を行ったことを認めている。

これらのことから、A社の代表取締役であった申立人は、社会保険事務所の担当職員から、自らの標準報酬月額を減額して同社の滞納保険料に充当する必要がある旨の説明を受け、これに伴い、同社の代表取締役としての責任を取り、自らの標準報酬月額の減額に同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であった申立人は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額の減額に同意しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間のうち、平成7年2月から8年9月までの期間、11年7月から12年6月までの期間及び同年7月から同年9月までの期間における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

次に、申立期間のうち、平成8年10月から11年6月までの期間及び12年10月から13年2月までの期間については、オンライン記録において、A社における申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、8年10月から11年6月までの期間は20万円、12年10月から13年2月までの期間は11万8,000円とされているところ、同記録では、申立人に係る8年10月、9年10月、10年10月及び12年10月の標準報酬月額の定時決定は、8年8月30日、9年9月1日、10年9月1日及び12年8月31日にそれぞれ処理されていることが確認でき、訂正の記録も無いことから、社会保険事務所の事務処理に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人は、申立内容を裏付ける給与明細書、給与所得の源泉徴収票等を保管していないため、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このほか、申立期間のうち、平成8年10月から11年6月までの期間及び12年10月から13年2月までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、上記のとおり、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが確認できる申立人は、同社において社会保険関係の届出等に権限を有し、厚生年金保険料の給与からの控除及び社会保険事務所に対する保険料の納付についても知り得る立場であったと考えるのが相当である。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）は、事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に、申立期間のうち、平成8年10月から11年6月までの期間及び12年10月から13年2月までの各期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたとしても、申立期間当時、A社の代表取締役であった申立人は、上述のとおり特例法第1条第1項ただし書の規定に該当する者と認められることから、申立期間については同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月30日から同年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和35年6月30日に同社を退職したため、被保険者資格喪失日は同年7月1日になるはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A社は、昭和56年6月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡しており、同社の総務担当者は連絡先が不明である上、同社の事業主の子は、「当社は昭和56年に廃業し、書類を処分したので、当時の人事記録等を保管していない。」と回答しているため、同社及びこれらの者から申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間と同時期に勤務していた元従業員1名に照会したところ、「申立人の退職日については不明。」と回答しているため、同社の従業員から申立人の同社の退職日を確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿により、申立人を除く47名のA社における被保険者資格の喪失日を見ると、1日喪失者は18名いるが、月末日喪失者は12名いることが確認できる。

加えて、A社において月末日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している元従業員7名に照会したところ、回答のあった3名は「自分の具体的な退職日は不明。」としているため、同社における退職日と厚生年金保険の被保険者資格喪失日の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 4 月 17 日頃から同年 11 月 17 日まで
② 昭和 50 年 1 月 18 日から同年 2 月 18 日頃まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和 48 年 4 月 17 日頃から 50 年 2 月 18 日頃まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人がA社で一緒に勤務していたとする同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社は、昭和 48 年 11 月 17 日に任意適用により厚生年金保険の適用事業所となったことが確認でき、申立期間①には適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立人及び上記同僚は、「申立期間①当時のA社の従業員数は、社長を含め4人であった。」と供述していることから、申立期間①当時、同社は、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていなかったことがうかがわれる。

申立期間②について、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主に、申立人の勤務状況について2回照会したが回答が無いため、事業主から申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社の上記同僚は、「申立人より先に退社した。」と回答しており、申立人が名前を挙げた別の同僚は、上記被保険者名簿に氏名が無いため、これらの同僚から申立期間②に係る申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月1日から50年7月31日まで
A事務所に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同事務所に勤務しているときに厚生年金保険料を5、6回郵便局で納めた記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和49年分の給与所得の源泉徴収票には、就職年月日が49年10月1日と記載されており、申立人が同年10月1日からA事務所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A事務所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、申立人は、「A事務所は個人の税理士事務所であった。」と供述しており、上記源泉徴収票においても同事務所は法人ではないことが確認できることから、同事務所は厚生年金保険法第6条第1項第1号に定める適用業種に該当しないため、強制適用事業所ではなかったと考えられる。

一方、オンライン記録及びB社に係る事業所別被保険者名簿により、申立人が、昭和50年2月1日から同年8月6日までの期間は、同社の被保険者期間となっている記録が確認できる。

また、申立人は、A事務所とB社に同時に勤めたことはないと述べており、申立人が上記B社が発行したと考えられる昭和50年1月分から同年7月分までの出金伝票を所持していることから判断すると、申立人は、申立期間のうち同年1月以降はA社で勤務していたとは考え難い。

さらに、上記源泉徴収票には社会保険料の記載が無いことが確認できることから、申立人は、A事務所において厚生年金保険に加入していなかったと考えられる。

このほか、申立人のA事務所における申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がA事務所において厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 13715 (事案 1830 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年3月から同年6月まで

A社に勤務した期間に厚生年金保険の加入記録が無い旨の申立てを第三者委員会に行った際、昭和60年4月2日から同年6月4日までの期間、B社(現在は、C社)で雇用保険の加入記録があることが判明した。申立期間はB社から火力発電所の建設現場事務所に派遣されて翻訳の仕事をしていたのは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社では従業員全員を厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられること、また、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認できないこと、さらに、昭和60年4月2日から同年6月4日までの期間は、B社で雇用保険の加入記録があり、当該期間は、A社での勤務期間とは認められないことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年3月18日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

このため、申立人は、「申立期間についてB社における厚生年金保険の加入期間を再調査してほしい。」と再申立てを行っている。

これについて、申立期間当時のB社の経理担当者は、「申立人に関する伝票が回ってきたことを記憶している。」と回答しており、また、申立人の雇用保険の加入記録からも、申立人が申立期間において同社の業務に従事していたことは認められる。

しかしながら、C社は、「申立人の契約書は保存しておらず、申立人を雇用保険に加入させた理由については、関係書類が無く、不明であるが、昭和60年は派遣事業を行っておらず、当時は請負という形態で仕事を引き受けてもらっていたので、申立人も同様であったのではないかと思われる。また、当時厚生年金保険に加入させた者は正社員として雇い入れた者だけであるので、正社員ではなかった申立人は厚生年金保険に加入

させていないはずである。61年7月から派遣事業を実施し、以後派遣社員によっては、厚生年金保険の被保険者資格を取得させている。」と回答している。

また、厚生年金保険の保険料控除について、C社の管理部の担当者は、「厚生年金保険に加入させていない以上、厚生年金保険料は控除していないはずである。」と供述している。

さらに、B社に係る事業所別被保険者名簿により、昭和60年の1年間に10人の従業員が同社において被保険者資格を取得していることが確認できるが、C社は、「この10人は全員B社に正社員として雇い入れられた者である。」と回答しており、申立人と同様の形態で業務に従事した者は確認できない。

加えて、上記被保険者名簿では申立期間に健康保険番号に欠番が無く、記載内容に不自然な点は見受けられないことから、社会保険事務所（当時）の不適切な処理はうかがわれぬ。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から13年8月1日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が給与の報酬月額に相当する標準報酬月額と相違している。会社の経営が厳しい時期に社会保険料を滞納したが、滞納保険料は全て納付したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成9年5月1日から10年10月1日までの申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初59万円と記録されていたものが、10年6月1日付けで、9万2,000円に遡って減額訂正が行われていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は上記減額訂正が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「A社は平成9年から10年頃まで、一時経営が苦しくなり、保険料を滞納したことがあった。社会保険事務所（当時）から厚生年金保険料を納付しなくてもよい方法があるので手続したらどうかとの話があり、社会保険事務所関係書類に代表者印を押した記憶がある。」と供述している。

なお、申立人が提出した滞納金額内訳、未納金額内訳、納入告知書不発行通知書、保険料（拠出金）超過額充当通知書、来所通知書、手書き記載の納付書から判断すると、申立人が納付したとする滞納保険料は、減額訂正前の当初の標準報酬月額に基づく保険料ではなく、減額訂正された標準報酬月額に基づく保険料であり、申立人は、この保険料を平成11年7月21日から14年12月24日まで13回に分けて納付したことが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの

標準報酬月額の特額減額訂正処理の届出に關与しながら、当該減額訂正処理を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の当該期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

なお、当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成10年10月1日）で9万2,000円と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとはいえない。

2 申立期間のうち、平成10年10月1日から13年8月1日までの申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、10年10月から12年9月までは9万2,000円、12年10月から13年7月までは9万8,000円と記録されており、この間、3回にわたる申立人に係る標準報酬月額の定時決定は、申立人から提出された健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書（副）から判断すると、いずれも当該届出に基づき適切な時期に処理されており、社会保険事務所の処理に不合理な点は見当たらない。

また、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は上記届出が行われた当時、同社の代表取締役であったことが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険の保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨が規定されている。

そのため、申立人は、申立期間の保険料控除が確認できる資料として、一部期間の給与明細データを提出しているものの、仮に申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は当該事業所の代表取締役として、自身の給与計算や社会保険の届出事務を行い、厚生年金保険料の控除及び納付について知り得る立場であることは明らかであることから、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当することから、申立人の当該期間については、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月 1 日から同年 11 月まで
② 昭和 33 年 4 月 1 日から同年 11 月まで

厚生年金保険の記録によれば、A事業所（現在は、B局C事業所）に勤務した申立期間①及び②の加入記録が無い。しかし、それぞれ勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B局は、C事業所で保管している資料を確認したが、申立人の在籍が確認できなかったとしていることから、申立人の申立期間①及び②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は、申立期間①及び②において「夏場だけの季節労働者として勤めていた。」と供述しており、C事業所から提出されたA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を調査したところ、昭和 32 年度及び 33 年度の資格取得者は、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録と全て一致しており、申立期間①及び②において、申立人に係る記録は確認できない。

さらに、C事業所は、当時、A事業所に勤務していた申立人を覚えていた者から、「申立人は当時年も若く、班長だった父親について雑用係のような仕事をしていました。厚生年金保険に加入していなかった可能性が考えられる。」との供述を得られたとしている。

加えて、上記の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当時、被保険者であった同僚及び従業員 19 人に照会したところ、回答があった 6 人は申立人を知っているもの

の、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について覚えていないことから、これらの者から申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年3月17日から同年12月3日まで

A社に継続して勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は間違いなく同社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に、A社に勤務していたと申し立てている。

しかし、A社が商号変更したE社は、既に解散している上、当時の事業主の連絡先は不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が記憶する同僚3人は、連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除についての供述を得ることができない。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間に被保険者であり連絡先が判明した従業員4人に照会したところ、全員から回答があり、そのうちの一人は申立人を覚えていたが申立人の勤務した期間は覚えていないとしており、ほかの3人は申立人を覚えていないことから、これらの者から申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人のA社における標準報酬月額は、昭和34年2月は9,000円となっているが、厚生年金保険の資格を再取得した同年12月は1万8,000円となっていることから、申立人の再取得時の業務内容が資格喪失時と異なる取扱いがされたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年4月1日から44年8月25日まで
② 昭和44年10月27日から45年3月31日まで

A社に勤務した申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。正社員としてB県で勤務していた証拠も有り、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A社に正社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたとしている。

しかしながら、申立人は、A社の所在地をB県としか記憶していない上、事業主や同僚等の名前を覚えていないことから、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、「A」と類似する事業所名を検索したところ、B県内で3つの事業所が確認できた。しかしながら、いずれの事業所に係る事業所別被保険者名簿においても申立人の名前は確認できない上、そのうちの1社は昭和36年5月に適用事業所でなくなっていることが確認できる。

また、これらの事業所のうち2社については、事業主及び従業員に対して照会を行ったが、「申立人を知っている。」と回答した者はおらず、申立人の勤務実態等について確認することができない。

さらに、もう1社については、事業主と連絡が取れず、申立期間①及び②に事業所別被保険者名簿で厚生年金保険の加入記録が確認できる複数の従業員に照会したが、「申立人を知っている。」と回答した者はおらず、申立人の勤務実態等について確認することができない。

加えて、上記事業所のいずれも被保険者名簿に健康保険番号の欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月頃から42年7月頃まで
A事業所に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務している時に子が生まれて病院にかかった記憶もある。申立期間は、厚生年金保険に加入していたと思うので、よく調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務していたとするA事業所は、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、厚生年金保険の適用事業所となった記録が確認できない。

また、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、A事業所の代表者を特定することができない。

さらに、申立人は、A事業所における事業主及び同僚等の氏名を覚えておらず、これらの者から、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの期間について、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人の子がかかった病院に照会したが、当該病院は、「当時の資料は無く、加入していた健康保険は不明。」と回答しており、申立人が当時加入していた健康保険の種類は特定できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年11月1日から34年7月1日まで

自分の父が代表取締役であるA社及びB社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。記録が無いのは社会保険事務所（当時）が自分の記録を抹消したためであり、申立期間も両事業所に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社及びB社に継続して勤務した申立人の兄からの回答及びB社に勤務していた従業員の回答により、申立人が申立期間に両事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、A社は昭和25年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、B社は34年7月1日に適用事業所となっていることから、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社及びB社は既に解散し、当時の事業主は死亡していることから、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができない。

さらに、A社及びB社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から5人の従業員に照会したところ、4人から回答を得たが、申立期間の厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認することができない。

なお、上記被保険者名簿には、年金記録の改ざんの形跡等の不合理な訂正記録は無く、社会保険事務所の事務処理に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年頃から47年頃まで
A大学の食堂に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、大学の食堂で洋食部門の調理担当として勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人がA大学の食堂で調理担当として勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人について、A大学以外の事業所で、申立期間を含む昭和39年11月7日から41年6月15日までの期間、同年6月21日から同年10月10日までの期間、同年11月1日から42年1月31日までの期間、45年2月1日から同年3月31日までの期間及び47年11月1日から48年10月28日までの期間に雇用保険の加入記録が確認できる。

一方、申立人は、「A大学と他の事業所の勤務期間との重複は無い。同大学では継続して勤務していた。」と供述しているため、申立期間のうち他事業所での雇用保険の加入記録が確認できる上記期間については、A大学において継続して勤務していたとは考え難い。

また、昭和46年2月から同年12月までA大学の食堂で洋食部門の調理担当であった従業員は、「洋食部門の調理担当は4人くらいいたが、申立人のことは覚えていない。」と供述している。

さらに、A大学から提出のあった申立期間に係る教職員名簿において、食堂で勤務していた従業員は全て「嘱託」と記載されているが、申立人の名前は確認できない。

加えて、A大学の担当者は、「厚生年金保険に加入させていたのは、正職員と一部の嘱託職員だったと思う。」旨回答しているところ、申立人が記憶している同僚7人のう

ち、5人の名前は上記名簿において確認できるものの、同大学に係る事業所別被保険者名簿で厚生年金保険の被保険者資格を取得している者はそのうちの二人のみであることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月27日から59年4月1日まで
A社が初めて設立した海外現地法人の責任者として海外勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に継続して勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の役員及び複数の従業員の供述により、申立人が申立期間に同社の海外現地法人に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社で給与計算を担当したとする事業主の妻は、「海外現地法人の給与は現地法人から支払われ、本社とは別であった。当時の資料は処分しているため、厚生年金保険料の取扱いについては不明。」と供述している。

さらに、前記の役員は、「申立人は海外現地法人の支社長として赴任したが、厚生年金保険の加入状況は不明である。また、現地法人の経理は独立採算であり、給与は現地法人から支払われたと思う。」と供述している。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年春頃から26年12月28日まで
A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。昭和26年12月に事業所が移転する前の申立期間において同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にA社に勤務していたと申し立てているが、申立期間に同社が所在したとする地域を管轄する法務局に商業登記の記録が無く、B社は、「移転する前のA社については記憶が無い。申立期間当時の話は、資料が無いため不明である。」と回答していることから、申立期間当時のA社の所在を確認することができない。

また、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により昭和27年1月1日であることが確認でき、申立期間は適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和27年1月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している22人のうち連絡の取れた3人に照会したが、同日以前の同社の厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

加えて、申立人はA社の上司二人及び同僚4人の名字のみ記憶していることからこれらの者を特定できず、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の取扱いについて回答を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から39年7月まで

A社(後に、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社ではCの配達係として勤務していたが、同僚の姓を覚えているので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人が、A社及びB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社及びB社の事業主は既に死亡しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、A社及びB社に係る事業所別被保険者名簿により、申立期間当時に厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に照会したところ、そのうちの一人は、「申立人と同じ配達係であったが、申立人のことは記憶に無い。正社員であれば厚生年金保険に加入していたと思われる。」旨供述している。

さらに、申立人は、運転免許証を所有していなかったと供述しているところ、上記配達係の同僚は、「配達係は商用車にCを一人で積み込み、一人で運転して配達する仕事であり、運転免許証は必須であった。」旨供述している。

加えて、上記同僚のうちの一人は、「申立人の勤務期間は短期間であり、正社員ではなかったと思われる。」旨供述しており、ほかの一人は、「配達係にはアルバイト社員も在籍していた記憶がある。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年11月1日から59年10月1日まで

A社B店に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同社に勤務し、退職時は店長をしていた。また、同社を退職後、公共職業安定所で雇用保険の求職者給付を受けているので厚生年金保険にも加入をしていたはずである。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社退職後に雇用保険の求職者給付を受けていた旨主張しているところ、雇用保険の記録において、申立人の同社における被保険者資格の取得日は昭和55年7月21日、離職日は57年9月15日であること、及び求職者給付を受けたことが確認できることから、申立期間のうち同年9月16日以降の勤務は考え難い。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和58年7月2日であり、申立期間のうち52年11月1日から58年7月1日までは適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、A社は、「昭和58年7月2日に厚生年金保険の適用事業所になっており、適用事業所になる前に社員の給与から厚生年金保険料は控除していない。また適用事業所になった当時は正社員のみ加入手続を行っており、アルバイトは加入させていなかった。当社の記録では、申立人はアルバイト扱いであった。」と供述している。

加えて、申立期間当時のA社の元従業員は、「入社したときにはA社は厚生年金保険の適用事業所になっておらず、同社において5人以上の従業員が在籍していれば厚生年金保険に加入できることが分かり、加入に至った。」旨供述をしている。また、別の元従業員は、「A社には昭和53年頃に入社したが、入社した当時、同社は厚生年金保険に加入しておらず、58年に会社から、今後同社は厚生年金保険に加入すると言われ加入した。」旨供述している。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間の昭和 52 年 11 月から 59 年 9 月までの全期間、国民年金に任意加入し、その保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
A 社 (現在は、B 社) に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に昭和 60 年 8 月 31 日まで勤務した記憶があるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人がA社を昭和 60 年 8 月 30 日に退職したことが確認できる。

また、B社の事業主は、「申立期間当時の就業規則を保管していないが、平成 6 年頃の就業規則では 7 月及び 8 月の土曜日は休日としており、それ以前に当該取扱いを変更した記憶は無く、申立期間当時も同様の扱いであったと考えられる。また、昭和 60 年 8 月 31 日は土曜日であったことから出勤日ではなく、申立人は同年 8 月 30 日に退職した。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 8 月 5 日から 49 年 2 月 16 日まで
② 昭和 49 年 2 月 16 日から 56 年 3 月 1 日まで
③ 昭和 56 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①から③までの厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているので、当該期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の人事担当者は、「当時の賃金台帳を含む関係資料を保有していない。」旨供述していることから、A社における申立期間①から③までについて、申立人の主張する標準報酬月額及び保険料控除額を確認することができない。

また、A社において、申立人と同職種、同期入社でほぼ同年齢の複数の元同僚及び申立人より高学歴でほぼ同年齢の元同僚の標準報酬月額は、申立期間①から③までについて、オンライン記録及び申立人と同職種、同期入社でほぼ同年齢の元同僚から提出のあった昇給通知書によると、申立人とほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるという事情は見当たらない。

さらに、A社の複数の元従業員は、「当時の自身の厚生年金保険の標準報酬月額の記録に間違いはない。」旨供述している上、同社のC工場、D販売所及びE支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の申立期間①から③までの標準報酬月額は、オンライン記録とも一致しており、遡って標準報酬月額の訂正処理が行われたこととはうかがわれないなど、その記載内容に不自然さは見当たらない。

このほか、申立人の申立期間①から③までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から③までについて、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から8年1月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、代表取締役であったが、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として在職し、厚生年金保険の被保険者であったことがオンライン記録及び同社の商業登記簿謄本により認められる。

また、申立人の標準報酬月額は、オンライン記録において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年1月31日の後の同年2月6日付けで、7年1月から同年9月までは36万円が9万2,000円に、同年10月から同年12月までは50万円が9万2,000円に、それぞれ遡って減額処理されていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、「平成8年2月頃、滞納社会保険料のことで社会保険事務所(当時)に相談に行き、自身の標準報酬月額を遡って減額処理することにやむなく承諾し、その処理を社会保険事務所に一任した。」旨供述している上、A社の元従業員も「申立人は、申立期間当時、当社の代表取締役として全ての権限を有していた。」旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額処理に同意していながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 1 月 6 日から 52 年 8 月 26 日まで
厚生年金保険の加入状況について調べたところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間について記録が無いことが分かった。申立期間も同社に継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における従業員の供述から、退社時期は特定できないが、申立人が同社に継続して勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に亡くなっており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人が申立期間当時の社会保険事務担当をしていたと記憶する申立人の姉は、「申立期間の社会保険事務は担当しておらず、当時の厚生年金保険料の控除については不明である。」旨供述している。

さらに、雇用保険の加入記録では、申立人のA社における離職日は昭和 51 年 1 月 6 日であることが確認でき、厚生年金保険の資格喪失日とほぼ一致していることが確認できる。

加えて、申立人に係る申立期間の厚生年金保険被保険者原票において、昭和 51 年 1 月 26 日に健康保険証を返納していることが確認できる。

このほか、申立人について、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年2月12日から同年4月1日まで
ねんきん特別便を見て、A県立B病院に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無いことが分かった。同社には申立期間について、産休代用員として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A県立B病院が提出した雇用通知書により、申立人が申立期間に同病院に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A県立B病院では、「A県病院事業局日々雇用職員取扱要綱の規定に基づき、臨時的雇用で2か月以上の雇用でない場合は、社会保険への加入はしておらず、厚生年金保険料を控除していない。」と回答している。

また、A県立B病院に係る被保険者番号原票から、申立期間及び申立期間前後に厚生年金保険に加入していることが確認できる16名について被保険者期間を調査したところ、全員が2か月以上厚生年金保険に加入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年3月30日から同年4月1日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に平成6年3月31日まで勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、平成6年3月31日までA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日は、平成6年3月30日と記録されているほか、同社は、申立人が退職した月について保険料を控除していない旨回答している。

また、A社の経理部長（社会保険も担当）は、申立期間当時、同社を退職した月については、同月内に厚生年金保険から脱退させる手続きを行い、従業員の給与から厚生年金保険料は控除しなかった旨供述している。

さらに、A社における申立期間当時の社会保険事務担当者は、同社は伝統的に、退職の際に社会保険料の負担を軽減させるため、月末日の前日に離職した形をとる取扱いを行っていた記憶がある旨回答しているほか、当該担当者は、自身も同社に月末まで在籍していたが、厚生年金保険の資格喪失日は、月の末日となっており、申立人と同じ資格喪失日処理をされていると思う旨供述している。

加えて、オンライン記録から、A社において平成6年当時に複数の従業員が月の末日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認でき、このことは、同社の経理部長及び申立期間当時の社会保険事務担当者の回答と一致する。

これらのことから判断すると、申立人は、A社において申立期間に厚生年金保険料を控除されていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月1日から51年7月1日まで
② 昭和53年9月16日から55年5月16日まで

A社に勤務した期間のうちの申立期間①及びB社に勤務した申立期間②について、ねんきん定期便に記録されている標準報酬月額より、実際に支給されていた給与はもっと多かったはずである。申立期間①及び②の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、ねんきん定期便に記録されているA社における当該期間の標準報酬月額より、実際に支給されていた給与はもっと多かったと主張している。

しかしながら、A社は、平成10年7月に閉鎖しており、事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間①における給与支給額や厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、申立期間①当時に経理事務を担当していた従業員は、自身の業務について覚えておらず、給与明細書等も所持していない旨供述している。

さらに、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間①当時に被保険者資格を有する者は、事業主の妻（故人）と上記経理担当者の二人のみであり、そのほか連絡先が判明した従業員二人に、同社の厚生年金保険の取扱い等について照会を行ったが、回答を得ることができなかった。

加えて、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、上記被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人の標準報酬月額に係る記録について、遡及訂正等、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、

これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、ねんきん定期便に記録されているB社における当該期間の標準報酬月額より、実際に支給されていた給与はもっと多かったと主張している。

しかしながら、B社は、申立人の申立期間②当時の標準報酬月額及び保険料控除額に関する資料を保管しておらず、申立ての事実については確認できない旨回答している。

また、B社が保管する申立人に係る入社時資料によると、部署「販売」、職名「アルバイト」、給与本給「40,000」と記載されており、同社に係る事業所別被保険者名簿に記録されている申立人の被保険者資格取得時標準報酬月額（7万2,000円）について、不自然であるとは言えない。

さらに、上記被保険者名簿から、申立人と同時期に被保険者資格を有する従業員11人に照会を行い3人から回答を得たが、いずれも給与明細書等を所持しておらず、当時の給与額についても記憶していない旨供述しているほか、そのうちの二人は、B社の社会保険事務所（当時）への届出について、実際の給与額と異なる額で届出を行うようなことはなかったと思う旨、残りの一人は記憶していない旨供述している。

加えて、申立人は、給与明細書等の資料を所持しておらず、上記被保険者名簿及びオンライン記録では、申立人の標準報酬月額に係る記録について、遡及訂正等、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない上、申立人と同時期又は前後に入社した同職種の従業員10人の被保険者資格取得時標準報酬月額は、申立人のものと同額であり、昭和54年10月の定時決定においても不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 1 日から同年 10 月 30 日まで

A病院に勤務した期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は、同病院に臨床検査技師として地域の医院及び健診等で収集された血液等を検査する業務を行っていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間のうち昭和 60 年 5 月 1 日から同年 10 月 31 日までの期間、A病院に勤務していたことが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、A病院が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成 3 年 6 月 1 日であり、申立期間は、適用事業所となっていない期間であることが確認できる。

また、A病院が厚生年金保険の適用事業所となる以前に勤務していた従業員の厚生年金保険の取扱いについて、同病院における現在の事務担当者は、厚生年金保険には未加入のようである旨回答しているほか、申立期間当時、同病院に勤務していた事務担当者は、適用事業所となる前から勤務しているが、適用事業所となる以前は、給与から厚生年金保険料を控除されていなかった旨回答している。

さらに、申立期間時代にA病院に勤務していた上記の事務担当者は、申立人が記憶している同僚の臨床検査技師について、確かに在籍し勤務していたことを記憶しているが、臨床検査技師は、適用事業所となる前も、適用事業所となった後も、厚生年金保険には加入させていなかった旨供述している。

加えて、A病院の運営母体であるB団体に申立期間時代に各事業所に勤務していた従業員の厚生年金保険の取扱いについて照会を行ったところ、雇用契約は、各事業所と従業員の間で締結されており、厚生年金保険には各事業所で加入していたため、B団体では加入していなかった旨回答していることから判断すると、申立人が、同病院が申立期

間を含め厚生年金保険の適用事業所となる以前に、他の事業所で厚生年金保険に加入していたとは考えにくい。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。